

據よ、余嘗て招かれて一婦人を見まひし、二度出血して、その命殆危いのちほろんぶかりしこと有り、この即右に述べたる心得を忘却ぼうくわくして、三箇月と四箇月との間、流産せし後、一二時間より直に臥床より出でたるは困りてあり、抑婦人の流産せし後、餘り早く出歩くこと、實に甚宜しからず、一体その當坐たうざよ、子宮平生よりも大きくなりて、重きものなる故、動もすれば、子宮脱しきうだつを起し、又それほどの害なきとて、白帶下はくたいげを患ふる恐あり、何れも流産の後一週間又十日間、ひたと平臥し居れば、此の患を免るゝものなり、然れば、其の期に因りての心得を、左に陳べんとす、

第一期、禁戒の時節よりして、其の時に治療を加へ、流産せざる手段を勉むべし、

第二期、望治ぼうぢの時節よりして、深く心を用ゐれば、全く治せることを得べし、

第三期、最早効を奏そうすべき手段なき時節あれば、余その取扱方を記さず、

第五篇

筭日即分娩の期限を豫知する法

産室うぶやに籠こもる時限ときりの初はつ次つぎの時ときより少すくき婦人むねんのために極大切なるものなり故ゆゑなるたけ確たし又分娩ぶんべんの期限きげんを何時いつと決定けつぎんすることを願ねがふと知るべし

然しかれど、奈何いかんにせん、世よの筭日さんじつと名なづくるもの又またその他の方術しゅたを以もつて出産しゅつさんの日ひを必かならずと定さだむるの甚難じきんきことよして、これを知るに不都合ふごうなる事こと状じやう數多かずおほあり、就中ちゆうちゆう懷妊わいにんの間の長短ちやうたん定さだまらざる事ことの、その最もたるものよして、醫師いしも或ある陽曆やうりきよて九箇月くわんげつを限かぎるといひ、或ある陰曆いんりきよて十箇月じゆげつに至いたるといふものあれば、自時日じじつの計筭けいさんも亦異同いどうあり、懷妊わいにんの時間じかんの幾日いくじつなるぞといふことを書物しよぶつの上に檢しらべ、又醫師いしの説話はなしに聞きくは、陽曆やうりき九箇月くわんげつ即すなはち四十週間しじゅうしゅうかんとありて、九箇月くわんげつも四十週間しじゅうしゅうかんも同おなじ事こと

のやうにいへり、然しかれど、熟考じよくかうふるに、この説せつの事實じじつに適あはず、何なにとなれば、陽曆やうりき九箇月くわんげつと四十週間しじゅうしゅうかんとの、その日數じつず七日ななじつほどの差ちがひありて、陽曆やうりきの九箇月くわんげつの、その月の大小たうせうに隨したがひ、二百七十三日にひやくしちじゆさつより、二百七十五日にひやくしちじゆごじつまでの日數じつずなれど、四十週しじゅうしゅうの、即すなはち二百八十八日にひやくはちじゆはちじつなればなり、是こゝ甚肝要じきんの事柄じじやうなるに、世人よじんの此こゝに氣きのつくもの少すくき、殊怪じゆかうしむべきことなり、

筭日さんじつに極きよくめて、善よき法ほうの、月經げつけいの通とほりまひの翌日あつじつより、四十週しじゅうしゅう即すなはち二百八十日にひやくはちじゆじゆじつを懷妊わいにんの時間じかんとし、其そのの翌日あつじつを當あたり日ひと定さだむるにあり、この法ほうを用もちひて計筭けいさんすれば、大抵おほよ過あやつこと少し、余常あまじやうにこの事ことに就つきて、産婦うぶの質問ちやうもんするもの有あれば、先最後さきしゆうの月經げつけいの通とほりたるの何時いつなりしや、何日いつまで通とほりたりしやと問とひ、其その止とどまり日ひより四十週しじゅうしゅうと計筭けいさんす、例れいへば、十二月じふにげつ二十八日にじゆはちじつより四日よっぴの間ま月經げつけい通とほりたりといへば、その翌日あつじつ一月いちげつ一日いちじつより起算きさんす、四十週しじゅうしゅう即すなはち二百八十八日にひやくはちじゆはちじつにて、十月じゆげつ八日はちじつ又またその一二日いちにじつ前後ぜんごに分娩ぶんべんすべ

一と定むるなり、何故ゆゑまかく一二日前後といふかとなれば前にも説く
 如く、懐妊の間の長短ちがひ、甚分明ならざるもの故ゆゑ、必何時いつ何日いつまでと決
 定し難ればなり、勿論婦人によりて、懐妊の間四十週より長きこと有
 り、短きこと有り、然れど、右の手段を用ゐれば、なるたけ出産の期きに近ちか
 時とき日を能く明あきらく知ることを得ん、抑産婦の幾日又ハ幾日前後、産室に
 籠るべしといふことを知るハ、肝要のことなれども、出産前二三十日よ
 なりて、本當の時日を知ること、何より都合よくして、必しもこれを餘り
 早くより知らんことを要せざるあり、
 余分娩の期限を定めんために、婦人又向ひて、最後の月經の通とほたるハ
 何時なりやと問ひしに、答へて、忘れたり、甚歎かばしければ、思ひ出す
 こと能あたへざといふものありき、因りて余思ふに、人の妻たる者ハ、毎月月
 經の通とほたる時日を書き録しるし置き、他日懐妊して後、その止とどまり時ときの幾

日なるかを忘れたる時の用もちは供ふべし、
 今分娩の日を計算するハ便利なるため、左の表を作れり、その用ゐるかた
 又付きて、些少せうの説明を要し、例へば、十二月二十八日より三十一日ま
 で月經通せしならば、計算をばその明日あくるひ即一月一日より數へ始むべし、
 この日付を表中へうのちゆう一月の行ゆき又記したるに眼を着け、然る後にそれに適あて合あ
 する覺動かくどう分娩の日付ひんべんの同おな線せん中ちゆうに列らするを見出す、即五月二十日又覺
 動し、十月の八日に産室に籠ると知るべし、
 然れど、本人月經の止りたる時日を忘れ、またハこの書の第二編に於き
 て委細に説けるが如き事情生じて、日を算ふることハ不都合なること
 有らば、覺動の起るまで待ち、その後又表の中央ちゆうちゆうの行ゆきを見れば、同おな線せんの
 上下、懐妊の始終を記せるを見出だすべし、即假かりハ三月二十日に覺動
 起りしとせば、表中の三月を中行に記せる所、即一月表を視よ、然る時ハ、

十月八日に産室に籠ることを見出だすべし、畢竟覺動の時限も亦甚異なるものなれば、この計算法に據るとも、必確切といひ難けれども、余の示與する所のもの、只是のみあり、

表 日 算

懷妊の日附	覺動の日附	分娩の日附
一月一日	五月二十日	十月八日
一月二日	五月廿一日	十月九日
一月三日	五月廿二日	十月十日
一月四日	五月廿三日	十月十一日
一月五日	五月廿四日	十月十二日
一月六日	五月廿五日	十月十三日
一月七日	五月廿六日	十月十四日
一月八日	五月廿七日	十月十五日
一月九日	五月廿八日	十月十六日
一月十日	五月廿九日	十月十七日
一月十一日	五月三十日	十月十八日
一月十二日	六月一日	十月十九日
一月十三日	六月二日	十月二十日
一月十四日	六月三日	十月廿一日
一月十五日	六月四日	十月廿二日
一月十六日	六月五日	十月廿三日
一月十七日	六月六日	十月廿四日
一月十八日	六月七日	十月廿五日
一月十九日	六月八日	十月廿六日
一月二十日	六月九日	十月廿七日
一月廿一日	六月十日	十月廿八日
一月廿二日	六月十一日	十月廿九日
一月廿三日	六月十二日	十月三十日
一月廿四日	六月十三日	十一月一日
一月廿五日	六月十四日	十一月二日
一月廿六日	六月十五日	十一月三日
一月廿七日	六月十六日	十一月四日
一月廿八日	六月十七日	十一月五日
一月廿九日	六月十八日	十一月六日
一月三十日	六月十九日	十一月七日
二月一日	六月二十日	十一月八日
二月二日	六月廿一日	十一月九日
二月三日	六月廿二日	十一月十日
二月四日	六月廿三日	十一月十一日
二月五日	六月廿四日	十一月十二日
二月六日	六月廿五日	十一月十三日
二月七日	六月廿六日	十一月十四日
二月八日	六月廿七日	十一月十五日
二月九日	六月廿八日	十一月十六日
二月十日	六月廿九日	十一月十七日
二月十一日	七月一日	十一月十八日
二月十二日	七月二日	十一月十九日
二月十三日	七月三日	十一月二十日
二月十四日	七月四日	十一月廿一日
二月十五日	七月五日	十一月廿二日
二月十六日	七月六日	十一月廿三日
二月十七日	七月七日	十一月廿四日
二月十八日	七月八日	十一月廿五日
二月十九日	七月九日	十一月廿六日
二月二十日	七月十日	十一月廿七日
二月廿一日	七月十一日	十一月廿八日
二月廿二日	七月十二日	十一月廿九日
二月廿三日	七月十三日	十二月一日
二月廿四日	七月十四日	十二月二日
二月廿五日	七月十五日	十二月三日
二月廿六日	七月十六日	十二月四日
二月廿七日	七月十七日	十二月五日
二月廿八日	七月十八日	十二月六日
二月廿九日	七月十九日	十二月七日
二月三十日	七月二十日	十二月八日
三月一日	七月廿一日	十二月九日
三月二日	七月廿二日	十二月十日
三月三日	七月廿三日	十二月十一日
三月四日	七月廿四日	十二月十二日
三月五日	七月廿五日	十二月十三日
三月六日	七月廿六日	十二月十四日
三月七日	七月廿七日	十二月十五日
三月八日	七月廿八日	十二月十六日
三月九日	七月廿九日	十二月十七日
三月十日	八月一日	十二月十八日
三月十一日	八月二日	十二月十九日
三月十二日	八月三日	十二月二十日
三月十三日	八月四日	十二月廿一日
三月十四日	八月五日	十二月廿二日
三月十五日	八月六日	十二月廿三日
三月十六日	八月七日	十二月廿四日
三月十七日	八月八日	十二月廿五日
三月十八日	八月九日	十二月廿六日
三月十九日	八月十日	十二月廿七日
三月二十日	八月十一日	十二月廿八日
三月廿一日	八月十二日	十二月廿九日
三月廿二日	八月十三日	十二月三十日
三月廿三日	八月十四日	一月一日
三月廿四日	八月十五日	一月二日
三月廿五日	八月十六日	一月三日
三月廿六日	八月十七日	一月四日
三月廿七日	八月十八日	一月五日
三月廿八日	八月十九日	一月六日
三月廿九日	八月二十日	一月七日
三月三十日	八月廿一日	一月八日
四月一日	八月廿二日	一月九日
四月二日	八月廿三日	一月十日
四月三日	八月廿四日	一月十一日
四月四日	八月廿五日	一月十二日
四月五日	八月廿六日	一月十三日
四月六日	八月廿七日	一月十四日
四月七日	八月廿八日	一月十五日
四月八日	八月廿九日	一月十六日
四月九日	八月三十日	一月十七日
四月十日	九月一日	一月十八日
四月十一日	九月二日	一月十九日
四月十二日	九月三日	一月二十日
四月十三日	九月四日	一月廿一日
四月十四日	九月五日	一月廿二日
四月十五日	九月六日	一月廿三日
四月十六日	九月七日	一月廿四日
四月十七日	九月八日	一月廿五日
四月十八日	九月九日	一月廿六日
四月十九日	九月十日	一月廿七日
四月二十日	九月十一日	一月廿八日
四月廿一日	九月十二日	一月廿九日
四月廿二日	九月十三日	一月三十日
四月廿三日	九月十四日	二月一日
四月廿四日	九月十五日	二月二日
四月廿五日	九月十六日	二月三日
四月廿六日	九月十七日	二月四日
四月廿七日	九月十八日	二月五日
四月廿八日	九月十九日	二月六日
四月廿九日	九月二十日	二月七日
四月三十日	九月廿一日	二月八日
五月一日	九月廿二日	二月九日
五月二日	九月廿三日	二月十日
五月三日	九月廿四日	二月十一日
五月四日	九月廿五日	二月十二日
五月五日	九月廿六日	二月十三日
五月六日	九月廿七日	二月十四日
五月七日	九月廿八日	二月十五日
五月八日	九月廿九日	二月十六日
五月九日	九月三十日	二月十七日
五月十日	十月一日	二月十八日
五月十一日	十月二日	二月十九日
五月十二日	十月三日	二月二十日
五月十三日	十月四日	二月廿一日
五月十四日	十月五日	二月廿二日
五月十五日	十月六日	二月廿三日
五月十六日	十月七日	二月廿四日
五月十七日	十月八日	二月廿五日
五月十八日	十月九日	二月廿六日
五月十九日	十月十日	二月廿七日
五月二十日	十月十一日	二月廿八日
五月廿一日	十月十二日	二月廿九日
五月廿二日	十月十三日	二月三十日
五月廿三日	十月十四日	三月一日
五月廿四日	十月十五日	三月二日
五月廿五日	十月十六日	三月三日
五月廿六日	十月十七日	三月四日
五月廿七日	十月十八日	三月五日
五月廿八日	十月十九日	三月六日
五月廿九日	十月二十日	三月七日
五月三十日	十月廿一日	三月八日
六月一日	十月廿二日	三月九日
六月二日	十月廿三日	三月十日
六月三日	十月廿四日	三月十一日
六月四日	十月廿五日	三月十二日
六月五日	十月廿六日	三月十三日
六月六日	十月廿七日	三月十四日
六月七日	十月廿八日	三月十五日
六月八日	十月廿九日	三月十六日
六月九日	十月三十日	三月十七日
六月十日	十一月一日	三月十八日
六月十一日	十一月二日	三月十九日
六月十二日	十一月三日	三月二十日
六月十三日	十一月四日	三月廿一日
六月十四日	十一月五日	三月廿二日
六月十五日	十一月六日	三月廿三日
六月十六日	十一月七日	三月廿四日
六月十七日	十一月八日	三月廿五日
六月十八日	十一月九日	三月廿六日
六月十九日	十一月十日	三月廿七日
六月二十日	十一月十一日	三月廿八日
六月廿一日	十一月十二日	三月廿九日
六月廿二日	十一月十三日	三月三十日
六月廿三日	十一月十四日	四月一日
六月廿四日	十一月十五日	四月二日
六月廿五日	十一月十六日	四月三日
六月廿六日	十一月十七日	四月四日
六月廿七日	十一月十八日	四月五日
六月廿八日	十一月十九日	四月六日
六月廿九日	十一月二十日	四月七日
六月三十日	十一月廿一日	四月八日
七月一日	十一月廿二日	四月九日
七月二日	十一月廿三日	四月十日
七月三日	十一月廿四日	四月十一日
七月四日	十一月廿五日	四月十二日
七月五日	十一月廿六日	四月十三日
七月六日	十一月廿七日	四月十四日
七月七日	十一月廿八日	四月十五日
七月八日	十一月廿九日	四月十六日
七月九日	十二月一日	四月十七日
七月十日	十二月二日	四月十八日
七月十一日	十二月三日	四月十九日
七月十二日	十二月四日	四月二十日
七月十三日	十二月五日	四月廿一日
七月十四日	十二月六日	四月廿二日
七月十五日	十二月七日	四月廿三日
七月十六日	十二月八日	四月廿四日
七月十七日	十二月九日	四月廿五日
七月十八日	十二月十日	四月廿六日
七月十九日	十二月十一日	四月廿七日
七月二十日	十二月十二日	四月廿八日
七月廿一日	十二月十三日	四月廿九日
七月廿二日	十二月十四日	四月三十日
七月廿三日	十二月十五日	五月一日
七月廿四日	十二月十六日	五月二日
七月廿五日	十二月十七日	五月三日
七月廿六日	十二月十八日	五月四日
七月廿七日	十二月十九日	五月五日
七月廿八日	十二月二十日	五月六日
七月廿九日	十二月廿一日	五月七日
七月三十日	十二月廿二日	五月八日
八月一日	十二月廿三日	五月九日
八月二日	十二月廿四日	五月十日
八月三日	十二月廿五日	五月十一日
八月四日	十二月廿六日	五月十二日
八月五日	十二月廿七日	五月十三日
八月六日	十二月廿八日	五月十四日
八月七日	十二月廿九日	五月十五日
八月八日	十二月三十日	五月十六日
八月九日	一月一日	五月十七日
八月十日	一月二日	五月十八日
八月十一日	一月三日	五月十九日
八月十二日	一月四日	五月二十日
八月十三日	一月五日	五月廿一日
八月十四日	一月六日	五月廿二日
八月十五日	一月七日	五月廿三日
八月十六日	一月八日	五月廿四日
八月十七日	一月九日	五月廿五日
八月十八日	一月十日	五月廿六日
八月十九日	一月十一日	五月廿七日
八月二十日	一月十二日	五月廿八日
八月廿一日	一月十三日	五月廿九日
八月廿二日	一月十四日	五月三十日
八月廿三日	一月十五日	六月一日
八月廿四日	一月十六日	六月二日
八月廿五日	一月十七日	六月三日
八月廿六日	一月十八日	六月四日
八月廿七日	一月十九日	六月五日
八月廿八日	一月二十日	六月六日
八月廿九日	一月廿一日	六月七日
八月三十日	一月廿二日	六月八日
九月一日	一月廿三日	六月九日
九月二日	一月廿四日	六月十日
九月三日	一月廿五日	六月十一日
九月四日	一月廿六日	六月十二日
九月五日	一月廿七日	六月十三日
九月六日	一月廿八日	六月十四日
九月七日	一月廿九日	六月十五日
九月八日	一月三十日	六月十六日
九月九日	二月一日	六月十七日
九月十日	二月二日	六月十八日
九月十一日	二月三日	六月十九日
九月十二日	二月四日	六月二十日
九月十三日	二月五日	六月廿一日
九月十四日	二月六日	六月廿二日
九月十五日	二月七日	六月廿三日
九月十六日	二月八日	六月廿四日
九月十七日	二月九日	六月廿五日
九月十八日	二月十日	六月廿六日
九月十九日	二月十一日	六月廿七日
九月二十日	二月十二日	六月廿八日
九月廿一日	二月十三日	六月廿九日
九月廿二日	二月十四日	七月一日
九月廿三日	二月十五日	七月二日
九月廿四日	二月十六日	七月三日
九月廿五日	二月十七日	七月四日
九月廿六日	二月十八日	七月五日
九月廿七日	二月十九日	七月六日
九月廿八日	二月二十日	七月七日
九月廿九日	二月廿一日	七月八日
九月三十日	二月廿二日	七月九日
十月一日	二月廿三日	七月十日
十月二日	二月廿四日	七月十一日
十月三日	二月廿五日	七月十二日
十月四日	二月廿六日	七月十三日
十月五日	二月廿七日	七月十四日
十月六日	二月廿八日	七月十五日
十月七日	二月廿九日	七月十六日
十月八日	二月三十日	七月十七日
十月九日	三月一日	七月十八日
十月十日	三月二日	七月十九日
十月十一日	三月三日	七月二十日
十月十二日	三月四日	七月廿一日
十月十三日	三月五日	七月廿二日
十月十四日	三月六日	七月廿三日
十月十五日	三月七日	七月廿四日
十月十六日	三月八日	七月廿五日
十月十七日	三月九日	七月廿六日
十月十八日	三月十日	七月廿七日
十月十九日	三月十一日	七月廿八日
十月二十日	三月十二日	七月廿九日
十月廿一日	三月十三日	七月三十日
十月廿二日	三月十四日	八月一日
十月廿三日	三月十五日	八月二日
十月廿四日	三月十六日	八月三日
十月廿五日	三月十七日	八月四日
十月廿六日	三月十八日	八月五日
十月廿七日	三月十九日	八月六日
十月廿八日	三月二十日	八月七日
十月廿九日	三月廿一日	八月八日
十月三十日	三月廿二日	八月九日
十一月一日	三月廿三日	八月十日
十一月二日	三月廿四日	八月十一日
十一月三日	三月廿五日	八月十二日
十一月四日	三月廿六日	八月十三日
十一月五日	三月廿七日	八月十四日
十一月六日	三月廿八日	八月十五日
十一月七日	三月廿九日	八月十六日
十一月八日	三月三十日	八月十七日
十一月九日	四月一日	八月十八日
十一月十日	四月二日	八月十九日
十一月十一日	四月三日	八月二十日
十一月十二日	四月四日	八月廿一日
十一月十三日	四月五日	八月廿二日
十一月十四日	四月六日	八月廿三日
十一月十五日	四月七日	八月廿四日
十一月十六日	四月八日	八月廿五日
十一月十七日	四月九日	八月廿六日
十一月十八日	四月十日	八月廿七日
十一月十九日	四月十一日	八月廿八日
十一月二十日	四月十二日	八月廿九日
十一月廿一日	四月十三日	八月三十日
十一月廿二日	四月十四日	九月一日
十一月廿三日	四月十五日	九月二日
十一月廿四日	四月十六日	九月三日
十一月廿五日	四月十七日	九月四日
十一月廿六日	四月十八日	九月五日
十一月廿七日	四月十九日	九月六日
十一月廿八日	四月二十日	九月七日
十一月廿九日	四月廿一日	九月八日
十一月三十日	四月廿二日	九月九日
十二月一日	四月廿三日	九月十日
十二月二日	四月廿四日	九月十一日
十二月三日	四月廿五日	九月十二日
十二月四日	四月廿六日	九月十三日
十二月五日	四月廿七日	九月十四日
十二月六日	四月廿八日	九月十五日
十二月七日	四月廿九日	九月十六日
十二月八日	四月三十日	九月十七日
十二月九日	五月一日	九月十八日
十二月十日	五月二日	九月十九日
十二月十一日	五月三日	九月二十日
十二月十二日	五月四日	九月廿一日
十二月十三日	五月五日	九月廿二日
十二月十四日	五月六日	九月廿三日
十二月十五日	五月七日	九月廿四日
十二月十六日	五月八日	九月廿五日
十二月十七日	五月九日	九月廿六日
十二月十八日	五月十日	九月廿七日
十二月十九日	五月十一日	九月廿八日
十二月二十日	五月十二日	九月廿九日
十二月廿一日	五月十三日	十月一日
十二月廿二日	五月十四日	十月二日
十二月廿三日	五月十五日	十月三日
十二月廿四日	五月十六日	十月四日
十二月廿五日	五月十七日	十月五日
十二月廿六日	五月十八日	十月六日
十二月廿七日	五月十九日	十月七日
十二月廿八日	五月二十日	十月八日
十二月廿九日	五月廿一日	十月九日
十二月三十日	五月廿二日	十月十日

四月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十
懷妊セシ日附																														
八月	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	
覺動ノ日附																														
一月	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一	二	三	四	
分娩ノ日附																														

四月

懷妊セシ日附

覺動ノ日附

分娩ノ日附

五月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一
懷妊セシ日附																															
九月	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	
覺動ノ日附																															
二月	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	卅一	二	三	四	
分娩ノ日附																															

五月

懷妊セシ日附

覺動ノ日附

分娩ノ日附

		六月		六 月																										
		懷妊セシ日附																												
卅一日	三十日	廿九日	廿八日			廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日
		覺動ノ日附																												
		十一月																												
十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日
		分娩ノ日附																												
		四月																												
十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日

		七月		七 月																										
		懷妊セシ日附																												
卅一日	三十日	廿九日	廿八日			廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日
		覺動ノ日附																												
		十一月																												
十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日
		分娩ノ日附																												
		五月																												
十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日

八月一日	懷妊セシ日附	八月
八月二日		
八月三日		
八月四日		
八月五日		
八月六日		
八月七日		
八月八日		
八月九日		
八月十日		
八月十一日		
八月十二日		
八月十三日		
八月十四日		
八月十五日		
八月十六日		
八月十七日		
八月十八日		
八月十九日		
八月二十日		
八月二十一日		
八月二十二日		
八月二十三日		
八月二十四日		
八月二十五日		
八月二十六日		
八月二十七日		
八月二十八日		
八月二十九日		
八月三十日		
八月三十一日		
九月一日	覺動ノ日附	九月
九月二日		
九月三日		
九月四日		
九月五日		
九月六日		
九月七日		
九月八日		
九月九日		
九月十日		
九月十一日		
九月十二日		
九月十三日		
九月十四日		
九月十五日		
九月十六日		
九月十七日		
九月十八日		
九月十九日		
九月二十日		
九月二十一日		
九月二十二日		
九月二十三日		
九月二十四日		
九月二十五日		
九月二十六日		
九月二十七日		
九月二十八日		
九月二十九日		
九月三十日		
九月三十一日		
十月一日	分娩ノ日附	十月
十月二日		
十月三日		
十月四日		
十月五日		
十月六日		
十月七日		
十月八日		
十月九日		
十月十日		
十月十一日		
十月十二日		
十月十三日		
十月十四日		
十月十五日		
十月十六日		
十月十七日		
十月十八日		
十月十九日		
十月二十日		
十月二十一日		
十月二十二日		
十月二十三日		
十月二十四日		
十月二十五日		
十月二十六日		
十月二十七日		
十月二十八日		
十月二十九日		
十月三十日		
十月三十一日		

九月一日	懷妊セシ日附	九月
九月二日		
九月三日		
九月四日		
九月五日		
九月六日		
九月七日		
九月八日		
九月九日		
九月十日		
九月十一日		
九月十二日		
九月十三日		
九月十四日		
九月十五日		
九月十六日		
九月十七日		
九月十八日		
九月十九日		
九月二十日		
九月二十一日		
九月二十二日		
九月二十三日		
九月二十四日		
九月二十五日		
九月二十六日		
九月二十七日		
九月二十八日		
九月二十九日		
九月三十日		
九月三十一日		
十月一日	覺動ノ日附	十月
十月二日		
十月三日		
十月四日		
十月五日		
十月六日		
十月七日		
十月八日		
十月九日		
十月十日		
十月十一日		
十月十二日		
十月十三日		
十月十四日		
十月十五日		
十月十六日		
十月十七日		
十月十八日		
十月十九日		
十月二十日		
十月二十一日		
十月二十二日		
十月二十三日		
十月二十四日		
十月二十五日		
十月二十六日		
十月二十七日		
十月二十八日		
十月二十九日		
十月三十日		
十月三十一日		
十一月一日	分娩ノ日附	十一月
十一月二日		
十一月三日		
十一月四日		
十一月五日		
十一月六日		
十一月七日		
十一月八日		
十一月九日		
十一月十日		
十一月十一日		
十一月十二日		
十一月十三日		
十一月十四日		
十一月十五日		
十一月十六日		
十一月十七日		
十一月十八日		
十一月十九日		
十一月二十日		
十一月二十一日		
十一月二十二日		
十一月二十三日		
十一月二十四日		
十一月二十五日		
十一月二十六日		
十一月二十七日		
十一月二十八日		
十一月二十九日		
十一月三十日		
十一月三十一日		

懐妊セシ日附		覺動ノ日附		分娩ノ日附	
十一月一日	十一月一日	四月十九日	九月七日	十月十九日	十月十九日
十一月二日	十一月二日	四月二十日	九月八日	十月二十日	十月二十日
十一月三日	十一月三日	四月二十一日	九月九日	十月二十一日	十月二十一日
十一月四日	十一月四日	四月二十二日	九月十日	十月二十二日	十月二十二日
十一月五日	十一月五日	四月二十三日	九月十一日	十月二十三日	十月二十三日
十一月六日	十一月六日	四月二十四日	九月十二日	十月二十四日	十月二十四日
十一月七日	十一月七日	四月二十五日	九月十三日	十月二十五日	十月二十五日
十一月八日	十一月八日	四月二十六日	九月十四日	十月二十六日	十月二十六日
十一月九日	十一月九日	四月二十七日	九月十五日	十月二十七日	十月二十七日
十一月十日	十一月十日	四月二十八日	九月十六日	十月二十八日	十月二十八日
十一月十一日	十一月十一日	四月二十九日	九月十七日	十月二十九日	十月二十九日
十一月十二日	十一月十二日	四月三十日	九月十八日	十月三十日	十月三十日
十一月十三日	十一月十三日	五月一日	九月十九日	十一月一日	十一月一日
十一月十四日	十一月十四日	五月二日	九月二十日	十一月二日	十一月二日
十一月十五日	十一月十五日	五月三日	九月二十一日	十一月三日	十一月三日
十一月十六日	十一月十六日	五月四日	九月二十二日	十一月四日	十一月四日
十一月十七日	十一月十七日	五月五日	九月二十三日	十一月五日	十一月五日
十一月十八日	十一月十八日	五月六日	九月二十四日	十一月六日	十一月六日
十一月十九日	十一月十九日	五月七日	九月二十五日	十一月七日	十一月七日
十一月二十日	十一月二十日	五月八日	九月二十六日	十一月八日	十一月八日
十一月二十一日	十一月二十一日	五月九日	九月二十七日	十一月九日	十一月九日
十一月二十二日	十一月二十二日	五月十日	九月二十八日	十一月十日	十一月十日
十一月二十三日	十一月二十三日	五月十一日	九月二十九日	十一月十一日	十一月十一日
十一月二十四日	十一月二十四日	五月十二日	九月三十日	十一月十二日	十一月十二日
十一月二十五日	十一月二十五日	五月十三日	十月一日	十一月十三日	十一月十三日
十一月二十六日	十一月二十六日	五月十四日	十月二日	十一月十四日	十一月十四日
十一月二十七日	十一月二十七日	五月十五日	十月三日	十一月十五日	十一月十五日
十一月二十八日	十一月二十八日	五月十六日	十月四日	十一月十六日	十一月十六日
十一月二十九日	十一月二十九日	五月十七日	十月五日	十一月十七日	十一月十七日
十一月三十日	十一月三十日	五月十八日	十月六日	十一月十八日	十一月十八日
十二月一日	十二月一日	五月十九日	十月七日	十一月十九日	十一月十九日
十二月二日	十二月二日	五月二十日	十月八日	十二月一日	十二月一日
十二月三日	十二月三日	五月二十一日	十月九日	十二月二日	十二月二日
十二月四日	十二月四日	五月二十二日	十月十日	十二月三日	十二月三日
十二月五日	十二月五日	五月二十三日	十月十一日	十二月四日	十二月四日
十二月六日	十二月六日	五月二十四日	十月十二日	十二月五日	十二月五日
十二月七日	十二月七日	五月二十五日	十月十三日	十二月六日	十二月六日
十二月八日	十二月八日	五月二十六日	十月十四日	十二月七日	十二月七日
十二月九日	十二月九日	五月二十七日	十月十五日	十二月八日	十二月八日
十二月十日	十二月十日	五月二十八日	十月十六日	十二月九日	十二月九日
十二月十一日	十二月十一日	五月二十九日	十月十七日	十二月十日	十二月十日
十二月十二日	十二月十二日	五月三十日	十月十八日	十二月十一日	十二月十一日
十二月十三日	十二月十三日	五月三十一日	十月十九日	十二月十二日	十二月十二日
十二月十四日	十二月十四日	六月一日	十月二十日	十二月十三日	十二月十三日
十二月十五日	十二月十五日	六月二日	十月二十一日	十二月十四日	十二月十四日
十二月十六日	十二月十六日	六月三日	十月二十二日	十二月十五日	十二月十五日
十二月十七日	十二月十七日	六月四日	十月二十三日	十二月十六日	十二月十六日
十二月十八日	十二月十八日	六月五日	十月二十四日	十二月十七日	十二月十七日
十二月十九日	十二月十九日	六月六日	十月二十五日	十二月十八日	十二月十八日
十二月二十日	十二月二十日	六月七日	十月二十六日	十二月十九日	十二月十九日
十二月二十一日	十二月二十一日	六月八日	十月二十七日	十二月二十日	十二月二十日
十二月二十二日	十二月二十二日	六月九日	十月二十八日	十二月二十一日	十二月二十一日
十二月二十三日	十二月二十三日	六月十日	十月二十九日	十二月二十二日	十二月二十二日
十二月二十四日	十二月二十四日	六月十一日	十月三十日	十二月二十三日	十二月二十三日
十二月二十五日	十二月二十五日	六月十二日	十一月一日	十二月二十四日	十二月二十四日
十二月二十六日	十二月二十六日	六月十三日	十一月二日	十二月二十五日	十二月二十五日
十二月二十七日	十二月二十七日	六月十四日	十一月三日	十二月二十六日	十二月二十六日
十二月二十八日	十二月二十八日	六月十五日	十一月四日	十二月二十七日	十二月二十七日
十二月二十九日	十二月二十九日	六月十六日	十一月五日	十二月二十八日	十二月二十八日
十二月三十日	十二月三十日	六月十七日	十一月六日	十二月二十九日	十二月二十九日
十二月三十一日	十二月三十一日	六月十八日	十一月七日	十二月三十日	十二月三十日

第六篇

母の身に就きて説く産室を籠る時の心得

第一章 分娩前の事

分娩の事、及格魯々保兒母水の用法の事、分娩の様子何如からんと思ひ煩ふ婦女の心の苦痛を恐るゝと、安全を願ふとの二つなり、然れどもその全體が、不思議にも、我が願ふ所を遂げらるべき機關は出来て居るものたるを知らば、其の恐懼の念變じて、何事も此く我身を造り、上帝を頼み、安心するやうよなるべし、凡尋常なる分娩の有様を視るよ、己その安からんやうよとの希望あれば、それと應じたる手段出来、殊都合よきこと有りて、皆安全を得らるゝこと疑なきのみならず、何時にても、その時勢は準れて、必用あるだけの氣力を奇妙な有てること、亦明かり、近ごろまで生きて居たり、デマン氏の、有名の産科なり、がその

説は「兒を産むこと、外見の他の事件より危険なるやうなれども、實に
 至りて大丈夫あるさま」の手段にて保護せらるゝものなり」と言は
 れたり又血液運動の事よつきて、千古不朽の發明せしハーブエー氏も、
 亦論じて「兒を産むこと、他の自然の工作よりも別段不思議の非ず、
 萬の事物一として上帝の助けざるの無し」といへり、
 此の事實の、必世の婦女輩をして、初めての出産より先だつて、多少無益の
 心配することを免れしむるの助とやらん故、厚くこれを信すべし、然
 すれば、逃れ難き苦痛を常に考へ居るも、その心極めて丈夫よして、彼の
 愚婦の不熟より起り、又の俗談に言ひ傳ふる災害などを徒ら案下煩ふ
 こと無かるべし、
 苦痛を受くることの多寡、定まらざれば、その人に依りて異なること
 勿論にして、同ト人にて、亦その度ごとく一様ならざるものなり、余の

聞見せしものにて、當人の少くも苦痛なく、抑壓けらるゝ心地もせず、
 て、我ながら驚くほど軽く兒を産みしこと有り、此く餘り又軽き、通常の
 の規則に違ふことなれども、然りとて、餘り重きもまた規則にかなひた
 るもの非ず、多くの此の二箇の中間ありて、少くも苦痛を覺ゆるもの
 なり、余の經驗せし所にて、或る醫師の説、出産の苦の烈きものど
 定まりて、結尾の最堪へがたきものと聞ける、反對して、然る事實の
 罕なるの、實は幸なりと謂ふべしといへり、讀む者深く余の語を信せら
 れよ、くれぐれも出産の事を餘り大なる難儀のやうに話す、甚罪多き
 ことよして、それが爲、却りて眞に大害を醸すことあるを免れず、
 近ごろ世の人、或は格魯、保兒母水を用ゐるより以來、分娩の苦痛烈
 くなりたり、以前より、却りて左程のことも無かりしと思へると言ふも
 のあらん、是此の藥の効能を一層著く示さんが爲に、自苦痛の量を大増

よいへる者あるに惑ひされしより起りしあり、夫尋常の事なる出産よ
つきて、彼是と苦痛の量を誤察して流言せしより、無益に人心を惱まさ
しむること一方あらず、故に深く前文に述べたる説を信し、勇敢平安に
して、妄に疑懼せざるべし、
格魯々保兒母水の何如なるものなるかを説くは、無用のことなれども、
今その畧を言はん、西曆一千八百四十七年に一種の物品ありて、分娩の
苦痛を和ぐることを發明したりとの報告ありて、これを聞くもの、一時
舉りて、且驚き且喜び、別けて婦人の其の安泰なるものなるか否やを知
らんとし、用法何如と問ひ質をも多かりき、實に此の薬の安泰なるも
のにして、決して分娩の妨とならざること判定せるも及びて、世間の醫
師争ひてこれを用ゐ、大抵の節も、使ひざることなきも至れり、
爾後今日までに三十年の星霜を経たり、さて公平にして思慮深き人の、

既に行われし經驗に據り考へて云く、通常の方法にて格魯々保兒母水
を用ゐるは、必無事なりと云ひがたきのみならず、これを用ゐる前も、豫
その害の有無を判言し得ること無く、これを用ゐて害なきもの幾千人
もあれど、これが爲し死を致し、ものも亦少あからずと、此の言は、是産
科の大抵信せざる所あれども、醫師に在りては、固左袒する者多し、
米國比刺提爾比亞の醫師メイグス氏より英國の醫師シン普森氏よ
贈りし書の文云く、貴書の大西洋を経て、通知し來るを待たず、貴國に
於きて、萬人の此の薬を用ゐて無異なる由を疾く傳承せり、然るも、拙者
は適といひながら、此の薬の畏るべき害を醸し、ことを實驗し居る
に、若今數千の産婦の難を見かねて、他の理由なく、唯一時の苦痛を救
んが爲に、此の薬を用ゐ、それが爲に、其の人員中にて、一人をも死傷せし
めば、何の面目ありてか、世人に對すべき、抑分娩は、人間の常事なれば、そ

の法を用ゐて、取り扱ふべきも、此く危険の手段を以て、千一なりとも
 人命を害するの患あることを顧みざるの道理の、萬々なかるべしと、
 余此の説を厚く信ずる故、從來普通の分娩に臨みて、格魯々保兒母水
 を用ゐることをば、嚴しく禁たり、是公然として世に知れたる事實を
 るのみならず、他の幾多の隠密の根由よりても視定めたる思考あり、
 然れど世間の婦人に、此の薬を用ゐて害なしと深く迷ひ居るもの少か
 らざれば、今茲もその害となる景状の一二を掲げ示さんとす、この一た
 びこれを視ば、不熟煉なるものよも了解り易からん、
 格魯々保兒母水を分娩の時に用ゐる分量何如といふも、人よりて其
 の効力異ふゆゑも、一概に何程と定め難し、例へば、甲の嘔ぎて死するは
 どの分量を、乙も用ゐて害なきこと有り、されば巧手實歴の醫師の此の
 薬の分量を適宜に定めて、善き程も與ふること有れども、余が輩に在り

て、當今尙試験中なり、抑幾許の薬量が嘔ぎ堪へらるゝかといふこと
 の前以て知れがたき、言ふまでも無く、第一少しにても、堪へらるゝか
 否や、知らざること能はず、故にこれを用ゐる醫師の、必深くその業に注
 意し、薬の分量の多少をば、産婦の感受によりて定むるあり、余思ふに、醫
 師若目前明白な苦難の景状ある非常の場合にて、此くの如き危険の劇
 薬を用ゐることを妨げざる時、縦令用ゐてそれが爲に萬一産婦を死
 せしむること有るとも、決して罪ありとせざ、然るもそれと異ひ、普通の
 分娩よりて、固危険の劇薬を用ゐることを許すまじき場合に、萬一危
 急の事あるとも、必これを用ゐること勿れ、
 若全く苦痛を覺ぬざらゝめんとして、格魯々保兒母水の効用を十分其
 の體にあらわさしむる時、産婦の死地を去ること僅よ一步よりて、更
 に一二度嘔ぎ込めば、必命を失はんと疑なし、故に分娩は臨む時に深

く薬の用法を慎み、大抵の長き時限乃至數時間を幾箇にも分ち定めて、徐々よこれを喫ぎ込ますべし、抑この薬を常用すべしといふ者の説に據れば、孰れも分娩の始より十分に薬の驗あらんことを必要とせざれども、其の終に驗あらんことを主張するもの甚多し、嗚呼、若天下皆此の薬を用ゐる時より、必その患害の大あらんこと必定なり、さてこの薬の害とあるは、その積聚性効力次第に体の中に積み重なる性の喫ぎ了りたる後に、暫時の間、身體は増加せる効驗を生ずるものなり、マノウ氏の、細密な詮議したる後、すべて麻醉劑に深く注意すべきことを示し、人にて、別して、格魯々保兒母水の用法を戒め、嘗てニウカッスルにて、ハンナグリーナー氏の妻の死せしは、これによれりといへり、格魯々保兒母水は此くの如き事實あるを以て、その常用して不可なることの確証とすべし、

又肺心乃至腦に何か病ある時に、此の薬を用ゐるより、生命を害すること有るは、多くの醫師の信する所にして、余も亦嘗て確よこれを實見したり、すべて何時にても、その病の發し居るといふは、如何ほど丁寧な吟味しても、知れがたきものに、深く注意せざりて、此の薬を與ふるは甚危し、其の烈き後段効力といふものも、亦患害にして、必分娩の後に害を残すことを免れず、然れど、此の薬を用ゐよといふ説を主張するもの、これと反對せる思考にして、その説には、麻酔劑を用ゐるが爲に、母親の健康を増し、分娩の苦痛より生ずる疲労と、神経の抑塞とを緩和する等の効能ありと、余深くこれを考ふるは、普通の分娩の後は、此の疲労と神経の抑塞とのあるものを見ずして、唯に甚遅緩なる分娩にのみ此の事あり、さてかく遅緩なるは、非常の苦痛あるものよりして、固より普通の

分娩といふことを得ず、故に彼輩の格魯々保兒母水の効能を説きて云々と言へるは、普通の分娩につきて云ふに非ずと思へる、且余の普通の分娩の後に、神経の抑塞等あるを絶えて見ざりし故に、決してこれを愛ひず、却てその格魯々保兒母水を用ゐるより害を生せし例數度あれば、只管深くこれを心配せり、但し右に説ける遲緩の分娩に當りて、何如なるありさまなれば、格魯々保兒母水を用ゐて宜しきやといふは、一の疑問なれば、實地に經驗せざれば、未これを知らざること能はず、以上の普通の分娩に麻醉劑を用ゐるの害を擧ぐるものにして、猶この他をも揭示しがたきよあらざ、然れど婦人の格魯々保兒母水に害なしとするのみならず、これを常々用ゐて効能ありと心得居るものを諫戒して、普通の分娩にも嗅がんとするの念を絶たしむるに、此まで足りなむと思へり、

此の藥の今或はこの後又用ゐるといふ場合の如きは、殊半なることにして、確にこれを定めんとするは、實験に富みて識見明なる者の篤と查察る後ならで、能ざる所なり、夫苦痛烈しく死生を關する場合には、臨みて、外科の手術又此の藥を用ゐる時、固宜きのみならず、亦その職務といふべけれども、若一たび誤用すれば、忽死亡に至らしむ、故に尋常の小苦痛を慰めんために、如何ほど輕量にても用ゐるは宜しからざ、最分娩の模様により、此の藥の害なきこと確と解りたる時に、或は用ゐて苦痛を忘れしむべしと雖、その解るに至るは、暫待たずあるべからざ、さればどにかく此の藥の使用を首唱したるシンプソン君の深く感謝すべき者にて、他日君この藥の良否につきて、目今喋々する僻論の終、敗滅し、その使用説の公正なる理に據りて一定するを見ることあらん、是余の切望む所なり、

分娩の近づきたる徴候、本當の分娩の始まる少一前に當りて、種々の變化を顯すことあり、この自然の作用にて、分娩の下地のためになせるものなれども、此の變化の中、産婦に知るゝもの唯一のみ、その即下腹の形と其の大小の變ることにして、大抵の分娩の前より能く解り、時によりて、別して著しく、懐胎後八箇月目よりも九箇月目の方、下腹小くなること往々これあり、此く下腹の小くなる所以、胎兒の以前より下腹降るに由りてなり、この状態、あるひ日又一日と次第に催すことあり、然る時の急よ、知れざれども、數日の後より、發輝と目立つものなり、あるひ日又一夜の中不意に來ることあり、但その分娩の數日前より著るゝこと、罕よして、多くの臨時より僅數時間前より見ゆること常なり、

此の徴候、醫師と産婦とよ分娩の間もなきことを知らざるもの故、殊

よ肝要なりと思ふべし、さてそれよつきて、甚都合善きこともあり、亦不都合なることもあり、都合よきこと、當人數十日以前より、體較軽く、快きことを覺ゆ、呼吸も一層安らかくなり、此より夜分平穩に眠らるゝ是なり、不都合なることは、胎兒の降りたるが爲、膀胱と下腹とを何程か壓迫けられて、それがため刺衝の様子生ぜることある是れなり、

婦人よより、懷妊の末に痛を覺ゆるもの多し、この痛の陣痛と種類全くかはれども、其の場處も痛む間も、屢起ることも、皆甚能く似たるを以て、縱令數人の兒を生みたるものよても、輒く此と彼とを區別すること能ひざらむ、抑此の虚痛と名づくるものよして、その痛先づ脊より腸に起り、やがて腰に及ぼして、それより臀又股に下り、陣痛の如くに發歇して、時どいて、不意に壓下らるゝやうある心地することあり、然

れば、分娩の最中さいちゆうある痛によく似たる故、當人にては分娩の始まりたるなりと思ふのみならず、今にも兒の産れ出るかと思ふに至るものなり、此の痛ハ實の分娩の前十日又十五日頃まへに起ること不定ふていで、それより分娩の前まで續くことあり、嘗てある婦人の最早十日はとも分娩に掛り居るといふ者ありしが、その實ハ未少まうもその萌もあらざるに、全く此くの如き事を取り違へたるならん、

且又始めての分娩の前まへはあたり、虚痛うつ起りて、數時間續き、それより後ハ實の分娩催すこと往々あり、然るに彌いよいよ分娩ぶんべんまかりて後の手間取れるハ、普通なりとも知らずして、前の虚痛を并せて、甚遅緩ちくけんなる分娩ぶんべんよりして、難儀がたがたありと思ふこと、年若き婦女の常習じょうじゆつなり、さてこの痛は、胃腸風氣いちやうふうき便秘べんぴ下利げり、又ハ其の體の疲勞ひろうすると、心の激動きこくするより生ずるもの故、これをば能く氣を注つけて避さくべきなり、且その痛の發する時ときは速に醫藥

を求むべし、
介抱人かいほうじんの事、何時いつ分娩ぶんべんすべきと思はる、時日ときじつより、數日前に介抱人を雇やひれくハ善き事なり、婦人に依りて拒こはむものあるハ甚宜しんぎしからせ、試たまに思へ、夜中不意ふいに産氣さんきづき、今も産れんとせし、醫師及介抱人の來ること遅おそくして、若年わくねん少無智せうむちなる婢女はしための外ほかは助たすとなるもの無き時ときハ、その不便ふべんあること一方ひとがたならず、因りて豫介抱人よかいほうじんを雇やひねきて、此くの如き不都合ふごふを避さくことを勉つとむべし、

且産室さんしつに籠る間、當人の益を得るハ、専介抱人せんかいほうじんによるものなり、然ればその介抱人の擇らひかたを粗畧そりやくにそべからず、又世の人よのれ已平生いへいぜいその業わざハ熟あれたり、心得居こころえざる者を漫みだりに介抱人に世話するハ、甚良しんりやうからぬことなる、奈何いかんにせん、人々多くハ、この事に注意ちゆういするもの無し、抑産室おささんしつハ、病室びやうしつと心得べきものなり、あらねども、その取扱方とりあつかひハ、これと同様どうようにて深く慎つとし

みて、意を盡さずいあるべからず、然なき時の、あるひに變トて病室とあ
るの恐あらん、

夫介抱人の務の大切なるいふまでも無し、故にこの務をなすことを、
總べて従前の者よりも善き教育を受けたる輩に任せなば、いかばかり
か幸ならん、凡介抱人の愚味粗暴なるい、殊堪へがたきものにて、産の當
坐二三週の間、産婦に付き、副ひ居るものい、これより外なきは、醫師従
前の如く粗暴ある人物に指圖して介抱せしめなば、その危きこと最甚
しかるべし、

介抱人の第一利發にして、醫師の指圖と好欲とを十分了解記憶し、こ
れを柔順に行ひて、一舉一動温和なるのみあらず、亦何にてもいひつけ
られたる事をなすに、果敢くして、若醫師の助を求むべきは、容體の
變ることあれば、早くこれを知るやうよと深く注意せんことを要す、且

己嘗て分娩したることあるならば、その時の事を回想して、今我が介抱
する婦人の苦痛何如と推察すべし、

介抱人の聾なるい、甚惡し、假令他の時々の用に立ち、人品至りて善きも
のなるも、若聾なれば、産室の世話をなさしむるは甚不適當なり、取り別
け夜半熟睡せし折柄、聾者を喚び起すことの難くして、不都合あるい再
三實驗せし所なり、

陪伴人の事、是亦産前より招きたくこと宜しけれ、若き婦人のその性
として、他のものよりも、己の母を陪伴しむることを好むい常なり、夫
唯に愛情深き者の陪伴人とならしむべしといふ道理のみあらば、母こ
そ實に然るべけれども、産婦に陪伴ふものい、その心意深切にして、舉動
和順なるうへ、善く料見を定めて、愛情を節制すること肝要なるが故
に篤と勘考して、縱令母たりとも、妄にこれをなさしめざるべし、若料見

定まりて、徒いたづらに姑息こそくの情に迷まよはされざることを確たしめる母にして、之を陪つ伴ぱんのいむれば、産婦のために至りて都合よく、醫師のためにも亦大なる助
 とならん、然なき時の多く益なくして、却りて害あるゆゑ、それを止やめ
 て、その代に料見定まりて、愛情深く、よく當人の推察おそひやりをし、また激はげ勵まをも
 することの出来る婦人を擇いびて、これを用ゐるやうにすべし、
 何にても、分娩の徴候あはれ著あるゝ時に、速に醫師を招くべし、但し來りて後
 その家に止まり待ち居る方善よきか否いなや、醫師の定むるに任せて可たな
 り、大概初ての分娩の時に、醫師の來りて産室中も甚久しく待ち居る
 ことなきにあらねども、多分その恐なし、その故何如よといふに、初ての
 分娩の、大抵みち早く、その中にもまた非常に早きこと罕まれにあられば、
 り、然しかし二回三回目も遅速おそ定まらぬものあれば、なるだけ早く醫師を
 招くは如く、無なし、かくいふ所以ゆゑの外ほかあらず、あるひに、婦人により、初は時とき

に手間取れたることを思ひ出し、今無益に醫師を待たしめんことを願
 いざるより、招くことを見合せるもの多きが爲なり、とかく猶豫うごせる中、
 急いそぎ産氣うぶづき、まだと思ひの外、醫師の來ぬ先まに、兒産れて、甚ま困まることま
 り、あり、故ゆゑに分娩の徴候あはれ少すくても見ゆる時に、速に醫師を招くこと專せん
 要ひつにして、その來りたるうへ尙早はやして、一先歸らんか、又またに待ち居らん
 かの、醫師の料見りょうけんにあることなり、

分娩中に、醫師介抱人及陪伴人の外、他の助じ力りきを借るに及ばず、産室の
 固衆人の入り集あまるべき場處ばうにあらざるを、數人集あまりて、一室の空氣
 を吸呼あすれば、空氣くわい是こゝがため悪わるくなるの恐あり、若その側そばに火ひあれ
 ば、空氣更にこれがため温ぬ度を増し、産婦苦熱あつして、快爽こゝろならざるによ
 り、その勞を増さしむるのみならず、それが爲に、定まりなき無益むやくの苦痛
 を催もして、徒いたづらに分娩を手間取らしむること有り、その外、産婦の、談話はなしの爲

に、その心を惑亂せられ易きものなる故、傍に居るもの、注意して、言語を謹むべし、取りわけ、嘗て他所にありしことなりとて、遅緩困難なる分娩の例を引き、喋々と辨説をするなどの、産婦これを聞きて、我が身の力を恃む心薄くあるのみならず、兼ねて頼にそる醫師の見込、介抱人の手術をも、亦覺束なく思ふの餘り、終に自分の身の上何如あらんかと、深く疑懼するを以て、陣痛の勢弱くあり、その發作の度數減下、甚しければ、數時間少しも無きに至りて、一方ならざる憂とあるとあり、故よくれども産室の中にて、此くの如き談話をせぬやうにして、一言一語すべて快意く勉勵すの用となることを求め、然なきことをば、一切口外に出さず、只管苦痛のよきほどまで、早く止まるやうにどの思望を、當人の心中に抱かむべし、この思望あれば、その場合に必要なる自身の活動力と一定の料見とを失ふの憂なし、到底分娩の時のため、人を撰ぶことにつ

きて、上文に述べたる説を用れば、右の如き不都合なる人物の、産室に立ち入るの心配あらざるべし、

余これまで、夜中に招かれて分娩を見舞たる時、多人數入り集まりて、熱き室の害とあることを實驗せしこと數あり、さてその分娩の始まりたる時刻を考ふれば、日の中に終るべきは、夜に入りたるは、全くこの原由に妨げられたること、思ひ、殊に或る家へ往きたる時あるに、産室餘り廣からざるに、六人はどの人數集まり居るうへに、多分の火氣を蓄へ、此がために空氣蒸して、汚濁に於ること甚しきの餘り、誰も彼も餘義なく辛防し居り、少しも早く室外に出で避けたしと思へる様子見ぬたり、尙更惡しきことに、産婦軟き毛蒲團の上に半身埋り居り、一二位の陪伴人が蒲團の上よりありて、その背を抱持ち、氣力をつくる爲にて、興奮藥を間斷なく飲ませたり、さてかくの如くしながら談話喧噪し、

又ハ容體何如と看守などして居たり、數時間過ぎて後、産婦の氣力全く衰へ、精神も疲れ、分娩の進歩あしくなりて、終、奇巧なる手段を施さねばならぬやうに見えたるハ、是固當然のことより、強不思議にもあらず、然れど、別、奇巧ある手段を施す、及ばず、至りて無造作なる方法を用ゐて、その手當を成し、遂げたり、さてその方法ハ、先命トて火氣を遠ざけ、陪伴人をも退かしめ、産婦、方今の容體別、悪くからざれば、必安産せんこと疑なしと保證し、少頃より、傍靜まり室中の清涼に、なるに隨ひて、産婦穩、微睡ければ、それより最前の惡き手當のため、に押し付けられてありし陣痛ふた、び起りて、目覺め、その痛順當、烈しく繁くなりて、程、あく安産したりき、

右に述べたる事故ハ、その例少からざ、されど世間の産室の様子、此の様、にまであり、さ、り、多くあるにもあらず、此、又類すること、ハ、實、又往々あ

ることにして、彼産室中に居合、せたる人々、爾後に至りて、彼の折に、甚驚惑たりと、常に話せども、その原由ハ、畢竟己等の所爲にありといふことを憚るハ、笑ふべきことならずや、

且、又分娩中の者、苦心の事故を風聽するハ、大害あることにして、假令何事起るとも、決して産室に聞えぬやうになすべし、これすべて心を驚かす事ハ、分娩の進歩を妨ぐる恐あればなり、勿論分娩後にも、當坐の同様に心得ること肝要なり、

凡、産室に要用なる物をば、何にても豫、その場處、備へ置き、直間にあふやうにすべし、その要用の物品、何々と一々述ぶるハ、無用なる故に、僅に左に數種を擧ぐ、

章の敷き物、これハ床の汚れぬために敷くものなり、但、マキントシエ氏製の床布なれば、更に好し、○梳頭衫、これハ分娩の初期に被るも

のなり、並に次は衣服のこと、題する章に説けるが如き衣服、○廣帯、○馬毛製の小枕、これの臥榻の尾部の脚欄の如きものをいふ、確と着け置きて、分娩の第二期は當り、これに足を踏張り居るものなり、○塗髪油又猪脂、○「ラテ」の收受物、その外多分の「リンチン」、

○木製の浴盤、即次の章に説くが如きもの、右の諸品、その外分娩のことと慣れたるもの、要用と思ふ物品をば、すべて豫備へ置くべし、

寢室の事、産婦の寢室は、廣くしてよく空氣の通ふを佳しとす、なるべく、他室と連きてあらんことを欲す、冬なれば、その中に火爐を設け、夏なれば、次の室に移すべし、尤家の中にて、第一靜ある室をねらびて、寢室となすべきこと勿論なり、

分娩中に、始終産室に適宜の風を通りすやうに注意し、空氣の爽涼新

さわやかであらしく

鮮にして、その度、華氏の寒暖計六十度をすさしめず、何にても空氣を不潔よとする物をば、止むことを得ざるの外、須臾も室中にねくべからず、嘗て英國にて産室病の流行したることありしが、その原由一は當時産室を密閉する風行り、室内の空氣蒸して不潔となりしに因れり、その風の元來世人の誤見より起りしものなるが、その誤見今日に至りてもいまだ全く消滅せず、醫師これを戒めて云々いふも、度外に置かるゝもの往々これあり、余毎度寢室に案内せらるゝ時に、帳を開け、戸を開け、又火氣を薄くせしめて、その室内の暖氣を適宜にせしむ、夏に臥榻を帳なぞにて蓋ふとも、風の當らぬだけになり、冬にても亦餘り密にこれを蓋ひて、空氣のその中を籠りて、熱くあるやうにすべきからず、

緩下劑の事、分娩の近づくに従ひて、時々緩下劑を服して、腸中を掃除

のなり、並に次は衣服のこと、題する章に説けるが如き衣服、○廣帯、○馬毛製の小枕、これハ臥榻の尾部の脚欄の尾部の脚欄に確と着け置きて、分娩の第二期ハ當り、これに足を踏張り居るものなり、○塗髪油又猪脂、○「ラテール」の收受物、その外多分の「リンチン」○木製の浴盤、即次の章に説くが如きもの、

右の諸品、その外分娩のことハ慣れたるもの、要用と思ふ物品を、すべて豫備へ置くべし、

寢室の事、産婦の寢室ハ、廣くしてよく空氣の通ふを佳しとす、なるべくハ、他室と連きてあらんことを欲す、冬なれば、その中に火爐を設け、夏なれば、次の室に移すべし、尤家の中にて、第一靜ある室をねらびて、寢室となすべきこと勿論なり、

分娩中にハ、始終産室に適宜の風を通りすやうに注意し、空氣の爽涼新

爽涼新
さわやかにあたらしく

鮮にして、その度華氏の寒暖計六十度をすこさしめず、何にても空氣を不潔よめる物をば、止むことを得ざるの外ハ、須臾も室中にれくべからず、嘗て英國にて産室病の流行したることあり、が、その原由一ハ當時産室を密閉する風行り、室内の空氣蒸して不潔となり、に因れり、その風ハ、元來世人の誤見より起りしものなるが、その誤見今日に至りてもいまだ全く消滅せず、醫師これを戒めて云々いふも、度外に置かるゝもの往々これあり、余毎度寢室に案内せらるゝ時に、帳を開け、戸を開け、又ハ火氣を薄くせしめて、その室内の暖氣を適宜にせしむ、

夏に臥榻を帳なせにて蓋ふとも、風の當らぬだけになし、冬にても亦餘り密にこれを蓋ひて、空氣のその中ハ籠りて、熱くあるやうにすべからず、

緩下劑の事、分娩の近づくに従ひて、時々緩下劑を服して、腸中を掃除

すべし然るければ、怯弱なる婦人に甚不都合なる病患生ずるの恐あり、
緩下劑の極めて善きハ、食ヒ一盃の蓖麻子油にして、若し腸の一兩日以
來、既に秘結し居りて、正にその用ゐる頃と見ゆる時より、別してこれを用
ゐるを宜しとす、然れど、分娩の始まりたる時に、決して緩下劑を用ゐ
ずして、温く稀き粥汁、又ハ大麥湯に食ヒ二盃の蓖麻子油を和したるも
のにて、瀉腸を行ふべし、

第二章、分娩中の事、

臥床の事、産婦ハ左を下にして臥す故、その臥榻の右の方、又ハ臥榻
の尾部の方に臥さるゝやうに蒲團を敷くべし、婦人多くの尾部の方に
臥すことを好むものにて、これハ分娩の第二期といふ時に、足を脚欄に
支柱る便利あればなり、然る時に、絲にて、小き馬毛製の枕を、この脚欄
に確と縛りつけて、足を支柱るためにすべし、然なければ、分娩の後脚摩

れて傷むことあり、
羽蒲團と毛蒲團とある時より、毛蒲團を一番上敷くべし、羽蒲團を直
敷けば、穴の中に埋まる如くにて、介抱人のため、不都合なるのみな
らず、當人にも、餘り熱くして、窮屈なるものなればあり、
その次に心得べきハ、世俗ハ「蒲團の用心」といふことにて、即蒲團の傷
み又ハ汚れぬ様を手當することなり、その手當ハ、最容易にして、先「プ
ラケット」及床布をば、羽蒲團又ハ毛蒲團の上、平常の通りに敷き、今一枚
の「プラケット」をハ、蒲團の中央より、右の端へ垂らしかけて敷き、その上
に、又韋乃至油皮の幅廣なるもの、或ハマキントシエ氏製の床布を敷き、
又其上に、一二枚の「プラケット」を摺みて掛け、然る後に一枚の床布を敷
き、その上、産婦ハ左を下として寝ね、時候の寒暖に準じて、床布又ハ「プ
ラケット」を體に被くべし、兎角介抱人の産婦を暖く覆ひすぎ、それが爲

に健康を得させんとして、却りて衰弱せしむること往々これあり、
 産婦の甲臥床よて分娩せし後、直に乙の臥床に移すこと、モウロツバ歐羅巴一般
 の風よして、イギリス英國よても亦その風あり、されど此の方法、あやうなこと危険を生ト易
 きものなる故、なるたけ見合すべし、
 衣服の事、陣痛の始めて發したる時に、衣服を平生の着やうと異な
 らしめて、急に産氣づきたる時、速に着かへらるゝ様よすべし、緩なる梳
 頭衫かみけハ、分娩の始着るに極めて宜し、彌襟いみじよつく時に、これにかへて、汗
 衫せき及胸まで摺みあげたる臥衫ふさま並に肩紐かたひもなき「フヲ「チル」のしたぎ下衣を着るべ
 し、然すれば、分娩後に容易く脱ぎかへらるゝ便利あり、
 廣帯ひろおびをもまた分娩よ臨みてよりその終まで、緩く下腹に纏まとひ置き、分娩
 せる後まで、これを脱がざるべし、若その前よ脱げり、面倒なる上よ、甚危
 険なり、且その前より、何等の事故ごとあるとも、それよ取り紛れて、これを帶

ぶることを忘れざるやうよすべし、世間よこれを失念するより、大なる
 災害を招くことまゝあるあり、但廣帯の幅ハ、體の大小に從ひ、乳より胃
 の極下の部分ぶぶんに及べり、十分あり、且これよ極よき物ハ、十分に大なる手
 巾ぬまひの新きものに如くものなし、その故ハ、假令適宜の腰帶こしおび下文りやくに畧述す
 る如きものを帶おひることあるとも、分娩の後ハ、直よ脱ぐべき理由明
 なればあり、
 人により、分娩中よ捫胸なつかを當つれば、支持つぎとなる故に利益なりと思ふも
 のあれども、實ハ用少くして、却りて不都合なるものなり、
 振戦ふるの事、分娩の初ハ、振戦ふるの催すこと常に、その度の、一樣なら
 ざ、静よぶるゝと振ひ、又ハ劇はげしくして、臥榻ふしを動搖どうごうするは、必なること
 あり、此の事を、能く心得置くべし、然あければ、少すくもその萌もなき時、不
 意に起りて、吾人われどもに大に驚くことあり、余の識れる某氏あるひとの妻ハ、分娩

の前に振動催せば、直に容易く兒を生み脱すこと常あり、
 湯を和したる飲料、茶、及一碗の珈琲、又稀き粥汁などの飲みて可し、然
 れど、酒及水をば飲むべからず、若これを飲めば、熱氣を催し、又他日の害
 を招く恐あり、
 嘔吐の事、嘔吐を催すは、分娩の初に當りて往々あることなり、是原胃
 と子宮との親密なる交感より起るものにして、殊に多くの胃中に多分
 の物あるより來るものなり、何れにしても、この嘔吐の害あるものに非
 ず、却りて益あるものあり、胃中に多分の物あるより來るもの、その汚
 物を吐出して、胃中を掃除する便あり、胃と子宮との親密なる交感より
 起るもの、それより分娩を排取らするの好機會生ずること、時として
 これあり、介抱人のよく一度の嘔吐の、六度の陣痛に勝る効ありといふ
 べし、至極理あることなり、

痙攣の事、是數時一場所にのみ寝ね居る時に起るものより、脇腹、又
 腰等も催すことあり、その止むに隨ひて、劇き痛生ずることあれど
 も、其の外に決して患害を醸すことなし、さてこれを治るに、手を温め
 て擦るをよしとぞ、若又起きて一二時間寢室中を散歩することを得れ
 ば、これにまされるものなし、
 小便の事、分娩の初に當りて、頻數に小便の通すること有りて、とかく
 すれば、膀胱の痛むことに、少しづゝ出づることあり、それがために、當人
 及陪伴人とも、この小便漏るゝと思ひ、醫師の來り診てその理由を解さ
 示さる際、謂なく大に驚き惑ふことあり、
 時として、分娩の中頃に、これと反對なるありさま起ることありて、別
 して分娩の遅緩したる時に起り易きものなり、是他の事とあらず、小
 便通たき氣ありて、通せぬことをいふ、當人よく注意して、醫師と告げ

知らすべし、且幾時間すぎても通下たき氣なき時も、亦此くの如く心得て善し、これを粗畧にするにより、多分の一時の害、あるひに永久の患を生ずる例少からざ、

醫師の検査の事、醫師來りたる時、分娩最早始まりあらば、直に陪伴人より産婦に謂ひ、めて、検査をなさんことを望むべし、この検査を英國の産科の原語に「ツ、キー、エ、ペ、ン」痛を取るといふ義といへり、さて、この事、どかく拒まれがちにて、柔弱なる性分の婦人などの益産氣づき、痛劇くて、やがて餘義なき場合、至るまで、醫師の望に任せざるもの多し、抑分娩の極初に當りて、この検査を行ふこと、肝要あることにして、醫師これによりて、手術を施その便となる心得方を知るなり、例へば、實に分娩の催したるなるか否やを知り、又、唯虚痛なるのみにして、之を治する手段必用なれば、速にその指圖をなすなり、且從來適宜の介抱を産

婦に施すべきに、とかく困循して、大なる患を生ずることまゝ、これあれば、今この検査を行ふがために、介抱の必用あるか否やを明に辨ずれば、決してその憂なく、且又これを行ふために、分娩の排取方向程といふこと、及胎兒の位地の良否を知りて、産婦に云々と告ぐることを得るなり、

醫師この検査をなさんとするの旨を述べ了りて、一先寢室より退き産婦の自身にて検査を受けよき様、臥床の上、臥すを待つべし、さてその臥し様、よからずして、改めざればならぬことまゝ、これあり、是れ柔弱ある婦人の甚心苦しき思ふものにて、醫師のためにも、不都合一方ならず、因りて左の如き方法に従ふべし、
産婦の臥床の尾部を左を下として、寝ね、脚にて確と脚欄を踏み張るやうになし、臀をば臥床の尾端より、十二インチの處に置き、

膝を扛^かげて、體を前に枉^かぐべし、此くの如くして、頭と肩とを臥床の中央に近き所よある枕にて適宜の高さに上げ、然る後に介抱人時侯に従ひて、ブランケット又^{また}他のものを體にかけ、帳を蓋^{おほ}ひ、室を淡暗^{うすく}し、臥床の側に椅子を居^をゑて、醫師の倚^たるためにすべし、右の如くすれば、醫師の體、産婦にさへ見えざりて、少しも羞^はぢ恐るゝことなし、さて検査をなせば、容體委^わしく解^わり、また少しも苦痛せしむることなき故、敢て思^{おも}ひ拒^こまるゝ理由なきなり、

世俗に或^{ある}いへり、この検査の、大に利益あるものにして、實に分娩を助け、苦痛を止^とむる故に、産婦の情よりも屢^{しばしば}これを行^おんことを望^{のぞ}むべきなりと、余^{われ}の思^{おも}ふも、これ以ての外の誤^{あや}見^みあり、屢^{しばしば}これを検査するの、冗^{くだら}事^{ごと}なる上に、また分娩をして、遲^{おそ}緩^{ゆる}ならしむるの患^{あや}あり、

食物の事、淡^{たん}泊^{ぱく}なるものを選びて、毎^{まい}時^じ程^{じやう}よく食^たべべし、茶^{ちや}、珈^か琲^び、肉^{にく}醬^{じやう}、稀^{すい}

粥^か、藕^く粉^{ふん}等の如^{ごと}き淡^{たん}泊^{ぱく}なる滋^じ養^{やう}物^{ぶつ}の、極^{たぎ}めて宜^{よろ}し、橙^{だい}、その他微^{せい}酸^{さん}果^{くわ}物^{ぶつ}の口^{くち}に適^たするを覺^かゆるの餘^{あま}り、十分に食^たするも或^{ある}害^{がい}なきことあり、肉^{にく}類^{るい}の硬^{かた}きもの、宜^{よろ}しからず、尤^とこの時期^{じき}に、これを食^たべんとすること、至^{いた}りて罕^{あま}なるものなり、

葡^ぶ萄^{たう}酒^{しゆ}、香^{かう}料^{りやう}入^いの粥^か、その他興^{きやう}奮^{ふん}強^{きやう}壯^{じやう}の効^{きう}ある物^{ぶつ}料^{りやう}の、最^{さい}初^{しゆ}甚^{じん}好^{かう}み^たるに似^にず、この時^{とき}の、室^{むち}中に置^おくをも厭^{いと}ふやうあるものにて、是^{こゝ}極^{たぎ}めて幸^{さい}なることあり、若^も然^{しか}らずして、これを多^{おほ}分に用^{もち}ゐれば、産^う後^ごに熱^{ねつ}氣^きを醸^かし、少^{すく}し用^{もち}ゐるとも、胃^いの作^{さく}用^{よう}を害^{がい}して、分^{ぶん}娩^{べん}を挫^く取^とらせ、却^{かへ}りてこれを妨^さぐることまゝ、これあり、但^{たゞ}或^{ある}の分^{ぶん}娩^{べん}中^{ちゆう}、時^{とき}として、少^{すく}許^この葡^ぶ萄^{たう}酒^{しゆ}を用^{もち}ゐることあれども、其^{その}然^{しか}るべきものを鑑^{かん}定^{てい}して、これを飲^のめと云^いふこと、の、醫^い師^しならで、能^{あた}らざることなり、

位^ゐ置^ち其^{その}外^{がい}の事^{ごと}、分^{ぶん}娩^{べん}にかゝり居^ゐる際^{さい}も、介^{かい}抱^{ぼう}人^{にん}の世^よ話^わ善^{ぜん}けれ、強^{あか}くに

分娩の始に當り、介抱人の強ひて其の陣痛を助けんとて、烈しく腹筋を
 捫り下ぐることをあれども、是人工を以て、強く壓下を行ふことよて、皆
 無益なるのみならず、却りて甚惡し、何とあれば其の事實を云ふも、分娩
 の始に故爲と勉勞ること、これをするに及ばず、又これをするも、其の
 功ならず、却りて産婦の氣力を失ひ、すとも、分娩を排取らするに、絶
 て益なきなり、但後終、故爲に非ずして、餘義なく、壓下すべき場合に、至
 ることあらん、其の時、これを以て、益あるなり、
 心得違なる介抱人ありて、産婦に向ひ、其の陣痛の何の益もなると云ふ
 に因りて、産婦に疑懼の念を懐かむること、ま、これあり、抑此の介抱
 人の説、決して實事と適はずして、陣痛催すと雖、思ふほどに功能なき
 こと、いあれど、然りとて、普通の分娩、何れの婦人の身に發する陣痛
 にも、固分娩に關りたる者なれば、其の排取を助けずといふことなし、

然るに、若此の説をして行われれば、種々の不都合なる事、狀産室中に
 起り、或は強ひて痛を發せしめ、或は妄に強壯の藥劑、及烈しき飲料を用
 る、又分娩を排取らするの功能ありと想像せたる藥劑を用ゐるに至
 らん、是に於きて、二三時間に過ぎずして、容易に了るべき分娩、却りて手
 間取り、數時間を経て、甚しき數日間を越えても、尙了らざるの患を生
 ずることあり、
 分娩中始終、背に多分の痛を覺ゆることあり、此痛の手を以て、壓し着く
 れば、緩まるやうなるにより、當人の絶えずこれをなしてよと懇望する
 ものなり、然れど、此の壓し着くる方法に、深く注意すべし、其の故、餘り
 強く壓せば、背を傷むるの恐あればなり、
 分娩の時間の長短、是固其の時の景況に因るものよし、して、確定の法則
 ならず、然れど、大概につきて言へば、初回の分娩、次回よりも、較遅緩な

りと雖唯いかにそれまでのことよして、これがためは如何やうかの苦ありと云ふに非ず、其の故は、手續十分なれば、初回とて強あまみ次回よりも困難なるものにあらざればなり、然れば、分娩の遅緩なるに逢ふ時、この事情を記憶へ居りて、何事も造化の能力と醫師の工夫とに依頼し、無益の心配すること、妄に氣を焦いらだつこと、をせざるべし、凡分娩は、初回次回に拘らず、皆其の時間の長短著しく差ありて、實に豫これを定むべからず、例へば、同ト婦人にて、三四度續きて、早く分娩し、其の次に至りて、遅緩なることあり、然れど其の時に必困苦危険なりと定まりたるにあらす、若妄いそみ人工故爲の事を行いせしめて、造化の能力よ任せ置かば、縦令遅緩の分娩なりとも、百に九十の急速なるものと同トく安全ならんこと疑なし、産室中の事につき、世間一様に免れざる誤見の、諸種の手段を行ひて、陣痛をなるべきだけ烈しく發せしむべしと云ふ

ことなり、人みな醫師のこれを爲し得らるゝものと思ふより、陣痛の發したる間、醫師に對ひて、産婦も力を添ふるやうよせよと、懇望せるもの多し、其のみならず、産婦自身も、此の事を爲せば、更に大に益あらんと思ふより、甚困苦勉勵して努力むに至るなり、又陣痛の少しも催さる時、強壯の効ある熱き飲料を用ゐれば、これを引き起して、大に其の力を添ふるものと思ふより、時として、此の飲料を多分に用ゐることあり、さて此の數箇條の事、皆大なる誤見にて行ふべからず、所謂人工故爲の事の主たるものなり、夫普通の分娩に至りて、平易なるものにて、造化の能力の此の工業を行ふより、悉べて、他の力を假らずして、自完至ましなし得べし、然るに、今右に説けるが如き人爲の工夫を運らし、その誤見に任せて行ひたらんより、音に分娩の助とあらざるのみならず、却りて、其の挿取を妨げ、或は大なる患害を醸すに至ることあらん、因りて

余懇到よ告げて曰ん、普通の分娩に臨みて、遅緩ならざることを欲せば、宜しく第一に室内を密閉して、熱きに過ることを防ぎ、第二に、餘り長く床の中に臥し居ること、餘り長く散歩して體を勞らすこと、を禁ト、第三よ、いまだ時に及ばざるに努力まず、等四に、陣痛の度數と力とを増させんとの心得違より、強壯の効ある飲料を飲むことを止め、第五に、大切に醫師の指揮を守るべしと、

取り分き、此の第五ヶ條の警戒を大切よ守れば、不慮の災害を防ぐこと少からざる、醫師の十分に証明せる所なり、然れば、凡産婦たる者の、貴賤の別なく、分娩を催して、醫師の産室に入り來る時より、萬事其の醫師の識見に任せて、違背そべからず、故に余くれぐれも、産婦よのみならず、介抱人にも告げて、專醫師の工夫と指揮とに注意して、これを肝要なる者とし、無益の苦痛を滯らせ、又増させぬやうにすべしと云ふなり、

醫師たる者の、大抵以上の事項を觀て、介抱にかゝる時間の長短を鑑定する、容易ならざることを知るべし、實にこれが爲に、深く思考する、甚無益なれども、また安産すること疑なしと保證する、肝要あることよして、これが爲に産婦よく安心し、一時の苦痛に耐へ易きものを知るべし、

分娩の迫りたる時の事、分娩の極めて捗取り、陣痛も既に裡急となり、たる時に、暫時も臥床を離るべからず、此の時の、是醫師の語よ、第二期と稱するものなり、是の期に及びて、産婦自分分娩の助となさん、が爲よ、力を腹筋と横隔筋とに入れて可し、但此く、るに、陣痛の發し居る間、呼吸をつめ、決して號びて、聲を出ださうること、を肝要とせ、又裂布乃至、手巾を臥床の脚欄よ縛り著け、手よてこれを引きて力とそべし、あるひ、其の代よ、傍人の手を把み牽くも可し、然れど、確と軀幹を居られば、

別段此くの如き補助を求むるにも及ばず、とかく此の際の唯自然の良能に從へば、何事も皆都合よかるべし、其の譯のなるべきだけ無心に、自然に力を筋に生せしむることを最益ありとすればなり、且其の陣痛の起らざるべき、筋を張ることを勉めず、只安眠して、氣力を養ふべし、又分娩の期近づきたる時、よく氣を鎮めて、あわたいくせず、專醫師の示教を守ること肝要にして、若これを粗畧にすれば、後日大害の生せんこと測り難し、故に豫よく醫師の指揮に從ふべき、必分娩の期に臨みて、健康ならんこと疑なし、さて分娩既了らば、仰向けに臥し、前文に説ける所の廣帯を平に廣げて、確と腰の周圍に巻き、これを帽子針又の扣子にて止め、適宜に支持するやうにすべし、時に依りて、大なる枕を、廣帯の下に置くも可けれど、是の醫師の指揮を受けし上ならで、惡し、其の却りてこれが爲に壓迫せ

られて、多分の害を受けし例あること少からねば、また深く注意せしめ、あるべからず、醫師のかく常に帯を巻する目的の、外あらず、腹筋の今まで内部より壓迫けられてありしに、其の壓迫急に弛むとき、これが爲に、感動の起ることを防がんとて、腹部を支持するものなり、然れば大なる枕を副ふるに、全く無益あるに似たればあり、この時に當りて、微温き粥少許を食ひて、體を息まそべし、若眠らんとを欲せば、十分眠りて可し、眠らんとを欲せば、なるべきだけ落ちつき、談話なせのため、氣を擾されざるやうにすべし、さて此の分娩の後、直に落ちつき居りて、十分に眠ること、甚必要なるを、世人の多くこれを曉らざるに、實に歎すべきことなり、醫師未來らざる前に、兒の生るゝときの心得、初次の分娩の、婦人により、甚速よして、二三度烈き陣痛來るのみよて、直に兒生まれ、醫師の來

るも間よ合ひざることを數あり、この當人及介抱人も、大に當惑するもの
 されども、さほど驚くまい及ばずして、此くの如き場合も、如何すれば宜
 しかどいふことを心得置くこと肝要なり、
 若臥床に居らざるときは、速に臥床に就き、左を下として臥し、前文 第六
 二章衣服の 事といふ條に述べたる如き衣服、及其の外の支度をすべし、又兒生れな
 ば、介抱人よりひつけて、これをなるべきだけ、空氣の口に入るべき所に
 置かすべし、分娩の後には、尙二三回の陣痛ありて、胞衣の下ることあら
 ん、其の時の、臍帶を絲にて繋ぎ、これを切り斷ち、(其の方法は下文又説く
 が如く)、夫より兒を「フテチル」に包み、母の許を離して浴さすとも、又
 直よ衣服を着するとも、其の都合に従ふべし、さて其の次に、産婦の帯を
 腰に巻き、適度の支持を得るほど、緊めて、帽子針にて止め、其の後靜に
 休息して、醫師の來るを待つべし、但右の諸事を、なるだけ手あらくなく

行ふこと肝要なり、然なければ、大なる故障を生ぜべし、
 兒生れて後、胞衣下らざるときは、心得、胞衣の下らざるときは、介抱人
 までこれを墮すことを禁すべし、然るを、世人の此く思ふ者少くして、妄
 にこれを墮さんとするが爲に、やゝもすれば、極めて恐るべき害を招く
 ことあり、さて胞衣の下らざるときは、臍帶を絲にて結び、兒を分離し
 て宜しきかと問はれなば、余これに答へて、その場合に從ふべし、例
 へば、田舎住居おとにて、醫師の來るも、多分の時間ある時に、其の兒叫び
 て、強く呼吸せば、然して妨なしといへども、若醫師の程なく來るべき處
 ならば、なるだけ手を着けず、唯小兒は空氣を吸ひするやうに注意して、
 これを仰向けに臥させ置くべしと云はん、
 さて又臍帶を絲にて繋ぎ、之を切り斷つ法は、先生木綿の搓絲を、六條合
 せたる細き紐二條を用意して、臍帶を産婦の目よ觸れざるやうに注意

して、明處あつらみに取り出だし、一條の紐にて、小兒の肚はらより、三指横徑やびさんぽんのほの處にて臍帶へしを紮り、又他の一條の紐いとにて、それより六指横徑の處にてこれを紮り紐いとにて臍帶へしを切斷きりせざるはとよ力ちからを用ゐて、確たしと緊きつむべし、さて其の後に剪刀はさみを以て臍帶へしを紐いとと紐いととの間中まぢより斷ち切り、小兒を他の處に移すなり、

雙胎ふたごの事、かたごのときより、兩兒りやうじとも生れ了るまで、なるたけ産婦うぶに知らせぬやうにすべし、是醫師かたりのこの定則さだまりなり、其の故ゆゑは、若し産婦うぶをして知らしむれば、初度の心配しんぱいのみならず、再度心配するにより、意外くわいがいの患害わづらひを起せばなり、然れど或あるは一兒生れて後、醫師より介抱人かいぼうじんが尙なほ二兒在ることを告げられて、驚おどろき感かんふ舉動きどうをするより、心こゝろともなく、早く産婦うぶに知らるゝことこれあり、此こゝろの如きこと、深く注意ちういして戒かえりむべし、
兒枕痛こゝろの事、分娩後一時間ほど過ぎて、再痛またいたの起ることあるべし、然れ

ど、此の痛いたは、前度と異りて、裡急りきゅうなく、少量せうりやうの出血しゅつけつあるを常とす、是即兒枕痛こゝろと稱なづするものにして、四十八時はどの間斷まぎえを起り、其の患苦わづらひの景狀あひさまは、人によりて一様いっやうならず、然れど、此の痛いたは烈こゝろしくとも、緩ゆるくとも、分娩後ぶんべんごより、必かならずあるべきものなれば、よく忍耐にんたいて、あながち懸念けんねんすること勿なかれ、只ただあまりに烈こゝろしき時ときは、これを鎮しずめんが爲ためは、至當しじやうの藥くすりを用ゐず、あるべからず、

但此の兒枕痛こゝろは、初次の分娩に起ること罕まれなる者なり、

第三章、分娩後より産室うぶむちを離るゝまでの事、

産婦うぶの衣服いふくを着換きかふること等らう、醫師いしの産室うぶむちより退くひ及およびて、物なれば介抱人かいぼうじん、あるひは産婦うぶをして、心地よからしめんが爲ために、説いき勸すすめて、其の服きせる「リントン」を着せ換へ、又また其の臥床ふしどに居る位地ゐるゝちを變へさせんとして、これが爲ために、床とこを離れて、起たたしめ、あるひは床の上とこのうへに坐まらすること

とあり、何れも皆善からぬ舉動にて、大なる災害の基となることこれより甚しきあり、抑産婦をして、心地よからしむるは、醫師の務あれば、若よく衣服のことよつきて、豫示し置きたる指揮を守らば、醫師のためも亦都合よくして、強無理をも行はざるべく、又臥床に居る位地をも變へさせずして、十分に心地よからしむべきなり、衣服の心得などの如き、些の事も見えても、その利益大なることあり、時として、其の利益大あることに心づきても、最早及ばざることある故、宜しく深く意を用ふるべし、

但分娩後一時又の一時半過ぎたる後に、床又臥かた、衣服の着かたなど、已むことを得ざる分だけ、變へても可し、其の時の「リンチ」の汚れたるものを脱ぎ捨て、汗衫及臥衫の胸まで摺み置きたるをば引き卸したる後に、臥床の首のかたに平偃に臥して、須臾なりとも直立に起

き上るべからず、且此く衣服を着換ふるより、すべて、介抱人任せ置き自身にて、少しも手を着けざるを可しとす、

此の事了りて後、室を薄暗くし、靜にして談話せず、已むことを得ざる時、なるべきだけ、低き聲にて、言語すべし、又陪伴人の、よく注意して、人の安んずる室中に入ることを禁じ、介抱人の、小兒を隣室につれ往き、産婦に、緩りと安眠することを勸むべし、

小便の通しの事、分娩後七八時間過ぐれば、小便の通すること常よし、これをばなるだけ横に臥したるまゝ、爲ることを宜しとす、然れども、また其の時の都合によりて、膝を衝き、身を回轉りて爲るも亦害なし、分娩の時間取りとに、小便の通下かぬることあらん、然る時、裂布を湯と蒸し、これを適宜に絞りて、胃の下部及陰部に貼て置くべし、若此くしても通せざる時、醫師の重ねて來るとき、忘れず、其の景狀を

語るを肝要とす、

抑産婦の小便通下かぬることは、まゝある例にして、必よく注意して、放漫にそること勿かれ、其の時に、小便の滴一滴と通ずることゝあれども、それにて、全く通下盡くすべき者も非ず、此く全く通下盡きざる時の、醫師も其の手當を求むべきこと勿論なり、然るも、婦人の和柔なる心より、此くの如きことを、介抱人其の外も告ぐるを厭ふ、大なる誤にして、その長く掩ひ匿して、手當せざるが爲に、莫大なる害を招く、言ふまでもなく、捨て置きて、尙意外の患を生ずること、まゝあればなり、

腸の事、分娩後二日目の夜、又三日目の朝になりて、緩和下劑を服すべし、但其の前に、大便の通下あるも、盡く通下たるに、非ざる故、なほこれを服すべし、其の藥の極めて善き、蓖麻子油より、其の用法、酒盃の三分二に、乳、珈琲、又薄荷水を入れ、其の上も此の油を食匙一盃だけ

け滴らし、これを飲むと味をせずして、一番にすべし、此く飲んで後四五時間過ぎても、通下なき時の、更も此の法の如くにして、又一回飲むべし、若胃の此の油を嫌ひて吐く時、他の緩和下劑の水料を服するも良し、されど烈しき下劑をば、決して用ゐること勿かれ、

温なる粥汁、又大豆の煎汁、蓖麻子油二食匙を和して、灌腸することを得るに於きて、極めて宜し、下腸の此まで數週間子宮の抑壓を受けたるにより、其の作用減下居たるを、今灌腸すれば、恰効驗をその處に及ぼすに由りてなり、

産室に籠り居る間に、緩和下劑を用ゐ、又灌腸を行ふ、必要あることとなり、此の時、身體を久しく休め續くる故に、便秘すること常に多ければ、これを治せん、此の手段を用ゐるゝ如くものなし、
出血の事、分娩後の出血、其の色、始め紅色にして、水の如く稀ければ

も間もなく、其の色變りて、緑みが、り、やがて、黄色となり、終に凝りて稠きものとなるなり、其の分量、人により多少ありて、一様ならず、但半箇月、又三週間過ぐる前に、出血の止まる、罕なることよて、若其の間に不意に止まりたるるとき、速に醫師に告げて、至當の手当を求むべし、出血する間に、微温き乳、及水を用ゐて、陰部を洗ふ、其甚善き事にして、其の心地よきことを覺ゆるの益あれども、介抱人の中に、或これ止むるもの有り、その誤なれば、止むるとも決して聽くことなかれ、然るに、世間の人、多く介抱人の皆實地經驗によりて、何事をも心得居ること、思ふの餘、其の説の非理と見ゆるをも、異議なく採り用ゆることあるを免れず、此に一例を舉げん、余嘗てある高貴の婦人の流産を手掛けし時、それに向ひて、陰部を洗ふことを勧め、その婦人答へて、妾の田舎に居たり、一時、介抱人固く戒めて、分娩後半月過ぎざる中に、それが

爲に、風を引くの恐ありとて、許さざりしが故に、其の言に従ひて、これを行ひざりしと云へり、さて此の陰部を洗ふこと、注意して、緩和しこれを行ひ、前に述べたる乳及水を、その當座一週間の、一日三四度用ゐ、出血の減するに従ひて、次第にこれを減すを良しとす、その時に、清く軟なる一箇の海綿を用意して、これにて陰部を拭ひ、又拭口布を屢取り換へて貼つるやうにす、但不時に冷氣に觸れて、害を招くの恐あれば、適宜にこれを暖めて貼つべし、又介抱人の意を用ゐて、その平偃ある臥かたを變へさせず、これを行ふこと肝要なり、分娩の後いまだ多くの時日を経ざるに、その臥かたを變へさせること、決して宜しからず、此の出血一週間も安穩に續きて後、時としてその量多分になることあるを、若、手當せざれば、數週間も此く續きて、遂に烈しく身體を疲らし、或、乳の出づることを妨ぐるに至るものあり、此くの如き状態あらば、

早く醫師に告げせしめあるべからず、但その起因の食物の餘り烈しく、興奮の效を奏せしことあるによるか、又の産室過度の熱氣籠りしことあるによるかの二ツにして、殊に餘り早く平臥を止めたるより來るもの多し、
 身體を清潔にすることも、亦産婦の健康ならんことを求むるために、必用のこととなり、勿論一通りの考によれば、此の事、強に肝要ならざるも似たれども、實に然にあらざること、實地經驗によりて明なり、産室よてい、とかく風を引くの恐ありと思ふによりて、平日の勉めて身體を清潔にする者も、産婦と爲りてい、多くこれを欲せずして、只深く心配のみすること常の習なり、然れども、余の只管勸めて云へん、産後程過ぎたる之間もなきとに拘りらず、何時にても、汗などの多く出でたることあらば、益心がけて、一方ならぬ手當をし、その身體を清潔にすべしと、若然なけ

れば、或の大害を生ずるの基となることを免れがたからん、敷床布及糊身の「リンチン」を取り換ふることも、亦當座に、必用あれども、海綿を微温き醋と水とに蘸して、全身を洗ふこと、産婦の堪へ得らるゝか否に注意して、これを行ふに如くいなし、勿論その一たび洗ひたる場所を、丁寧に拭ひ乾して後、又他の場所を洗ふべし、或の腕ばかりを洗ふことの最快捷を覺ゆるものにて、その洗法の、やはり右の如くにして宜し、但介抱人の熱と注意して、あるだけ手早く行ふことを肝要とす、
 乳の手當の事、此の事、其の狀態は従ひて、さまざまの工夫ある事よて、これにつきて定まりたる方法なきにあらねど、いづれも、分娩の様子よりて、取捨せしめあるべからず、然れども、この手當の重し初度と二度目との分娩によりて、取り別け前度に乳汁出でたるか否を以て定むるを通常の方法とす、

初度の時に、分娩後三日目より早く乳汁の出づること罕あり、是乳道の未通せざるに因りてなり、三日目又のそれより少く後に至れば、乳房堅く脹れて、やがて痛を覺ゆ、それより乳汁出で始まり、乳房更に一層脹れて筋だち重くなりて、觸るゝ物に感じ強くあり、また暫時過ぐると、十分は満り來りて、これを蒸しまたの徐と壓せば、乳汁の少く洩れ出づることあり、此の時小兒を抱きて、乳を吸ひすれば、始の少く痛ありて、程なく乳汁の出づるに従ひ、乳房の堅み減じ、脹退きて、痛全く去り、心地よくあるものなり、かく一たび吸ひ了りたる乳房は、また僅く數時間過ぐれば故の如くに満りて、再吸ひるべきやうあるなり、

初度の分娩後より、乳の手當極めて無造作にして、大抵の左の如くして可し、先その三日程過ぎて脹るゝまで、手を着けざるを肝要とす、兒を餘りに早く乳につくるゝ、甚善からぬことにて、或は大害の基となること

あり、然るを介抱人の、どかくこれを心得ずして、兒の口を幾たびも乳に當てがひ、その未眞に乳汁の出でざるを強ひて、兒に吸ひ出させんと困憊くにより、遂に乳房を刺衝して、これが爲に、熱氣を生じ、時よりて、乳嘴の裂くることあり、これを怖るゝが故に、少く婦人の、以來乳を兒に飲すまじと思ひ、兒も亦疲困して、斷を泣き號び、遂に母の心を痛めて、これが爲に、病害を醸さしむることあり、

分娩前に乳房の硬結するゝ、常の事にして、介抱人の兒生るゝや否、早く乳をつくるも、これが爲なれども、その餘り早くつけて、づかざるも亦これが爲なり、然るを介抱人の少くも早くつけて、自由な吸ひをすることを必要と思ひ、又の早くつけざれば、乳を吸ふべき天性を失ひんかど心配するものなり、一通り考ふれば、然る道理なきにもあらぬを、吸乳器をだに用ゐれば、決してその天性を失ふ憂なし、此の器の乳汁の出で來るま

で、兒に乳汁を飲まするに、極めて有用あるものなり、さて程なく乳房脹れて、節だつに至らば、介抱人温き甘扁桃油を以て、四五時間毎に、四五分時間づゝ、穩にこれを摩擦せよ、乳房脹れて、未十分は満らざる前に、先これを摩擦して、それより兒をつくるを佳しと、但通例分娩後四五日目の朝に、これをなすべし、始に、乳汁の出づること僅少あれども、次第に多く出で來り、そればかりにても、兒の飲料十分ならん、然る後、最早母も別は苦難なること無かるべし、但吸ひせし後、毎に、必乳房を乾かすやうにするを肝要とす、若然らざる時の、乳房の爛れ裂くべき患あり、且又乳房の、物に壓つけられざるやうに注意すべし、

乳房堅くなりて脹るゝこと甚しく、兒のこれに吸ひつき難きこともまゝあるべし、それを治すべき手段の種々ありて、余の常に勸むる所、左の如

し、

第一湯を熱したる「フラチル」にて、乳房を蒸せよ、或は湯を漬けたる圓く小さな板を「フラチル」に包みて、乳房に貼て、又「良製の麩の水」を貼つくるも可し、是等の手段の、何れも皆容易く乳汁を出だすの効用あり、然して後、他の生れて三四週間も過ぎたる強健の小兒、又は大人をして、乳を吸ひしむべし、或は次に述ぶる手段を用ゐるも亦宜し、熱湯を一彬入りの口滑なる壘の口まで盛ぎ、間もあくそれを覆して、あまり熱くなると、直にその壘の口を乳房に貼つべし、但「プロレンス」油の壘の、その重量輕き故、これに用ゐるは尤宜し、かくすれば壘の冷くなるは従ひ、その中の蒸氣收縮して、空處を生ずるにより、乳頭の壘の口の中は吸ひ入れられて延びるなり、さてそのまゝより置き、二三秒間過ぎて、後壘を取り除くれば、直に小兒の口をつけさせて宜し、

諸種の乳唧筒又ハその他の器械あれども、何れも皆前の温めたる硝子壺の簡易あると、又他の小兒又ハ大人の口を乳房に貼つるが如き効用あるものなし、

二度目の分娩の時ハ、乳汁の出づる状態、乳の手當の方法、前ハ述べたるものと異なること多シ、その通常分娩の二三週間前より、乳汁の如き汁液日々乳頭より出づるものよて、分娩後十二時間経る中ハ、乳房ちくくする心地ありて、次第に大きくあり、二十四時間に至れば、乳汁十分出づるやうにあるものあり、

又此の時に、兒を乳につくる時刻、初度と異りて早きを佳しとすれば、分娩後二十四時間につくべし、然すれば、乳房堅くなりて、吸ひ出そことの妨となるを防ぐに便なるのみならず、また乳汁の分泌を善くするの益あり、その故ハ、此の時小兒に度々吸ひければ、乳汁の分泌を進ましむ

る助となればなり、

兒を乳につくる前に、初度と同トく始終温き甘扁桃油を乳房に塗りて摩擦し、若乳頭を吸ひ出すことの必要ある時に、前ハ述べたる手段を施せば、然れども、大抵ハ、その通常の注意を失はざれば、二度目のときに乳を吸ひとるハ難きことなきものなり、

若不幸にして、乳頭に腫物生じたる時ハ、後の乳の事と題する編即第八編

に述べたるが如き、手當を施せば、此の腫物の、哺乳のためハ一の大害にして、殊に至て早く生ずるものあり、その産前又ハ産後ハ早く相當の手當を施さざるより起り、終ハ然るべき醫藥を求めざるがために、案外ある病患の基となりて、無益の苦痛をなすことまゝあるものなり、
看候者の事、産室に籠り居る一箇月の間ハ、始終産婦の身心とも十分安穩ならしめんことを肝要とせ、既ハ前文にも、産室ハ清涼にして空

氣のよく通ふやうにせよと説きたりしが、尙その上にも静ならしめんことを勉めて、看候人の産室に入ることをば、深く注意すべし、初度の分娩の時に、看候人の室内に入るに由りて、患害を生ぜしこと、余の常に實驗して知れる所あり、畢竟産室のどかくに人の候ひ看んことを欲するものにて、その分娩を聞くや否、多くの親戚朋友たち、舉り來りて、一に母の様子を尋ね、二に生れたる兒を早く見て世話せんと、思ふより我も我もと入り籠むものなれば、若し醫師の制せずして、それに任せ置きたらんより、意外の患害を生ずることを免れざるべし、その害の生トたる後に、始めて大に驚き、さても産婦の平安なりしゆゑ、假令衆多の看候者入り籠みたりとも、然るまで碍りもなからんと思ひの外、かゝる事こそ起りたれと云ふことまゝ、ある例にて、こゝれも甚惡しきことなり、抑、産婦のその朋友の誰彼看候として、集り來ることを見て

喜ぶの甚好きやうなれども、實にその身體に感動を起して、終に大害を招くものなり、然れば、産婦の恙なく肥立つに、全くその氣を鎮めて休み居ることを肝要とするに由り、醫師介抱人の外、固く初度の分娩の産室に入ることを禁すべし、それより後の分娩の時にも、尙此くの如く心掛けて可きこと勿論なれども、その時に、最早初度には、あらざるゆゑ、自身にも靜に休み居て、體に感動を起すことを避くるに、肝要ありと心得居るに由り、前と述べたることを守らざる憂なかるべし、平臥の事、順當に肥立つ者の、分娩後四五日まで、靜に就き居ることを、肝要とせざれども、隨分勉めて長く平臥し居ることを善しとす、但その日數の長短は、その時の状態に従ふべきものにて、人により各意見同トからず、然れど、いづれの婦人にてても、分娩の當座一二週間、或は三週間

の中に平臥を止むるハ、甚宜一からず、時宜よりてハ、何時よても、長く此の臥様を變へざるやうよして、少よても、出血ある間ハ、始終此くそることを專要とそべし、
 餘り早くより隨意に立坐するハ、世間にまゝある風習なれども、これが爲に生涯病苦に悩む者數千人あり、又半ハ平臥一半ハ坐すること、やはり多くの害あることを免れず、假にも平臥をあらざれば、たとひ手足を何處にねくとも、その病害を防ぐハ益なきことを知らずして、唯脚を蒲團の上に置きさへすれば、外よまた必要なることなりと思ふ者多きハ、大なる誤あり、
 貧一婦人の中に、分娩後直に蓐を離れて、勞動することあるが爲に、子宮脱を病みて、困難するもの少からず、是全く今日の生計に逐ハれて、産後長く平臥一居ること能ハざるより起るものにて、此くの如き輩ハ、

その中心に、深く前の示教の專要なることを記え居るハ、暇あかるべし、
 廣帯の事、前文よも、分娩の後、直よ下腹を匝るだけの廣帯を一むべし、と、説きたりしが、そは、當座より起ち働くことを許さるゝまでの間、漸々に緊急にして、その後よハ、今少一狭き平常のものよ代ふべし、抑、廣帯ハ、如何なる者よも、大益ある効用ありて、取り別け、多くの兒を生みたる者、または、身體矮き者と肥えたる者よ宜一矮き者肥えたる者ハ、實よこれをを用ゐずハあるべからず、若、用ゐざる時ハ、目よ見えすして、殊の外苦痛なる患害を生ずることを免れず、
 此の廣帯ハ、分娩後下腹の筋の力づくまでまむべし、その力づくまでの間ハ、僅よ二三週間に過ぎざれども、肥えたる者などは、それよりも長きことまゝあるものなり、
 食物其の外一切の手當の事、分娩後數日の間ハ、その前よりも、食物の

分量を減下して、平生よりも品質の淡泊なるものを宜しとす、今まで起ち
 働き居たる産婦の、遂に室内に閉ぢ籠り居ると、分娩せしむるために、全
 體の景状幾許か變り居るにつき、此くせざれば、あゝきもゑなり、然れど
 産室を以て、病室の如く心得るゝ、甚善からぬことあるを、とかく、介抱人
 の中に、分娩後數日の間、臥床の帳を開くるな、「ブランケット」を重ねて被
 けよなどいひ、何にても堪へらるゝだけは、蒸きものを飲食させんとし
 て、妄に熱き粥やを勧め、蒸發氣を立てさせ、風を引かせまじとするも
 の多し、是に至りて恐るべきことにして、早く患害を生せしむる所爲な
 り、かくすれば、その爲に、却りて、平生よりも風を引き易く、弱くなりて、遂
 に難儀なる病も罹り、如何にしても、全快し難きことあるものなり、
 この時は當りて、極めて淡泊にして、良き食物のみを用ゆるなり、その、
 即朝に珈琲を飲み、午餐に布頓（トウガン）に牛乳、鶏卵を和（わ）て製（つく）したる食物の名、
 晩に又珈琲、或は茶

を飲み、その間に、當人の好により、粥を適宜に啜りて宜し、其の他の滋養
 物をば産後三四日の間、見合せべし、
 前文も述べたる如く、産婦の身と心をば、なるたけ落つかせ、産室をば
 空氣の通よく、清涼ならしめて、妄に人の出入することを禁ぜべし、
 産後四五日の心得、何事も順當にして、腸の作用宜しければ、その時よ
 ゝ、鶏の翼の肉を食ふべし、それより善き物とならば、羊肉を食ふべし、
 但滋潤のため、冷麥湯と牛乳とを等分に和して、飲むことを善しとす、
 何となれば、此の飲料の濁を止めて、胃の衰弱を助け、乳汁を醸（か）すこと、他
 の諸物も勝ればなり、
 若し其の時夏に當りて、臥床の熱きことを厭ひ、床を離れて外に居ると
 も、亦臥床の側、豫褥椅（あらかじめかざんい）を備へ置きて、それにかゝり居るも善し、但臥床
 を離るゝより、すべて、人手を借り、あるたけ自身よて、動かざるを佳し

とぞ、さて、褥椅じゆきをかゝるに、前にも其の理由わけを説き示したる如く、只管ひたすら平偃ひらかにそることを務むべし、此く居處いこを換ふるに、捫胸ふせうを着くことより、すべて着飾せきしをすることなど、て、風を引くの恐われば、何分にもこれを見合ひすべし、然れど、介抱人の善く褥椅じゆきに被布おほの布を敷き置き、産婦のこれに坐しても、その衣服のさま見よくからざるやうに、世話したらん、に、決して風を引くの患なかるべし、若冬ならば、四五日過ぐるまで、臥床ふしどを離れざることを、最佳しとす、

さて、六日、七日、八日と過ぎて、九日目に至りても、別段に故障なきを、世間一般の習あはれにして、甚大切なる時期と思ふに、實に大なる誤なり、故にこれを信まをして、無益の心配せざるやうにすべし、いかにといへば、それまでに起らざる事がらの、九日目に限りて起ると云ふ謂いはれなければなり、

すでに十日過ぎて、後の、産婦の産室中に居るも居ざるも、事宜じぎに任すべ

きことにて、強ひていづれと定むるも及ばず、若居室わかしむの産室うぶむと接つきあるときより、晝の間のみにこれに出で居り、日暮になりて、産室うぶむと退き入るべし、然すれば、産室の空氣清潔せいけつとなりて、一層穩いそに眠ねむることを得ん、くれぐれも、これの壁などの隔へりなくして、直に産室と接つきあつてある居室に出づることをいふのみ、彼の幾室いくむか隔へりりたる處ところと遷うつることの可よからざるの勿論なり、但、褥椅じゆきと倚りながら引かれて行くを佳しとす、歩いて行くをば禁すべし、

三週間過ぎざる中に、平生の如く家内の者と雜まじり居るべからず、滿一箇月も過ぎて、何の障りもなき時、漸々その慣れたる事業じぎに取り掛り、又、戸外に出づとも害あかるべし、

余今この篇の結局けつくりは、於きて、尙念かのために教へ示さんとする一の事あり、その世人の常に疑ひ尋ぬる所にして、他にあらず、即乳汁の出づるに

ハ、葡萄酒及麥酒を飲みて善きか、飲ませして善きかといふことは是なり、
 余こゝも、日々の實驗せる所によりて、その善否を斷めん、夫健康なる婦
 人あらば、自身のためにも、兒のためにも、葡萄酒麥酒とも飲まざるこ
 そ善けれ、その譯ハ、自身の體健なれば、心情も漸快くて、乳汁も次第によ
 くなり、滋養分を増すものあれば、別に葡萄酒などの如き精神を補ふ物
 を用ゐざるかた、却りて兒をして強健に成長せしむるの功あれば、奇り、
 然れど、その産室に籠り居る時より、戶外に出で、運動するまでの間、飲
 料の分量を日々に少しづゝ増し用ゐること必要にして、その極めて善
 きハ、前に述べたる如き麥湯に乳汁を和せたるものなり、これを日々用
 るれば、遂に他の物より勝るべし、又この飲料のみならず、單純の乳汁を
 も、哺乳せる間、始終適宜の分量を用ゐれば、往々益あることあらん、
 然らば、葡萄酒及麥酒ハ、乳汁のため少しも益なきかといふ者あらん、

余ハ答へて云ハんとす、否、益あり、體質弱き婦人の苦きエール麥酒の一種
 少しづゝ飲みたるに、大に効ありて、害なきもの多きハ、余の常にまのわ
 たり見る所なり、然れどまた總べての酒類みな此様ハ益あるものかと
 問ハれなば、再答へて云ハん、余ハその益の有り無しを斷めがたければ、
 各人試に何程かを用ゐて、その心地とありさまとハ注意せよ、かくしつ
 ハ、効能あらば續きてこれを用ゐ、若し又それがためハ悪しき心地を覺え
 なば、これその性に適ひざることをゆるさず、速に禁トて、再用ゐること勿か
 れど、
 右の事がらをば、更に哺乳の篇ハ於きて詳ハ説くべければ、茲にハその
 畧を言へるのみ、

第七篇

小兒の身よつきて、産室中の心得、

第一章、兒の生れたる時、直に施すべき手當の事、

浴ゆの事、兒の生れたる時、醫師その臍へそ帯おびを縛くりて切り、さて兒を「フラチル」に載せて、介抱人に渡さば、介抱人のその「フラチル」よて暖ぬるみに裹つつみ、若し寒さき時候ならば、火の前ならずともその側わたりに携つれ往ゆきて其處そこに居ゐらうむべし、かく兒を暖ぬるにすることの必要な譯わけ、その生るゝ前、胎内にて適度ほどの暖氣ぬるまに慣なれ居ゐたるを、今遽いまに冷氣ひやに觸ふれさせれば、此が爲ために害あらんとことを恐おそれてなり、

それより先、第一に爲なすべきこと、兒に湯ゆを使つかひすことなり、月滿つきみたざる分娩ぶんべんにて、兒の呼吸こそ苦くしく、その他怯弱きよじやくの徵しるし見みゆるものを除おきて、其の外ほかなるだけ早くこれを爲なすを宜よろしとす、若し呼吸こそ苦くしく、又怯弱きよじやくの徵しるし

ゆる時に、暫しば時じ靜しずま落ちつけ置き、その自由じゆうは強く呼吸こそ出來きて、やゝ丈だけ夫それに見ゆるまで待つべきものなれば、篤あつとその様子を見定めて後、善よき頃ときに至りて、浴ゆさするを肝要かんようとす、

兒の體ていに、白しろく脂あぶらぎりて乳ちの凝こりたる如ごとき物何程か着つき居ゐり、別わかけて臉おほ鼠蹊も、のつけね、腋下わきのした、その他皮かわの摺すり目めに多くあらん、この如何にも密切みつせつに貼つきて、好よき手段しゅんを用もちゐざれば、脱とれ難がたけれども、なるだけ手を盡つくして取とるべし、若しその貼つきたるまゝにゐし置おけば、やがて乾かわきて堅かたくなり、皮膚かわを刺し刺して終つひに烈こしき潰爛つぶらんを生おこすの恐おそあり、さてこれを取らんとするに、水みづにて、善よく落おちす、石鹼せっけんも亦多分の益えきなし、唯ただ猪脂ぶたのあぶらの極きよくめて善よくこれを融とかして落おちすの功こう能のうあり、因よりて先、兒の滿身まんしんは猪脂ぶたのあぶらを塗ぬり、その後、華はな氏の寒暖計かんぬんけい九十六度より九十八度までの温ぬるの湯ゆに入れ、五六分間も過ぎたらば、やはり湯ゆの中なかにて、海綿かいめん又また石鹼せっけんにてよくその體ていを洗せんふべし、

此くすれば、大抵の奇麗なならざることなし、假令少くも、處々も残り居りて、取れ難きことありとも、強ひてこれを取らんとせざるを善しとす、若然なくして、妄に劇しく摩擦れば、皮膚を刺衝するより、遂に熱氣を起さしむることあり、故にそのまゝにして置くも、次の浴の時に、必容易に取れざるの患なし、但兒を浴せしむるより、何時までも、湯を用ゐることを宜しとす、然れど、或人の氷を用ゐる方、兒の皮膚を緊めて、丈夫ならしむる故、その益遙に優れりと思ふが如き、是極めて危きことにして、且、慘酷き試法とも謂ふべし、前も言へるが如く、兒のこれまで胎内ありて、随分暖氣に慣れ居たるを、今遽に冷き水を使いければ、皮膚を緊むることゝなして置き、却りて神経を刺戟すること甚しく、そのため、按外の手を引き起すことあるに至らん、

兒を介抱人の膝の上にては、なく、湯の中にて洗ふ方を善しとす、兒の骨

のまことと柔にて、起し、せ置かるゝを、支柱ふる力少き故、若手を持ちて引き立つるときに、何程か體を痛ますのみならず、その嫩弱なる體格をも傷んこと計りがたし、獨逸國に流行せる浴盤、これを防ぐよ善きものにて、その製の木をもて、橢圓に作り、中の一端に高さ場處ありて、頭を受くる所となし、その深、兒の體の全く浸るだけの湯を盛るべきは、よしたる故に、體の湯より上に出で、風を引くの憂なし、その結構、兒の嫩弱なる體格に善く適ひて、汚れたる湯をその目に入れず、頭に面などを洗ひ得らるゝやうに出来てあれば、その工合の妙なること、何ども云はれぬ程あり、これにつきて、余考ふるに、他の處を洗ひたると、同下湯みて面などを洗ふこと、甚惡しきことなり、若しこれを戒めざれば、必皮膚より洗ひ落したる汚物の目に入るによりて、その糜爛を醸し、終に、看覽の妨をなすに至らん、誠に懼るべきことならずや、

次の章の
中の目よ

り出血する事 且又兒の頭を洗ふ湯の中は葡萄酒「ブランデー」その他一切の酒類を混ぜざるやうに心掛くべきよ、とかく世間には風を引かざるためよとて然るもの多し、若その效驗あらば是啻に善からざるのみならず却りて大なる害をなすに至らん、さて介抱人の膝の上には預拭口布にて被ひたる枕を置き、兒を湯より出したる時、その上に臥させて乾かすべし、是の世の人の常の習慣にて、兒の位地を全く變へ、抱きかへなとて動搖さすることには遙に勝るものなり、

臍帯の斷餘を鞏むる事、並衣服を着する事、柔にして温なる手拭をもて兒の体を拭ひ、其の乾きたる後、行ふべきこと、臍帯の斷餘を鞏むることとなり、醫師産室より退く前、檢査を受けて、臍帯の管は異状なきこと確に分りたらば、臍帯の兒の身より脱るゝまでの間に、意外の害な

かるべきやうに手當すること肝要なり、その方法、柔なる「リンチン」の古き裂片を重ねて、幅四五應となせるものを用意し、その正中に孔を穿け、これに臍帯の斷餘を通して折り疊み、直よその裂片よてこれを被ひ、兒の下腹に貼て、その上に一條の帯を佩め置くあり、この帯は「薄き「ラチル」の幅五六應ありて、長は腹を二周纏くほどのものを善くとす、但その束むるよ餘り強く緊むれば、呼吸と消化とを妨げ「ルプチュル」一種を催す故よ、指を緩よその間に指入れらるゝほどになし、短くとも五六箇月の間の佩め置くべし、若かく一つ、兒の臍の邊の部分に故障出來て穩ならざる景狀あらば、猶愈これを取り除くべからず、勿論始終篤く此の事柄に氣をつくること大切にして、その臍の邊に「ルプチュル」の生ずる根由、多く日々その帯の束めかたを鹿畧にするか、又の餘り早く取り除けたるより來るものなり、又この帯の帽子針にて留むるよりも、絲

にて縫ひ留むる方を宜しと心得べし、もべて衣服に、いづこにても、帽子針を用ゐるゝ悪しきことなり、
 さてそれより、兒に衣服を着るることなれども、その後の第十編に委しく説き明すべければ、此處にて、唯衣服を随分暖に軽く緩にして、少しも兒の手足を動すゝ窮屈ならざるやうにすべしと言ふのみにして、其の外の事の無益なるに似たり、さて被物の厚き綿紗の帽子のみにて宜し、その外何に限らず、兒の頭を揺るゝ妨となるものゝ必害ありと知るべし、

時により、其の兒怯弱に生れ、又、月足らずに生るゝことあらば、何れも介抱人深く注意して、これを世話せんことを要す、若、此くの如き兒の、絶えずに泣きて、その聲低く悲酸なるゝ、是れ暖氣の足らざるに苦む故なりと思ふべし、かゝる兒の、常に寒氣に感、易きのみあらず、その體中に

保てる温氣薄ければ、然るべき手當を用ゐて、温氣を添へざれば、體のため宜しからず、その手當の、兒を浴せしめて後、顔のみを出し置きて、必頭より手足までを「ラテール」にて同様に包み被ひ、さて衣服を着せたる後に、母の懷に容れ、なるたけ久しくそのまゝに置くやうにすべし、且、又此様なる兒の母たるものゝ若、冬ならば、猶更常よりも長く臥床の中に籠り居ること最大切なり、凡、兒の體をして暖氣を失へしめざる方法の、これに如くものあること無し、余近頃一箇の婦人を世話したることありしが、その人の、七箇月の月足らずにて産室に就き、子を生み、その一人の生きて居たりしが、素より孱なれば、その形非常に小さく、それに準れて、力も亦弱かりしが、衆人の案下たるにも似ず、甚健に肥立ちし、深くこの示教を守りしと因ること、思はれたり、さて此くの如き際に欠くべからざる事二あり、その第一、暖氣を給すること、第二、母の性善く

て飲まざる乳汁に滋養多きことなり、
 薬の事及兒に乳をつくる事、介抱人の習として、多くの兒に衣服を着
 せたる後、直に蓖麻油又ハ薔薇蜜、或ハ甘扁桃油を飲ませて、その大便を
 通せさせれども、その甚害あること少からず、このことハかく速に行ふ
 べき事にあらず、且、姑く手を着けず、置き、やがて程過ぐれば、自然に大
 便通して、これを行ふにも及ばざること常に多し、
 小兒をば、なるたけ早く臥床の上に臥させ、寒き空氣を面ハ觸れさせず、
 又烈しき光線にも未堪へられざるものなれば、それにて目を射させざ
 るやうにすべし、さて數時間も過ぎたる後、母も最早十分に眠る故、そ
 の乳を兒よつけて宜し、但此くするハ、前度已に兒を生み、乳を飲ませし
 ことある者に限ると心得べし、又その乳をつくるハ、産後二十四時間の
 内になすべきことにて、その譯ハ、前にも云へる如く、一にハ乳房の堅く

なりて、吸ひ難からざる前に吸ひ出だすべき用意のため、二にハ乳汁の
 出づるを促さんとするためなり、實ハ此の時に、兒の乳汁を求めんとて、
 その吸ふことを勉むるハ、大に乳汁の分泌を進むるの効あり、
 或人ハ、始に出でたる乳汁をもて、兒のため宜しからず、却りて腸の害
 となると想ひしことあれども、その實に然るにあらず、始に出づる乳汁
 の品質ハ、次に出づるものと異れども、この造化の故意に爲す所にして、
 實に微妙の企圖あることなり、夫、小兒の腸に充り居る黒き糞の通せざ
 るハ、必悪しきものにて、若、久しく通せざれば、大なる患害の基となるべ
 き恐れあり、然れハ、亦これを通せしむるの手段無くハあるべからず、今
 始に出づる乳汁の中に、一種の性質を含みて、その緩下の効用を具ふ
 るハ、是全く造化の妙手段にして、專その兒に益あらしめんとするなり、
 故にこの乳汁を兒に飲まするハ、啻に害なきのみならず、更に至極の善

事なりと謂ふべけれ、前にも言ひたる蓖麻油の類の緩下劑を飲ます
 るが如き、誠ま已むことを得ざる時よなすべきものよて、通常の兒を乳
 母に託くるにより、母の始に出づる乳汁を飲ませざる時か、又その乳
 汁に緩下の効用乏き時か、其の他の決して藥を飲ますべからず、若その
 藥を飲まする時の蓖麻油一茶匙を、一度或は二度用ゐるに如くことな
 出産後十時或は十二時過ぐるまで、兒に何の滋養物をも飲ますに及
 ばず、大抵その母の乳汁早く出で來りて、自然その養に乏しかるまどけ
 れど、初次の分娩にて、乳汁早く出で來らざるやうあらば、三四時間毎又
 の今少し繁く、少量なる驢馬の乳汁を等分の熱湯と和したるもの、又の
 搾り立の牛乳三分一と、熱湯三分二と和し、棒砂糖にて薄く甘味をつけ
 たるものを飲ますべし、この兩種の中、いづれにても、但驢馬の乳汁なれ

の尙好し、二三七づ、飲乳器にて飲ますべし、さて此くなし置きて、母の
 乳の十分に出づるに至らば、その時に、唯々そののみを飲まするを善
 しとぞ、かく此處に擧げたる外に、尙示教を要せしならば、宜しく第九篇
 の第三章を見るべし、

第二章、小兒の身と生ずる事變、及病につきての示教の事、

死胎の生まるゝ事、醫師未來らざる餘程前に、兒の生るゝことあらば、
 その時の如何にして宜しきかと問ふ者あらば、余これに答へて言はん、
 必醫師の來ること定まりてあらば、唯々兒の息の塞かることを防がん
 がために、空氣の十分にその口に入るやうになし置く外に、何事をもな
 すべからず、若またその速に來ること覺束なしと思ひ、兒の叫びて強
 く呼吸するを認め、臍帶を截りて宜し、さてその手段に、先通常の縫糸に
 て、臍帶を體より離るゝこと三應の處にて三四匝縛り、又その縛目より

離るゝこと三應^{イシチ}の處^{イシチ}よて、矢張同ト様に縛り、然る後又剪刀にてその縛目と縛目との中間^{あいだ}より截^きり斷つべし、然れどその外^{はら}の胞衣^{ほうい}又何よても、すべて醫師の指揮^{さしづ}を受けずして、手を着くことを禁ずるあり、時又因りて、小兒の死たるありさまにて生まるゝことあり、然る時又、介抱人極めて早く其の手當せざれば、終^{つひ}に絶命^{ぜつめい}せさすることを免れず、さてその用ゐる手當、固醫師の指揮する所^{しよ}なれども、その手傳する介抱人にて、預かゝる場合の手當をよく心得居たらんより、そを一層^{ひとへ}手際よく行ひ得られ、且大に便利なることあらん、抑死胎^{したい}よて生るゝこと頗^な多く且至りて急にして、醫師の來るも間に合ひざることあれば、旁^{わがは}以て介抱人のかゝる時の處置^{しよち}を心得居んこと甚肝要なり、さて死胎にて生まるゝことの原因^{かくりん}、種々^{さまざま}あれども、その緊要なることに非ざれば、茲^{こゝ}に説かず、唯その手當の方法のみを言はん、先同ト死胎に

て生まるゝ中^{ちゆう}も、其のありさま異なることありて、或^{ある}に全く死胎よて生まれ、唯臍帶^{せいたい}の脈と心臓の微^{かほ}ある跳動^{しやうどう}とのみありて、その外に、毫も生命^{いのち}ありとすべき徴^{しるし}候無きことあり、或^{ある}に呼吸^{いせき}せんとて無益に力を入れ、又^{また}に啼^{なげ}き叫^{こゑ}ぶ聲^{こゑ}の發揮^{はつぱい}とさへありながら、氣力^{きりき}乏^なしくして、十分^{じふぶん}に呼吸^{いせき}すること出來難^{がた}きより、程なく生命絶ゆることあり、總べて此^{こゝ}の如きありさまなる時に、然るべき手當を施して、屢^{しばしば}その機能を奏せしことあり、故^{ゆゑ}に兒の死たる^しに相違^{ちやうゐ}なき確證^{かくしやう}ありて、例^{たとへ}へば、その體損^{たいそん}ト、また^{また}に異形^{いぎやう}に生まれ、如何^{いかん}にしてても活^いくべきやうなきもの、外^{ほか}に、必^{かならず}その絶え行く生命^{いのち}を繋^{つな}ぎ止めんと、手段^{しゆだん}を行ひみること、醫師の職掌^{しやくさう}にして、呼吸^{いせき}する機能^{きんねい}及^{および}心臓の跳動^{しやうどう}微^{かほ}にしてもある中^{ちゆう}に、手當によりて、終^{つひ}に^に效驗^{くわうけん}あるものゆる、容易^{やす}に見捨^{みす}つべからず、死胎^{したい}の兒^{こゝろ}を蘇^{よみがへ}らす手段^{しゆだん}、當時^{そのとき}の景況^{けいきやう}に準^{したが}つて、少^{すく}し加減^{かへん}せず、ある

べからず、
 兒の生まれたる時、心臓にも跳動なく、臍帯にも脈なきに、先二條の綯
 絲をもて、臍帯を二箇所縛り、剪刀にて其の中間より截り断ち、前に述べ
 たる法の如く、それより下文に説くが如き肺臓を脹起せしむる法と浴
 せを以て、兒を蘇らす手段に着手せべしと雖、前文に言へる景況の外
 に、兒の面青黒よりて脹れ居る時、只一條の綯絲にて臍帯を一箇所縛
 り、その縛り目より臍につきたる方を剪刀にて截り、前の如く其切口を
 他の綯絲にて縛ることを、暫時見合せて、少く血の流れ出づるも任そ
 るを宜しとす、
 若又臍帯は脈ありながら、十分に呼吸出來ざるやうならば、臍帯を截り
 断つべからず、斯く脈ありても、兒の十分に呼吸せざる間、綯絲にて臍
 帯を縛ること悪しと知るべし、此の場合に肝要として行ふべきは、拭口

布を指に纏き、兒の上唇を拭ひ、粘液を取り除くことなり、此のその空
 氣の肺臓に入るを妨ぐることを防ぎ、且其の場所を格りて、呼吸の作
 用を起さしめんがためなり、然る後に、少の時間毎に、不意に程よき強よ
 て兒の面と胸とを打つべし、又俄に寒氣は觸るゝが爲に、戰慄して氣を
 吸ひ込むことあるに、人皆知る所あり、此の時よもまた手にて胸を撫で、
 背を打ちて、その體に穩なる觸撃を覺えさせべし、此の手段を用ゐるに
 よりて、呼吸の出來るやうになり、他の手當を用ゐる勞を省くことまゝ、
 あることあり、若く此くするも、その效あきとさしに、胸と足底とよ葡萄酒
 を洒ぎて、摩擦し、鼻孔及咽の外面をば葡萄酒に蘸し置きたる草にて摩
 擦し、磁砂精或は鹿角精を鼻に當て、宜し、
 肺臓を脹起せしむる法、若前に述べたる如き手段その効なくして、
 臍帯の脈遂に絶えたる時に、速に臍帯を截り断ちて、肺臓を脹起せし

むる法を行ふべし其の法の先小兒を「ラナル」に包み、抑向けて火の側にある卓子の上に臥させ、軽くその頭を伸し、隻手の指を以て兒の鼻を撮み、その孔を塞ぎながら、他の隻手の指にて柔に胸窩を壓し、空氣の胃中に入ることを防ぐべし、但此の法の注意して和順に行ふことを佳しとするなり、

さてそれより空氣を小兒の肺臟に含ませることにて、その法の醫師絹又の綿紗を摺みて不潔を避けんがために己の口吻に當て、その口にて程よく兒の口より我が肺の空氣を其の肺に吹き入るべし、但此くその前に、醫師先幾度か強く空氣を吸ひ込み、結局に十分吸ひ込みて、己の肺中より純潔ある空氣を蓄へんことを肝要とす、さて此く兒の肺臟を脹ませたる時に、手にて柔にこれを壓し著けて、また肺臟を空虚にし、それより又吹き脹らませ、又壓し着くること數度する中、終り嘔又の

強き歎息を發し、自然呼吸するやうになるか、若然なければ、今までの手當全く無益となりて、所詮呼吸すべき目的なきかの見留着くべし、但醫師右の手段を行ふ間、他の人に命し、兩手よて兒の足を斷えず按へさせ、適宜に摩りて暖氣を與ふべし、果して十分によく呼吸出来るやうになり、後にも亦足と體との暖氣を失ひしめざることに注意して、面をば十分に空氣に觸れさせすべし、

こゝに言ひんとする事の、小兒よまゝあることなれば、醫師の深く注意せんことを要し、その小兒の氣息稍く復するに及びて、舌を上腭に擦りつけながら引き込ませ、事にて、それがために、空氣の通路を塞ぎ、肺臟の再脹まんとするを妨ぐることあらん、これを防ぐに、食指を小兒の舌の上の奥の方より指し入れて、柔に舌を押しつけ前へ出すべし、然すれば、右の妨を除きて、空氣の再通ふやうになるものあり、

温浴の事、氣息を復せしむるに、前の手段を用ゐること、温浴よりもその効を奏すること疑なれども、時として、温浴も亦用ゐるはあべからざれば、心得置くべし、其の即肺臓を脹起せしむる手段を行ひ居る中に、その温百度位の湯を備へ置き、手段終るを待ちて、浴せさするあり、若その効能なきときに、又再肺臓を脹起せしむべし、但その効能あるもの、大抵浴を行ふや否や、間もなく顯るゝものにて、其の時兒の呼吸出來て、一聲叫び出すことあらん、斯く効ありて、幸に氣息を引き起したる時に、尙浴させ居れば、無益に大切の時間を費やして、他の工夫を施すべき妨となりて、惡しければ、速にこれを止めて、浴より出だし、乾きて暖ある「フラネル」を以て、その體を擦り、十分に呼吸出來るやうになりたる後に、暖なる臥床に臥さしむべし、最母の懷に抱かしむれば尙宜し、何れにしても、空氣を十分吸ひすることを肝要とす、

二三時間、又のそれよりも長く、此の手段を行ひても、兒の氣息復せずとて、容易にそれを見離さず、尙飽くまで力を盡さんこと肝要なり、又終にその効能ありし後の、二三日の間、熱と兒の様子を看て居るべし、兒の生るゝ間は、起る患害の事、分娩の長く手間取れたる時、兒の頭及體に挫傷を受けて、異形となることまゝあるものあり、抑壓を受けたるより、頭の形を變じて、甚長くなり、顯より頭の後まで、其の長六七應に及ぶものありて、人により、驚き怪しむの餘、これを忌み惡むものあれども、この格別怪しむべきものにあらざ、只手を着けず、置きて、その自然に故の形に復するを待つべし、兒の頭は腫物出來、又ハ脹るゝこと、まゝある例にて、これも亦分娩の時に、その部分の抑壓せられたるに因るものなり、これを治する法の最安全なるは、一切の抑壓を禁じて、「フランドー」又ハ醋と水とを和して製

したる冷湯劑を貼つるに如くものなす、然すればその脹漸次に退かん、
 勿論その様子を醫師に告げて、その意見を聞くを最宜しきこととす、
 面も亦前の理由のために驚くべきほど景狀を變へ、其の形歪みて、色も
 亦非常に黒きことあり、然れどこの別は手を下すに及ばず、數日の内に、
 尋常の形に復せんこと疑なし、
 小便及大便の止まる事、兒生れて後、まれに、數時間小便の通せざる
 ことあり、是多くはその排泄の作用鈍より起るものあり、余近頃ある家
 に招かれて、此の類の事を手がけたることあり、が、その即兒生れて後
 三日の間、少しも小便の通せざることにて、その排泄の作用鈍に因りて
 起れること明に分りたり、時として、他の原故より起ることもあれど、
 斯る時に、温浴を用れば、大抵治せしむべし、故に兒生れて後、二十四
 時間小便の通せざることあらば、必温浴を行ふべし、

或は又罕に形體上の患者生ずることあり、故に介抱人深く意をその事
 に用ゐて、少しも常と異りたるさまあらば、速に醫師に告ぐることを職
 分と心得べし、且又腸の事にも同く注意して、十二時間少しも大便通
 せざる時に、その部分を穿鑿せず、あるべからず、
 胸の脹る事、兒の生れたる時、又その後にもまゝ胸脹れ堅くあり
 て痛むことあり、是其の部に乳汁の如き水液溜れるによりてなり、介抱
 人若しこれを搾り出ださんとすれば、却りて意外の害を招くこと多く、こ
 れがため、熱氣を起させ、終に膿瘍とならむることあり、
 若し胸の少し脹れたるのみあらば、その部に甘扁桃油を一日に二三度塗
 りて擦るの外、何事をもなさざるを佳しとす、暫時たてば原の形に復
 すべし、
 若し熱氣ありて、痛みいで、表面に赤色を帯びて、非常に大なる時の、麩の水

巴布を三四時間ごとく貼つれば、その大害の生ずることを防ぎて、数日の内は脹退き全快すべし、
 目より出血する事、兒生まれて二三日過ぎたる後に、目の焮衝を帶ぶることあり、是殊に恐るべき病にして、若その母及介抱人の心づくこと無く、怪み驚きもせざるほど、何時か密に催すときに、別けて憂ふべきものなり、小兒の固その心地を人よ知らずること能はざるのみならず、その目の腫れたるが爲に、内部の病の増すことも著しからざるに因りて、終に未醫師の診察を請はざる前に、烈しき大事を來すことまゝあることあり、但その始に、焮衝のみ分明に知れざれども、その後に及びて、最早何如なる手段を用ゐるともこれを防ぐの効なくして、その患益烈しくなり、これゆゑ多く言目の基となること他の焮衝病よりも甚し、(下等社會の者の殊に多し)世間に此の原因のために言目とあり

たる兒の多きこと、實に驚くべきほどなり、この焮衝の起り初より、母も介抱人も、此の寒氣に感ずたるものからん、さらば捨て置くとも程なく治すべしと思ひて、その危険なること、毫も知らず、醫師も告げずに置く中に、不圖大事に及ぶこと、その例少からず、
 抑余のこの患害を説く所以に、只管介抱人の、その大切なることを知りて、これを粗畧にせず、その起り初より、早く醫師に告げて、然るべき手當を行ふことを専務とせんことを欲してなり、
 この焮衝の、出生後三日目頃に起るを常とすれども、其の後にも亦起ること無きにあらず、其の起りたることを知らんとするに、今こゝに擧ぐる様子に注意すべし、さてその様子とい、小兒の睡覺むるときは、臉の少しく接き合ひて、その縁常よりも赤色を帯び、別けて其の色目角に著しく、又光輝を觸るれば、痛を覺ゆるがため、光輝の照すかたは向い

むれば、忽に目を塞ぎ、又微少の白き物質下瞼の内部に溜り居ることありて、暫時過くれば、兩瞼脹れ出だし、その外面赤くなり、多分の物質をより分泌して、その量漸々に増そに至る等、皆其の初に此の病の大切なことを認むべき徴候にて、斯く擧げたる所にて、已に十手なるべし、この分泌したる物質を、絶えずに取り除けて、目を清むるは、醫師の最必要とする所にて、若しこれをせざる時の何如なる手當を行ふとも、必無益と爲らん、又その上になるたけ早く醫師に告げ知らすれば、大抵の治せざることも無かるべし、

兔唇の事、これの誰も善く知れる所なれば、今細に説き明すにも及ばざるべし、只此の事よつと婦人の甚心配して尋ね問ふことあるは、凡、兔唇に生れたる小兒の、何如して哺乳すべきか、且これを治せんための手段の、何時施すべきかといふこととなり、然る時の、余これに答へて、次に述

ぶる所を示さん、

兔唇の兒に哺乳せる方法、兔唇の狀些少なるものにて、母の乳房大く、乳汁の分泌も多分なるとき、兒の乳汁を吸ふに妨なかるべし、若し、甚しき時、第八編の第一章に述ぶる如き塞子樹の乳頭糖を用ゐて、乳汁を飲ませれば、不都合あることあるまじ、但乳房の餘に小くして、兒の取りつき宜しからず、母も哺乳すること甚難きことを憂ひ居る時に、別けて十分に都合善かるべし、

然れど、若し兔唇の狀殊に大なるもの、ヒを以て乳汁を飲ませる外に、その方法なければども、乳汁の分量性質及これを備へれくことに深く注意せんことを要す、これよつきたる委細の示教は、第九篇の第九章よ

これを説くべし、

兔唇の治療法よつと注意の事、父母たる者餘りに早くこれを治せ

んとすることの、余の懇に禁戒せんことを欲する所あり、但その早くこ
 れを治せんとするの、種々の思考より來ることなれども、其の兎唇の狀
 大にして、他の部分まで害を及ぼし、實に捨てねき難きほどなれば、格別
 の事ながら、若然なきに、二年半過ぎざる前に、手を着けぬことを真
 とす、萬に一もその間に手を着くれば、瘧癩を起して、これが爲に死に
 至ることあり、其の治療を行ふに極めて適宜ある時の、兒の生れて後、二
 年半より四年までの中にありと知るべし、
 臍帶より出血せる事、臍帶をば確と取り固めたりと思ひ、後に至
 りて、血の出づること時としてあり、この臍帶の縛り方粗畧なりしか、
 又ハ生れたる時に、臍帶の甚大くありしが、程なく收縮りて、その縛れる
 絢絲の緩むより起るものなり、何れにしても、介抱人たるもの、其の時の
 手當方を心得居りて、兒のために意外の害とならざる様になさんこと

肝要なり、
 出血を止むる方法の事、先兒の衣服をも「ラチル」の巻き帯をも脱ぎ
 て、臍帶を縛りたるものを残らず取り除け、然る後新に絢絲を以て、最前
 の縛り目の下即一層兒の體に接く方を縛るべし、但餘り締め過ぎて、臍
 帶を縛り切る様なるハ宜しからざれども、随分確と締むるを肝要とす、
 これに用ゐる絲ハ、生木綿の絲六條を緋り合せたるものを用ゐて、「リン
 チン」その外にて製したるものハ、一切用ゐるべからず、
 臍帶の脱離惡しき事、臍帶の臍より脱るハ、分娩後凡、五日より十五
 日までの間にありて、その痕跡の少くも故障なく癒ゆること常あり、
 然れど時として、此の如くならずして、その痕跡より淡き液汁の流れ
 出づることあり、此の時ハ、篤と穿鑿すれば、豌豆乃至ハ、それよりも小
 き腫物を生ずることありて、それよりこの液汁を出すものなり、然れば、

それより少一の明礬末を傳けて、これを取り除け、又の止むを得ざる時、
 綠礬を傳けて、穩にこれを擦り、然る後「カラマイン」膏を貼り置くべし、
 又稀なることなれども、ある時に、臍及その周圍の擦り剃くることあり、
 これに忽に廣がりて、殊恐るべき有様に見ゆるものなり、然れど早く
 醫師の指揮を受けさへすれば、必治せんこと疑なし、但その指揮を受く
 るまでの、麩の水巴布を貼て置くを佳しとす、
 臍より出血する事、時として、臍帯の脱れたる時、又の一二日過ぎて
 後、臍より出血することあらん、此の殊稀に起るものなれば、今こゝに
 の只一通の心得を述べて云ふ、則その出血ある時に、指頭を以て其
 の場所を抑へつけ居り、醫師の來るを待ちて、然るべき手當を行ふべし、
 或の又一箇の腫物生じて出血することあり、然る時に、硝酸銀其の他收
 斂劑を貼け、又のこれを抑へつくる等のことをあすとも、その出血の尚

止らず、滾々とのあらざれども、その絶間なく出づるより、終に小兒
 の疲勞して死なんとすることを免れず、然るにこの手段を行ふ、甚害
 あること故、その代に唯極幅狭き「リンチン」の裂片を以て腫物の周圍を
 纏ひたるまゝにして置き、外又手を着けざるを佳しとす、然して置けり、
 程無く出血止み、やがて贅肉を生じて、その腫物を壓却め後に、また贅
 肉も脱れて、その跡全く治するなり、
 黄疸の事、兒の生れて後、一二週間過ぎたる時に、體の色黄色にあり、黄
 疸の催したる有様現はるゝことあり、母たる者これを見れば、大に心配
 して、少しも早く醫師の來りて診んことを待ち詫ぶるものなり、
 この病の、通例左のみ害なきものにて、多くの自然に愈り、別段は醫藥の
 助を借るにも及らざるなり、若、其の二三日の内に治せざる様ならば、
 麻油一茶匙を、一度乃至二三度飲ますべし、さて又此く分娩して後、未程

經ざる時に、重き黃疸の發することも固に計られざりて、それに續き
 難症なる病の起ることなきにもあらず、然れど、惡しき形此の罕にある
 ものなり、に生れたる結局にあらざる外、斯る心配もあるまじ、故に分
 娩後一二週間の内に起る黃疸、然まで深く心配するに及ばざるもの
 なり、
 舌のよく動かぬ事、此の舌の下なる繫帶の常よりも短きか、又其の
 舌に連りて居る處の廣くして、舌の尖端に近き所まであるより起るも
 のあり、これがために、今乳汁を吸ふことの妨とあるのみならず、後にも
 説話ことこの妨となることあり、然れど世の人醫師の許に小兒を携れ往
 きて診するに、何々の病あるの、舌に右の故障ある故に、あらずやと言
 ふもの多くあれども、その實に然ること殊罕にして、大抵の他の理由よ
 因るものなり、

右の病害の有無を看定むる方法、母たるものよ於きて、其の有無を看
 定むるために極善き工夫の、小兒の舌の尖端を以て唇の内面を衝くこ
 とをなし得るか否に注意するにあり、そのなし得る時に、小兒の乳を
 吸ふこと難きにあらざるべし、故に何事をも行ふに及ばず、大概の治術
 の、これ功者も行ひざれば、兎角却りて危険を招くの恐あれ、妄にこれ
 を大切ある兒の身は施さざる様も心掛くべし、萬一斯る類の病害は罹
 りたりと思ふ時に、前も示したる景況のあるとなきとを篤と取り調
 べて、其の疑を決すべし、然らざりて、愁ひも手を着くるの以の外宜しか
 べし、
 皮面に生ずることなり、
 皮面に生ずる黒子斑點等の事、母の思想に感りて、小兒の皮面は黒子
 等を生ずると云ふ事の誤あることを、已に第一篇に於て委しく論じたり、
 因りて、今茲に、黒子等の生ずる居ることの、兒の健康に感觸るといふこ

とにのみつきて、一言を述べ置かん、

黒子等の、これを別けて二の種類とす、第一の種類に属するもの、淡茶タンチャ褐色ヒロクの黒子及葡萄酒色の痣あざなり、第二の種類に属するもの、小くして高く突起トチりたる腫物にて、淡青黒色アヲクニシなるもの、又、赤くして朱の如く明色アカなるものなり、

黒子及痣の事、これいづれも、小兒の體に、害とならざるものなれど、も、そがため大に形容カチを醜みにくし、別けて葡萄酒色の痣あざとなれば、時よりやがて半面に掛るものあり、然れど、幸の事なり、決してその大の廣がることなく、生涯シヤウゲ原のまゝなるものなり、偕さいこの痣あざなぞ、假令然るべき手段を用ゐてこれを治なすとも、猶なほまた同ト物を生なせしむるの外なければ、その上別段に醜みにくき容なき時、先手マツテを着けずして置くことを宜しとするなり、

小腫物コシヨモノの事、これ其の生ずる數も、大も又場所も、皆定らざるものにて、一人の小兒の身體に多分オホクよこれを生ずることあり、其の大の疏豆スヂマの如きものあり、又「シロリン」英國ノ錢イギリスノ名ほどの如きものありて、唯皮の上オノに生ずるのみならず、吻内口中クハノウチまた其の他の場所にも生ずるものなり、但この腫物も亦時として、其の大原オホキのまゝにして抑壓オシヨスさへせざれば、更に大くもならざるものなり、然れどまた外科醫者ゲカノシヤの手テに掛くべきこともまゝあれ、其の時に、成るべく、早くその手當テウヂを施すべし、然すれば、その害薄ウソクくして、治療の届届き方も速速ある故、母たるもの、早く醫師に告げ知らせて、手テを着くる方善ヨシきか否の指圖サシヅメを受くること肝要カンヤウなり、

第八篇 乳の事

第一章 乳に腫物の生ずる事

乳に腫物の生ずるを豫防する方法、乳に腫物の生ずるの、哺乳の時期に起る病苦の中、最堪へがたきものにして、これを防ぐの手段の種々あり、

取り別け初次の懐妊の婦人にて、乳小くその皮薄くして弱き者より、産室に籠らざる前六週日も早く吸ひ出すべき支度を乳に施すを宜しとす、其の方法の、既第一篇に於て説き示したるものを用ゐるべし、
兒の生れて後、乳を著くること甚早き、普通の習なれど、これ大なる誤と謂ふべし、初次の時に、大抵分娩後三日まで乳汁出でず、故に彼の世人の一般に行ふが如く、その三日前より絶えず乳を兒に哺乳することの、唯害あるの外なくして、それが爲に乳房を刺衝して熱氣を起させ、終に

の乳汁の全く出で来る時になりて、これを吸ふに不便ならしむることまゝ、これあり、但二度三度目の分娩の時に、最早右様の心配なきものなり、

さて乳汁の出で来る後になりて、乳に腫物の生ずるを防がんとするに、夜分始終小兒の口中に乳房を啣ませ置くこと甚悪しき故に、これを禁すべし、その間に腫物の生ずるの基となるのみならず、小兒の體も大害とあることもまゝあるものあり、

且又二三日哺乳したる後に當り、腫物の生せんとするの心地あるときに、ハンスラウ氏の金屬製の乳頭楯を用ゐるべし、余十八箇月以前より、此の乳頭楯を用ひ試みるに、大抵その度ごとく腫物の乳も生ずることを防ぐの効能あり、但これを用ゐるにその腫物の未生せざる前にすべし、何となれば、此の器の、腫物の未生せざる前に防ぐものにして、其

の既生トたるものを治するの用をなさざればなり、而して又これを用ゐるよ、哺乳より哺乳までの間に貼て居り、さて哺乳するときにあらば、その時これを取り除けて、丁寧又乳房を洗ひ、然る後小兒の口につくべし、何れの婦人にて、前度の哺乳の時、患みしもの、分娩せし後より、直に此の乳頭楯を貼つる様にすべし、
 乳に生ずる腫物の治療法の事、第一、乳頭の物、感ト易クして、忽に摩り剝け、これに觸るとき、烈しく痛み、且熱氣ありて乾きたるに、その未罽せざるべきに、湯又、罌粟殼の煎汁を以てその場所を蒸し、麩の水、巴布を四時間ごとに取り換へて、これを貼つべし、此の如くして、乳房の非常なる熱氣と烈しき痛との減トて後、小兒の乳に取りつき居らざる時に、金剛製の乳頭楯を貼て置くべし、
 第二、乳頭の皮摩り剝け、又、乳頭より乳房に移る所に裂罽生トて、小

兒の乳を吸ふたび毎に、乳房より血出で、甚難むことあり、然るとき、第一の手段よ、小兒の吻と舌との乳頭に摩れ合ふことあき様よ、善く乳汁を吸ひ出さすべき助となるものを用ゐるべく、第二の手段よ、その摩剝又、裂罽を治する薬を貼くことをすべし、
 第一の手段のためよ、硝子製木製象牙乃至、銀製の乳頭楯を用ゐるを宜しとす、此器に、牝牛の乳房の皮を貼りてありて、兒これ隔て、乳を吸ふ故に、決して乳頭を噛み、又、刺衝するの憂あらず、時として、此器の効用をなさざることあり、その其の製造の善からざる故よ、非ず、多くの、その用ゐる方の宜しからざるよ、因りてあり、或、婦人により、乳房の大小異なるよ、心づかずして、その大に適合ふものを撰み用ゐざるがために、効用なきこともまゝあり、旁以て適宜の大に寸分違ひざるものを撰まざるべからず、其餘に、小きもの、用を爲さざるのみならず、却

りて乳汁の出づるを妨げ、腫物の勢力を増さしむるものなり、又餘り大なるもの、乳房を痛むること、無けれども、空氣自其の中に滿つるが爲に、小兒乳を吸ひ出すこと能はざるべし、此等の不都合、何れもその器を撰むこと、十分ならざるより因りてなり、且、又假乳頭を適宜に乳頭楯の上、縫ひつくる様心掛け、その乳頭の乳頭楯より先に出づること、半應乃至一應四分の三に過ぐべからず、若しそれよりも先に出づれば、その乳頭小兒の齧に壓しつけられ、此が爲に乳汁の出づるを妨ぐべし、又假乳頭を縫ひつくるために設けたる乳頭楯の孔をば、総べて掩ひ塞ぐ様にすべし、然せざるとき、空氣その孔より入りこみ、中の空處を塞ぐ故、小兒の空氣の外何をも吸ふこと能はざるべし、
インヂアン・ロバ・ハイゼン 抹紙膠製の假乳頭、當今專牝牛の乳頭の代に用ゐらるゝ所なり、其の和柔にして、人の乳頭と似たること、他の物に勝れば、成るべく、これを

用ゐるを宜しとす、但不都合なることに、その乳頭に在る幾箇の小孔、頗て大くなりて、終に互に相連合するものなり、然れどこれを防がんとために、ある人の「シャムワ」の類の革を以て、抹紙膠に裏打するか如き、更に又不都合なり、何と云ふも、それがため、假乳頭餘り硬くなりて、容易に屈撓せざれば、小兒の力と不適合になり、程なく小兒の疲勞を催さしむるを免れず、
 余近來塞子樹製の乳頭を以て、牝牛の假乳頭の代に用ゐたり、その乳頭楯の象牙又の黃楊樹にて製し、これに小き象牙管をつけて、乳汁を通ずるために、さて右の塞子樹製乳頭を此の象牙管の上に嵌め、螺旋にてこれを乳頭楯につくるあり、塞子樹の取り別き組織緻密に柔軟にして、弾力あれば、小兒の吸ふ間善くその唇は逆ふことなく、且、少くも害にならず、假乳頭よりも清潔にして、その持方宜し、殊にこれに取りつくる

象牙管も亦他の假乳頭の如く用ゐる方悪しきより生ずる不都合も無ければ、余の只管此の器を用ゐることを善しとせるなり、何れの婦人にも、乳頭の皮薄くして柔あるより、腫物出来、又裂けなせりたるより、次回の分娩後に於て、始より金剛製の乳頭楯を哺乳せざる間に用ゐる、塞子樹製の乳頭楯を哺乳する間に用ゐる様よすべし、余近頃一箇の婦人を手掛けたることありて、その第四人目の兒を生みたる時なりしが、前度の産後より乳頭刺衝を受けて、擦り剝け、如何なる手當を施しても治せざるより、小兒に哺乳をすること能はざりしかば、それに懲りて、今回の前より述べたる手段を用ゐるに、これが爲至て易く哺乳をすることを得て、甚都合宜しかりし、乳頭の擦り剝けて、熱氣を持ちたるを治せんより、左の方法の中何れを用ゐても宜し、「ブランドー」半汚を八汚の蓄微水に和したるもの、又硫酸

酸亞鉛四氏を一汚の蓄微水にて溶解したるもの、又硫酸銅二氏を一汚の龍腦合劑に和したるもの、又硝酸銀一氏を半汚の蓄微水と和したるもの、此等の洗劑の内何を用ゐるにも、これに「リンチン」を蘸して、度々貼て、宜し、若その効なき時に、腫物又裂けの表面を硝酸銀を以て軽く擦るべし、その間の蜂蜜二汚、鯨腦軟膏一汚とを和し、又白露拔爾撒謨半汚と鯨腦軟膏一汚とを和して製したる軟膏を貼けて、一日一回づゝ軽くその部を擦るべし、哺乳の前後より、必少量の乳と水とを和したるものにて乳頭を洗ふべし、尤此の場合に、乳頭楯を隔て、哺乳せんことを要す、右の手段を用ゐれば、大抵の効能なきこと罕なり、然れども若効能なくして、その母常に哺乳の爲に起る痛と刺衝とに苦むるときに、乳母を雇ふことをするか、又乳汁の外ある食物にて、小兒を養育てざるべから

時として、一方の乳房のみ悩むことあり、然るときに其の腫物又ハ
 罅裂の治するまでの、その一方の乳房を小兒又吸ひせざるを可しとす、
 而シ前に述べたる手當を用ゐれば、容易にこれを治せしめんこと疑な
 し、因りて余今一通りの説を述べて云へん、若、其一方の乳房満りて、堪へ
 がたき様あらば、鹽性緩下劑瀉利鹽一芍を蒸餾薄荷水に和したるもの
 を一日に一二度づゝ飲むべし、然すれば、乳房の満るを適宜又防ぐの効
 用あり、
 此の如き時に當りてハ、衣服の患處を刺衝せざる様に氣をつくべきこ
 と肝要にして、蠟製の杯子又ハ「リムベト」貝の封蠟にて其邊を塗りた
 るものを貼て置けば、然る患あるま、硝子にて製したるものなれば別
 きて宜し、

第二章、乳汁の出過ぐること、

これハ、乳頭の結構の固より全からざるより起るものなり、然るければ
 乳管に故障あるの故又して、その乳管の端ハ乳房の尖頭又到りて終る
 ものなるが、今その端の弾力を失ひ、乳汁の流出を制むべき力なくあり
 たるより、乳管の口哺乳せざる間も猶開け縦ちて、乳汁流れ出で、絶え
 ず乳頭より滴り落つるなり、此れ母のために目前至りて不都合なるの
 みならず、他日に及びて、大にその健康を害するの恐あるなり、
 さてその治療法と稱するもの種々あれども、或ハ何を用ゐても効能あ
 ざること敷、これあり明礬一芍を一彬の井水又溶解し、又は硫酸亞鉛三十
 氏を一彬の檫皮煎汁又溶解したる洗劑にて數々洗へば、効を奏するこ
 とあり、斯く洗劑にて洗ひたる後、少くも十分間の乳を露出し置き、
 その乳房を小兒に吸ひせる前に、乳水又て洗はんことを要す、且、此の

時に、乳汁を受くるための硝子製の器を絶えず乳に貼て置き、その上になるだけ軽く衣服を蓋ふべし、

此の病の極烈しからざるべきに、右の手段を用ゐて治することあるに、余の數目視し所なり、然れど若その烈しきものにて、何の手當も効能なく、乳の流出止まずして、母の体衰弱するときに、已むを得ず、小兒を斷乳して乳汁の歇絶る様すべし、此れ母の安全を求むる必要の方法なり

第三章、乳房膿瘍一名惡乳の事、

凡、産室に在る際に生ずる病患の中に於て、産婦の忌み惡むは惡乳より甚きものなし、さて其の此く數生ずるの理由如何といふに、或は當人の生來柔弱にして、常にその乳を醫師に診ることを、どかくは羞ぢ厭へるの餘、その手當方を一切介抱人にのみ任するに因るか、然らざれば介

抱人の己巧者なりと心得居りて、何事をも世話し、終には如何なる醫藥を用ゐるとも全快すること覺束なきほどの患害生ずるに至るまで、醫師と相談せざりてに因りてなり、此く手當方の届かざる中に、何時か已ら然るべき治術を施せば、必治すべき大切の時を取り失ひて、後より何様も悔ゆとも、最早及ばざることなり、殊も必至急な適切な手當を行ふべき癩衝病數多ありて、これ等の乳も生ずることとは、別けて甚憂ふべきものなり、因りて、その徵僅少にても現はれたるときは、當人速よこれに注意して、然るべき手當を行ひ、暫時も打ち捨て置くべからず、若打ち捨て置かば、遂に如何なる工夫を用ゐても、その効驗なきに至るべし、且又介抱人の醫師の乳を診て後に示し與へたる教を大切に守らざることあるも、余の常に見て歎息する所なり、故に産婦深く心を用ゐて、己も介抱人も此様の不都合をなさざる様願ふへし、

然れど此く言ふのみにて、何等の教をも示さざれば、尙此の憂を防ぐこと能わざるへし、因りて次にその教を擧げん、但これは、乳房膿瘍の手續方を明細に説くにはあらず、只一通の取扱方如何なるものかといふことを指し示して、當人の醫師の見こみを十分に行ひ得るのためにし、一に其の不心得あるによりて、不都合を招くことなく、二に不注意によりて、思の外の災を招くことなからしめんと欲するなり、
乳房癒衝して、終に膿瘍となることは、哺乳の時限中何時にてもあるべきことなれども、常に分娩後一箇月の内より起るものにして、第三第四週に起るを最多しとす、又時として初度の分娩の後、乳汁の出初に起ることあり、

第一、乳汁の出初より悪乳の起るを豫防する方法、
多くの初度罕に、次回の分娩の後三日程過ぐるるとき、乳房堅くあり、脹

れて、直に痛み出し、乳汁の出づるに従ひて、又一層脹れ、大く堅くなりて節だち、其部甚重くして、物に感し易く、それより暫時過ぎて、乳汁十分に満るより、乳房を蒸し温め、又は柔に壓せば、少量の乳汁の乳頭より流れ出づるを見ることあらん、その時小兒を乳房につくれば、始に何程か痛を覺ゆれども、やがて大にこれを忘れ、乳汁の出づるに従れて、乳房の堅も減り、総体の脹れも引き、最早數、乳汁を多分に吸ひ出さるゝがため、心地次第に快くして、其の痛全く無きに至るべし、斯く乳を吸ひたる後、二三時間に過ぎずして、再び満り來り、哺乳するに、少くも不都合無し、
右の通常の有様あれども、或は手當方宜しからざるにより、又は乳頭の平坦なるにより、又は他の故障ありて、乳汁の十分に出づることを妨ぐるにより、何時にても、乳汁の満りたるまゝ、退かずして、漸々に堅く大く

なり、腋わきのした下まで脹れ、つゞきて更益痛を覺ゆるり、これ瘰癧の催して惡乳の起らんとする徵あかしなり、然る時には、次の方法を用ゐて、これを防ぐべし、先、鹽性緩下劑せんせきくわんげざいを服して、腸の通利を善くし、咽の渴かわくときは、鹽性沸騰散を飲みてこれを止むるの外、他の飲料を用ゐず、而して三時ごとに、湯に煎ひたしたる「ラテラル」を以て乳を蒸したる後、石鹼軟膏一匁半オンス又阿片オピウム丁幾三チンキ汚ダラケを和して製したる軟膏を火にて煖め、これを傳けて柔に擦り、その上に、十分乳を蓋ふべき様に大きく作りたる麩パウの水ウツ巴布を貼つべし、此の手當を行ひて後に、大なる絹の汗巾を乳の下に當て、これを領けりに縛りつけて、乳の垂れ下るを防ぐべし、右に述べたる示教を守りて、乳を適宜蒸すこと、軟膏を傳けて柔に擦ること、巴布の製法せいりに適ひて、滋潤ウツク少きに過ぎて刺衝しちゆうすること無く、又多きに過ぎて汗の滴ること無きものを大きくして煖めて貼つること、及

乳の垂れ下るを程善く支ふること等を、三十六日乃至四十八日の間注意して行ひ、後に、乳房故の有様に復り、その貼てたる巴布の効驗著しく、これを取り除けたる時に、乳頭に續きたる部分に乳汁を含めるを見ん、さて此より以後に、節度を立て、介抱人に命下、又、唧筒おんぷを用ゐて乳を吸ひすることを怠るべからず、然して程なく乳房の甚しき満幾許みんげいか退くを見計ひ、小兒をつけて乳汁を吸ひするを宜しとす、其のつけ方の度を失ひざる時に、総べての患害を豫防せんこと必疑なきなり、

若乳房引き續きて節だち、堅き様あらば、やはり四時ごとに、前の軟膏を以て擦り、其の間に、「ラテラル」の裂布又軟膏を展べたるを火ヒ又烘あぶりて乳房に貼て、其の上を油を塗りたる絹にて蓋ふべし、これ其の場處より蒸發ほう氣の發つを防ぎて、適宜の濕氣しつりを失ひざらしめんが爲なり、此の手段

を程よく用ゐれば、乳房潰瘍の生ずるを防ぐこと、必難からざるべし、
 第二、分娩後三四週の頃、乃至それより後に、乳房潰瘍の生せんとする
 の先兆ある時、これを豫防する方法、此先兆の多く分娩後三四週の頃
 又の産室を離れたる後にも生ずるものにして、其の起因、大抵直接に
 寒氣を觸れ、又の捫胸に壓迫けられ、或の乳頭に腫物を生ずるより根ざ
 すなり、但乳頭は腫物の生ずるを豫防し、又その生ぜし時よこれを治す
 るの方法、已に第一編に於て説き示したり、
 余此に注意すべき事を述べて云ふ、何時にても常と異りたる心地あ
 りて、熱氣催し、乳房脹れ、固る様に覺え、或の小兒の少しにても乳汁を吸
 ひ難かる様子見えたる時に、徒に彼れ此れ無用の手當に時間を費さ
 せしめて、速に醫師に告げ知らするを肝要とせ、然して早く醫師の指圖を
 受けて治療を加ふれば、必不都合の事なかるべし、

乳房潰瘍の生ぜべき時節迫りて、如何なる醫藥もこれを豫防すること
 覺束なき時に、左の如き景狀を現すべし、其の場所大く堅くありて痛
 み、忽外面に赤色を帯ぶ、若然なければ、その大くなり方不_{かきまり}一定にして、乳
 房一_ツ二_ツの大なる節にて出來たる様に見ゆべし、さて此の景狀の相違あ
 るに、その乳の病は感_たたる場所の同_くからざるよよるものにして、何
 れの時も、乳汁の分泌宜しからず、或の少しも出ぬことあるべし、
 焮衝病の終_{をほり}に乳房潰瘍となるものを豫防する手段、次は擧ぐるが如
 く、患處の痛む間そこに水蛭をつけ置く事、鹽性下劑を用ゐる事、水分な
 き粗食を食ふ事、焮衝したる方の乳房の下垂るを防ぐ事、石鹼阿片軟膏
 をつけて柔に擦る事、時々乳汁を吸ひ出して、乳の甚しく充るを防ぐ事
 等なり、
 水蛭の事、痛の催を問ひ、六匹乃至それより多き水蛭を乳に貼け置く

べし、
 鹽性下劑の事、これを服して、二十四時間水瀉の催すを求むべし、若
 その効なき時には、醫師に告げて、手當を受けざるべからず、
 粗食の事、粗末にして水分なき食物を食ふこと必要にて、此が爲に乳
 に輸る所の血液の分量を減下、隨ひて何程か乳房の脹ると乳汁の満る
 ことを防ぐの効用あり、
 柔に擦る事、これと石鹼軟膏四分の三阿片丁幾四分ノ一とを和して
 製したる軟膏を以てすることあり、その方法は、前の如く合和したるも
 のを少く小皿に滴し、これを火にて程よく煖め、然る後に、四五分間乳を
 傳け柔に擦るべし、それより「ラチル」を乳の大きさに切り、中心に孔を穿
 けて乳頭を容るゝ所とし、これに軟膏を塗りて乳房を蓋ひ、又油を抹た
 る絹をその上に貼て、蒸發氣の發つを防ぐべし、而してこれを三時を

とよ反復して行はんことを肝要とす、但此時に、乳は巴布を貼てざる
 を宜しとす、
 乳汁を吸ひ出す事、これに、乳の痛く脹りたる時にのみ行ふべし、其の
 故に、此く吸ふがために、更に又乳汁の分泌を催すことあればなり、抑此
 目的に、全く乳の甚しく脹りたるを緩めんとするのみにて、其の他のた
 めに、あらず、但此の時に乳を吸はすることは、介抱人に命けて爲しむる
 を佳しとす、小兒にこれを吸はせると、甚難く、且其の吸ひ方劇しくして、
 害を生ずるの恐あり、
 乳房の垂れ下るを防ぐ事、此に要用あることなれども、これを行ふこ
 と容易として、適宜にすることを得れば、此が爲に多分の都合よきこと
 あらん、さて其の方法に、他はあらず、只絹の手巾を乳房の下より當て、
 領に掛け、確と吊り置くなり、此くして假令軟膏を貼る間も、手を乳房の

下に掛け置くべし、其故ハ、乳房の甚大くありて重きゆゑ、自己の重力おもひよ
 て垂れ下らんとするを、暫時にても、どいめんがためなり、勿論此時に當
 人、臥床又ハ褥椅子ふとんいすに就き居らば、第一便利あるべし、
 此の手段を大切に行ハ、乳に膿の生ざるを豫防し、焮衝も退き、乳房潰
 瘍の催そを免れて、氣色故も復り、病める方の乳を以て、小兒も哺すとも
 少しも妨なく、すべて他の乳と同様なるべし、
 然れども、若乳房潰瘍の生ずることを所詮免れ難くして、愈膿を醸した
 るとき、如何して宜からんかと云ふは、其の手當左の如くすべきな
 り、先患處の動悸々々する心地あるや否や、大なる麴の水巴布を貼つべ
 し、而して乳房潰瘍も放血刀を刺そこと出來べし、少しも早く立つるを宜
 しとす、若放血刀を刺し、あらば、それより後、刀口の塞がらぬ様も心掛
 けて、膿の容易も流れ出づる様にそべし、且巴布の暫時過ぎて、乳の皮を

擦り破裂はれを催すやうならば、これを取り除けて、その代に、綿散絲わたを潰瘍
 の口に當て置き、乳の上には「リンチン」のきれ小片に鯨腦軟膏げいなんを展したるを
 貼て置くべし、此の破裂ハ、人により深くこれを憂ふるものあれども、然
 のみ害なきものとして、巴布を取り除けて後に、忽治せんこと疑なし、
 病める方の乳を以て、小兒に哺せても宜しきや、若潰瘍小くして、それ
 より出づる膿の乳汁と混合せざる時、其の方の乳を以て小兒に哺
 するも害なかるべし、然れど潰瘍大くして、乳房中に満ちたらんに、必
 他の方の乳をのみ哺すべし、
 病める方の乳の乳汁ハ、吸ひ出し、後、再溜るものなるや、これハ、時に
 より直に再溜るものなれば、然るとき、其の乳を以て哺乳するに妨
 ちきこと、猶他の方の乳を以てするに同トかるべし、然れど、多くの罕な
 るものなれば、大抵ハ、他の方の乳のみよてこれを養ふべきあり、

乳の中に残れる固節しごりの潰瘍くわいの愈いよるに従したがひて治ちやうるものなりや、これ
 の其の後に治するものも急、決して心配するに及ばず、然るも世間に
 深くこれを憂ふる者ありて、これがために、乳癰にゆうをも生せんと危み思ふ
 者あり、然れども少くも此くの如き心痛を懐なくいの縁いは由はなし、但此の固節
 の頗長き間残り居るべけれども、其の消ゆること、多くの時を経ざれ
 ば出来がたき故あるのみにて、別に仔細あるまならず、若早く消え
 させんとならば、一日も二回石鹼軟膏せけんなんこうを以て、柔くわん處じよを擦こるま如くな
 なし、

余更に一言を以て告げて云ん、醫師が乳房潰瘍の手當方につき、余の
 前に述べたる手段を用ゐるとも、又それと異りたる手段を用ゐるとも、
 ともかくに、彼をして早く病を治するの機會きあひを失うしめざるやうに心
 掛くべし、而して醫師がその手段を示し教へたらんに、專一によくこ

れを守り、決して他の人の助言たすけごんを聴き、その手段を差畧さりやくし、又の變易へんぎす
 べからず、

第九篇 哺乳の事

第一章、母たる者の、其の兒を哺乳するの職分及利益の事、

健康なる婦人の、其の兒を哺乳すること、是れ自然に定まりたる法といふべし、勿論時として、其の限外なることもあれど、大概又つきていへば、此の法に従ふこと、當然にて、他の自然の法と同トく故なくこれを守らざるべきの理なきなり、抑これ、上帝の立て設けられたるものなれば、人のこれに従ふことを厭ふ、畢竟これまで受たる困苦を償ふの報を受くるを好まざるなりと謂ひて可なり、上帝の意、第一に母の愛情を増さしむるにあり、第二に小兒をして其の生れ出でたる始より、恃慕の情を具へしむるにありて、他日兒の父母を信ト親むの心深くなるに、實に此の始の情に基くなり、何に因りて、上帝の意の此くの如くなるを、知れるかと云ひ、それに答へて云ひ、兒の未生れざる間に、

乳汁少しも出でざるに、其の生るゝや忽出で來りて、加之其の品質三種の原質(蛋白質、油質、糖質)を含みて、よく兒の嫩弱なる機關を速に成長せしむるに適へり、彼の身体剛よりて才智世に邁る大丈夫を養ひ成す所の食物も、亦同ト三種の原質より成れるを見れば、今兒の爲に此の原質を兼ね具へて調理したる天然の食物の唯乳汁のみと知られたり、ドクトル、プロートハ之を稱して、諸般の滋養物の模本なりと云ひたり、又其の出づるも、日夜間斷なくして、兒の終に常人の食物なる諸種の物品を消化し得るの機關全く整ひて、乳汁の最早要用ならざる時に至りて、始めて絶るあり、
且哺乳すること、獨り小兒の爲なるのみならず、健康なる婦人の体のためにも、大に利益ありて、産室に籠り居る間に生ずる疾を防ぎ、又これを治するの効あるものにて、その上にも亦哺乳の期限中始終母の健

康を保護し、及これを増進すること少からず、其の故の概言へば、凡婦人の一生の中にて、此の期限は健康なる時はなく、其の前まで虚弱なりしも、此の時に成りて、達者になるもの多くありて、抑婦人の体格を弱らせて、早く年老することの、數度の懷妊は甚しきものなきに、却りて哺乳するがために、それをも豫防するの便を得るなり、且この哺乳することの、彼の乳癰を催さんとするの心地を減せるものと知るべし、何となれば、多く兒をもち婦人としても、全くこれを病むを免れ得るにあらねど、然れど彼の人に嫁して兒なきもの、又の寡婦なるもの、其の他すべて哺乳したること無きもの、多分の兒に哺乳せし者よりも甚しく病患を罹り易きこと疑なればなり、抑小兒の体は適ふ滋養物の中に、その母の乳汁ほど善きものならず、且夫母と子どもの間に、天然の倫あり、今若兒をして、他人の乳を仰が

めば、恐く其の倫あるを認むること明なる能はざるに至らん、此の風習今日に於ては、已むを得ざるの外、甚罕として、昔時の如く流行することなく、彼の母たるもの、重大ある特權を他人に委ねることを好む婦人多く、あらず、然れど健康ある身にてありながら、當然なる理由もなく、全く浮薄として、遊樂を嗜むが爲るか、又の哺乳のため、家内を籠り居るの窮屈なるを避くるがためか、其他此の類の瑣細なる原因よりして、前云へる母たるもの、法を背かんとするの心生じたらんもの、そがために己の身に及ぶし來る災害如何と顧みて、深くこれを謹むべし、其の故、前述べたる事實の大切なることを解ること能はざる者、必一人もあらず、其の兒を愛するの情ありて、その証に、唯これを捨て置かざるのみならず、我乳汁を飲ませて、一方ならざる愛護を加ふるあり、況

て苟なほ天性ありて、道理を辨ずる婦人にして、我兒を愛すること禽獸に劣せるべけんや、

或ある婦人の病故など妨げられて、此の職務を行ふこと能あたらざることもあらん、然る婦人の大抵其の所爲より起る前に述べたる如き災害を受くること、彼の健康なるものよりの輕き様ようと思へるゝなり、又時として、無病なるも、その柔弱なる体のためにこれを妨げらるゝこともあらん、然れど醫師の禁せざる上、尙これを行ひて見ること、然るべけれ、假令柔弱ある婦人よても、大切に其の体を健康にするためなる種々の手段を行ひたらんに、順て強壯ちやうじやうとなりて、己と小兒とのため益ある様ようも哺乳を行ひ得らるゝことあり、故も哺乳をばよく試みながら行ひて、容易にこれを打ち捨てざるを善よしとせ、若しこれを行ひて効能なくとも、良醫の指揮を守る上より、これが爲も別も害の生ずること無からんこ

と必定なり、時として、乳房又の乳頭の出來方完全たんとくわんぜんならざるがために、乳汁の出づるを妨ぐることあらん、然るときに、何とも治療の施し方なきなれば、哺乳を行ふの念を絶つより外あり、又時として、乳頭は少すくしの故障有らん、例へば其の餘は小くして凹くぼめるか、然らずに病のため、に皮擦り剥けて哺乳せんとすることと大も苦痛を覺ゆることあらん、何れよしても、適宜の手段を施せば、必治せざるの憂なし、第八編の始但を視るべし決して哺乳を行ふべからざる事狀數箇條あり、そなはち次の章に説き示すものゝ如きこれあり、

第二章、哺乳すべからざる母につきての事、

婦人よより、決して哺乳すべからざる者あり、此のその自己のためより、多くの兒の爲も害あるが故なり、

結核けつかく勞瘵らうざい症瘰癧れいれいの素質ある母の事、此の如き母の生みたる兒よりのその

同ト病に感ずる性質あるものなるも、今又これに哺乳したらんにも、終
 又愈遺傳の病に苦むことを免れ難かるべし、さてその素質ある婦人
 の哺乳の務を行ふに適りざること疑なきゆゑ、如何にも傷まじけれど、
 これを行ひざる方己の爲あるのみならず、兒の爲に善くして、若これを
 行ひんとするに、早晚己と兒との健康を害すと云ふことを顧みざる
 べからず、然れど亦食物を與へて、兒を養育することの宜しからざれば、
 年若くして丈夫なる乳母を抱ふべし、而して大切ある職務を任する婦
 人を撰ぶに、必深く注意せんことを要す、次の第八章の乳母の撰び
 方と題する處を視るべし、
 乳母の兒の齡十二箇月乃至十五箇月よなるまで哺乳すべし、時により
 兒の齒の生へ揃ふ頃まで引き續くも宜しきことあるべし、但其の時に
 は、その六箇月以前より、新しき乳母に換ふべし、それより四十日乃至六
 十日前より分婉せしものを宜しとす、若斷乳の數箇月前より、已むを得ざ

る事由のために、乳の代の食物を乳汁の間に與ふるならば、其の食物の
 極めて淡泊なる性質よりして、滋養分の多からざるものを撰び用ゑ、成る
 べきだけ、兒の純粹なる空氣を吸ひ、十分よ身の運動れる様に、少
 よても消化機能に故障ありと思ひ、速に醫師に診せざるべからず、深
 く此の手段に注意するに、所謂彼の病に罹る愛を豫防するに、極めて好
 き方法と、小兒は健康なる體質を具へしむるよ、良き工夫とを盡すもの
 なれば、何事を舍きても、必これを勤めざるべからず、
 若兒の結核ある性質を、全く父の方より受けたるものにて、母の体には
 少くも異状なきさきよ、その母自身よこれを哺乳すべし、
 精神の感覺烈しき母の事、兒の容貌よ現るゝ不意の變状あるを見
 て驚き、乃至に平日通常の事の爲よ激動せらるゝ者に於て、兒は哺乳
 すること益なくして、却りて害あるものなり、第一その乳汁兒の滋養に

ならずして、ある時の分量不足し、ある時の性質悪しきを以て、兒の体は障ること少からず、此の原因は、多くの房事を好むの風あるより來れるものにして、其の風も以前に別害ありしも、此の時もありて、然らざる故に、自身にてよく固く戒め謹まんと必要なり、然れど亦その原因の此の外の事より來ること無きに非ず、就中年若くして、未世間の事に慣れざる婦人の、始めて兒を生み、その母たるの職務如何といふ事を少しも心得ざるも、何卒よくこれを行ひ遂げんと、只管心配する者などよ、次回又は然なければ、初度の時には、兎角然る憂ある者なり、今一例を舉げ示さんに、年若き一人の婦人ありて、至極健なる兒を生みたり、かくて三週間過ぐるまでと、多分乳出で、兒も善き機嫌にこれを吸ひて、萬事都合よかりしが、其の後になりて、兒數怖しく、臆之腸の作用悪くして、大便秘結し、通ずる度とよ苦痛の様子あり、体次第に瘳せ行き

て、肉落ち、譬へば皮と骨ばかりとも云ふべき様もあり、乳を離せば烈しく啼き叫びて、手足をもがき、やがて勞れて眠氣を催すまでの、此憤懣を止めざりとなり、さて何故に此くありかど云ふに、その母の乳汁の分量の不足あれば、滋養の性質甚乏しきがため、兒の飢を救ひ体を養ふこと能はざり、又因りてのこととて、抑乳汁の此くなり、原は母の大心配したるより起り、その始めて人の母となりて、全く其の職務を心得ざるに、小兒を護り育つるの責を、総べて一身に引き受けたるより、如何して宜しかるべきと案ト煩ふの餘、遂にその乳汁にかゝる變常を呈したるなり、それより已むを得ず、乳母を抱へて、其の乳汁を飲ませけるも、數時間を過ぐると、啼き叫ぶこと止みて、最も快く安眠することを得、又十二時間過ぎて後、加減よき大便通ト續きて、後には体も肉のつくこと早き、向よその瘳するの早かりしが如くありて、終に全快

一、今の壯健なる奇麗の男子となりたり、その母の後にも二人の兒を生
 み、が、何れをもよく乳養することを得、といへり、
 母に素より神經病あるとき、必乳母を抱へんこと肝要にして、若、注
 意してかゝる手當にも怠らざれば、必兒をして遺傳の病の根を絶たしむ
 ることを得べきあり、
 己の都合好き時のみ小兒に哺乳する婦人あれど、甚惡しきことなり、
 決して箇様に哺乳を行ふべからず、哺乳の職分を専務に行はんと心
 掛け、何事ても其の身は害りて、最上ある乳汁の出づるを妨げ、又、時
 刻を定めて哺乳せんとすることの害となるものを避くべき、勿論な
 れども、萬一然ること能はざるときに、少くも哺乳せざるを佳しとす、
 何故にぞといふ理由を説く、必要なることにもあらざれど、唯小兒の
 身の上よつき、茲、一言を述べて云はん、若、其の哺乳を行へば、小兒病

を得て衰弱し、終、死するの恐あり、假令然らずとも、兒をして母の恩愛
 を謝するの念を失ひしむべし、何にとあれば、ある病の種が、此の時より
 暗に其の體質中に宿り、後年に至りて起らんこと必定あればなり、
 然れば、此の際に於て、乳母を雇ひて、小兒を乳養せしむるの外、復、良策
 なしと知るべし、

第三章、小兒を哺乳することの規則、

小兒は乳を附けたる始より、然るべき規則に従ひて、哺乳すべきこと、
 是兒の体のために必要あることなり、小兒の時の初頭、起る病根の一
 の、食物の手當惡しきに在りて、此の頃に生ずる患害、大抵みなこの事
 のみに由りて來るなり、食物の手當宜しき、獨、兒のためあるのみ、非
 ず、母のためも亦益あること少からず、
 乳汁の分泌定まる時まで用ゐるべき規則、時により、小兒生れ落より

直は母の乳汁のみを飲みて滋養を得ることあれども、多くの然らず、初度の分娩に別けての事にて、三四日過ぐるまでの乳汁の分泌十分ならざるものなり、然るときは、別に獸類の乳汁などに和物、相應の食を製して給ひざるべからず、さてそれと佳き、驢馬の乳と湯を等分と和せたるもの、又ハ牛乳三分一と湯三分二とを和せ、棒砂糖にて淡く甘味をつけたるものなり、此の中何れも、驢馬の乳の尙佳し、此に二三杯を飲乳器にて飲ますべし、然れば、小兒の胃の不消化を防ぐの効あり、此の頃には、乳汁を兒の飲まんと欲するまゝと飲まするかた、他の時よりも尙宜しくして、兒もその飲むべき分量より多くの飲まざるべし、抑吸ふこと、唾液を分泌せしめ、其の唾液と兒の飲みこみたる食物との混合を助けて、消化を良くするに必要なるものにて、此の事適宜と行れなば、胃の酸敗、腹内風氣、疝痛等の憂を豫防するを得るならん、然れば

母の乳汁の分泌已に定まりて、これを十分に飲ませ得る様ならば、それのみにて兒を養ひ、前に云ひたるが如き食物は、一切これを廢止せざるべからず、

齒の生へ始むる時まで用ゐるべき規則、分娩後一週乃至十日までの間、母の乳汁を兒と飲まざるに定の分量なくして、その飲まんと欲するまゝと飲ませて宜し、初生の胃の力甚弱きのみならず、今まで食物に慣れざる故に、その食欲を満足せしむること容易なれども、その再催すも亦甚容易あり、但その食欲の再催して、復乳汁を飲まざるべき様になること、只その前に飲みたる乳汁を消化すべき程の時間を置くのみ、一週間乃至十日間過ぐる後より、産室に籠り居る月の終まで、兒に哺乳すること、晝夜四時毎に一度と定むべし、然すれば、胃の先は受けたるものを消化して後、又その次のものを消化するに十分なる時間を保つを

妨げずして、腸の健よして適宜なる作用をも助くるの効あり、加之此く常度を失ひざれば、兒の絶えず啼き叫びて躁擾するを豫防するに益あること少からず、其の絶えず啼き叫ぶときより、母の固より傍の人も皆乳を飲まするの外に、慰め方なき様に思ふものなれど、大抵害の起るの不規則に哺乳することよりす、殊に年若き母の、その兒の何か氣又愜ひぬ様子見えさへすれば、此の飢ゑたるならんと思ひて、直に乳を貼付ひ、又兒の乳を離れてより、僅又十分間も過ぐるか過ぎざるに、再これを飲ますることあり、是殊に大なる誤といふべし、此の不都合なる所爲のため、兒の胃は汚物溜り、食物消化せずして、腸常度を失ひ、漸く熱氣も起りて、終に手重くなり、所詮死を免れざるなり、斯くなりて後より、何様に悔いて、始より只管又哺乳の規則を守りなれば、此のこともなく、必無病に成長したるなるべしといふとも、今の早及ばざることなり、抑此く

不規則又頻々哺乳するより、何時か小兒の胃の不消化を生ずるの、まゝあることにて、假令薬を飲ますることあるも、其の病根に心づきて、これを防ぐことを求めざるが故、少くも効能あること無し、然れども、幸よして、多くの母たるもの、その薬を飲ますれども、驗かざるに困り果て、更又他の助を求むべきに心づき、是又於て、今少く道理に適ひたる手段を用ゐる故に、兒の病初めて減じ、消化善くなりて、漸々快復するに至る、これ全く薬をあらせして、他の肝要なる手段を行ふより得る所の結果なり、
産室に籠り居るの月過ぎたる時に、夜乳を與ふるの時間を變へ、或は全くこれを與へざるべし、其方法に、午後十時まで哺乳し、それより翌朝五時まで乳をつけざるを善しとす、余常に此の手段を用ゐることを諸人に勸むるは、然るときより、大に母の健康に益ありて、兒の身にも

亦少しも害を招くこと無きを見たり、但兒の直に此の手段に慣るゝに相違なければども、それを導くためより成るべく、早く其用意せんことを善しとす、若兒の性來虛弱なる時に、暫く遅くまで此の手段を見合はせしむるにあらざれば、且その虛弱なるより、今少し繁く乳を貼付ふこと肝要なれども、若その貼付方を粗畧にすれば、餘り繁くして、過量の乳汁を飲ましむるの恐ある故に、深くこれに注意をせし、此の手段を見合はせることより、固より非常よりして、通常の事よりあらざる故に、已むを得ざるの外に、決して猶豫すべからざれば、又母たる者のためより、夜中穩み眠むること最肝要なれば、成るべく、兒を己の臥床に寝させずして、傅母に懷かせ寝させる様にすべし、夫健康を保つより、その眠むること滋養物を食ふと同様より大切あるものにて、安眠を妨げらるゝよ於て、忽乳汁の量減下て、その性質悪しくなり、これを捨て置けば、全く出でざるに

至ることも計られず、抑婦人より、此の事を好まずして、中よりは身代裕福にして、傅母を雇ひ入るゝことより勿論、その外何事よりも容易より出来ながら、兎角兒をバ朝暮自身に世話して、人手より委ぬるを欲せざるものあり、然れども、早晚遂に、かく爲ざるべからざるものなれば、若決斷善き母ならば、必速より其の方法に従ふべし、然るときに、此の時とても、兒の身より別段危險ある憂の生ずることあるまじ、只これにつき、専務と云ふは、己篤く注意して、これを監督すべきことあり、然れども、此の事より注意するもの罕なれば、よく熟練して巧者なる傅母を雇ひ得るもの無し、その機子を見るより、一年に若干圓の金額を費すを吝みあせして、只目前の小利のみを計り、卻りて、憤發して相應の者を雇へば、兒の健康と行狀とに看護を加ふることの十分に、して、乗除百倍の益あることより心づかざるの實に歎かひべきことなり。

さて此の方法に従ひて哺乳すること、兒の齒の始めて顯るゝ頃分、あはは後六七箇月までして宜し、且母の體健なる者ならば、乳汁の量多分にして、滋養を兒に與ふるに不足なく、復他の食物の助を借るに及ぶまで、他の食物の(此の時限までは)乳汁の不足、其の他の事由ありて、已むを得ざるの外、決して與ふべからず、然るに幾月か過ぎて後、その不足生ずる時は、牛乳と水とを和せたるものを以てこれを補ひ、能く兒の性も適ふやうならば、唯これのみにて、他の物を飲ませざるべし、而してそれを齒の生ずる頃まで飲乳器にて飲ませ、後より、其の飲せ方と食物の類とを變ふることも次の如くあるべし、
 齒の初めて生へたる後に用ゐるべき規則、此の時になりて、母の乳尙十分も出で、兒も健よして、機嫌よくこれを飲む様ならば、急に模様を變へせしめて、尙數週間此れまで通りの規則を用ゐて、母のためにも兒のた

めも益あるべし、然れど一般の法を云へば、此の時に、少し他の食物を雜へ與へて、母の乳の補となし、これを一日の中に二度與ふるも害あきなり、それに用ゐて善きもの、次に擧ぐるが如し、牛乳の新鮮なるもの、但水を和せると和せざるとその場合を見計ひて定むべし、
 一 ルド氏の粉製食物、トプス・エンド・ポットムス、小兒の食ふ食物の名 西
 穀米又ハアルロー・ルート、植物の根より取りたる、を乳汁にて捏り製したるもの、糊にて滋養分あるもの、を乳汁にて捏り製したるもの、右の諸品の胃に適ひざる時は、濃き牛肉茶又ハ羔及犢の肉汁の脂氣なくして、等分の粉製食物と二三氏の鹽を和したるもの、此等の内、何れも母の至極善からんと思ふものを選び與ふべし、製造したる食物を與ふることにつきて、別段に説き示すのこれを始とすれば、何時にても、これを用ゐる時の心得として、深くその食の撰法製法分量用法に注意すべきことを一言せん、さてその食物の孰が善きか

の、その時の景勢ありさまに従ひて定め、兒の氣いき入りたるものを求むべし、而して兒の饜あはき嫌きらひざる間ま、謂いはなきよこれを取り換かふべからず、前に述べたる諸種の食物を、順次しゆんじに盡つくく食くひせて、その中何れが氣に入るかを試みるも宜し、又その製法せいぽうの次の第九章きゅうじやうに記すが如くにして、若もその製法宜しからざる時とき、大切たいせつの食物の効用きゆうゆうを爲なさざるに至ることまゝある故ゆゑ、余これを彼所そこにて詳こまに説くべきなり、此の外ほかに、食物を製し、又の飲のまするに用もちゐる器きを、成なるべく清潔せいせつにする様に心掛くべし、食物を與あたふることに、その分量りやうりやうの少きを佳しとす、若多もきときには、胃いは停滯ていだいして、暫しばしの後に、これが爲に害せられて、前に述べたる如き食物不消化ふくわの病びやうを引き起すものなり、且その食法じきぽうの緩ゆるなるを宜しとす、故に最早飲乳いんにち器きを止めて、その代かりとして用もちゐるべし、さて此等の諸件しよけんにつき猶委なほまかしきこと、此の編へんの第九章きゅうじやうに説き示すべし、

製造せいぞうしたる食物を乳汁ちゅうじの間まに與あたふるに、その始より六週間乃至二箇月過ぎたる後に至り、已いとむを得ざれば、今少一度數かずを増して、二十四時間に三四度とし、而して乳汁ちゅうじをば、以前よりも間遠まはる飲のますべし、これに兒に斷乳だんにちさせるの支度しだをなすものにて、豫あらかじかくして置けば、後あととなりて、容易やすに斷乳だんにちすることを得らるべし、

これに、小兒の全く斷乳し得るときまで用ゐるべき規則なり、その斷乳すべき時節ときせつと、これをせさずする方法はうほうと、此の編の第六章じやくじやうに記すが如し、

第四章、哺乳ほにちする母の健康を保つための規則、

母の身につきての健康を失はざらん爲の注意ちういに、哺乳ほにちの時限じきげん内うちに別わかけて必要なることよて、消化くわあれ易やすくして滋養じやうとなるべき乳汁ちゅうじの健康なる母よりの外ほかこれを得るに由よしなく、或る人の説に、母假令惡食たはなれし、運動うんどうを怠

り、不潔ふけつの空気を吸ひなごして、その體を害するも、乳汁に少しも妨さげなく、尙なほ深く意を用ゐて此等の所行はたらきをなさざる時と同様、頗さ滋養多きもの出づるなりと云へるに、これ大なる誤にて、母の身に故障こわあれば、必兒の體に感せざることあらず、

母の身體健康なるうへ、強食物あつかひを變ふるも及ばず、尙なほ分娩前と同トものを用ゐて宜し、その漸々だん肥立つよ從ひて、食欲増し來らん、これを飽あかひむるため、滋養となりて性質淡薄あつき食物を増すは善けれども、濃厚くろきものを多分おほく食ふこと、甚お悪し、且興奮きんの効ある飲料は、總べてこれを用ゐず、大麥湯おほと牛乳を和したるものを飲めば、母子のため、大なる益あるべし、世間に專ま流行する了簡違れうけんちがひ又は、母の今哺乳いま居る故に、飲食をば十分に於て、平生の食料おほと葡萄酒、黒麥酒等を取り交せて飲む方宜しといへども、これ甚おしき誤にて、斯くすれば、その飲食體に驗あきとぎ

て、却りて病の基となり、終に、乳汁の分量を増すにはあらず、これを減ずるに至ることあり、抑此の酒類を飲むことの慣習、大抵産室に籠り居る中よりして、その初に、これは乳汁を多分に出だすことに肝要なりと説き勸められしより、實の迷惑めいわくながら、全く職務つとむと思ひて、これを行ふなり、さて此の説き勸め、如何にも尤の様に聞ゆれども、決して善よき示教しきにのあらず、大害を醸かすこと少からず、抑麥酒、葡萄酒などを飲みて善よき、生來健康たうじやうにして、病氣やまなく、然りて又身體頑性くわんじやうならずして、纖弱なる者に限るべし、それとても己に益あり兒に害なきを認めたる上のことなれば、此様なる婦人の、試に二十四時間に、善き葡萄酒、麥酒を少しづつ、飲み、而して己の健康を助けて體からだを害らざる様ならば、續きてこれを用ゐても宜し、然れど毎日通常の飲食のみをして興奮劑きんげんざいを用ゐざる方、更に一層の利益あるべし、又腸を善く整ととのふる様にして、何時にても、

緩下劑を用ゐるべき時に、その撰方に注意せんことを要す、若小兒の腸にまで驗かんことを欲せば、瀉利鹽乃至「チエルテンナム」鹽の如き鹽性下劑を服して宜し、然すれば、その効能乳汁に回る故に、これを飲む小兒の身に驗くの疑なきことなり、或は又植物性の緩下劑にて蓖麻油、那餅餅を用ゐ、又ハ格碌董篤複法越幾斯五氏を取りて、その腹痛を催さんことを豫防するのために、非沃斯越幾斯二氏を和しこれを服すべし、皮膚を清潔にすることの要用なること、及毎朝起き立に微温湯乃至冷水に鹽を和して灌浴を行へば、身體を健まするの効能あること、固より言ふまでも無く、若しその灌浴に耐へられざる時に、海綿を此の湯なり水あり又煎し、これにて體をあらふべし、運動をなし且新鮮の空氣を吸ふの善き乳汁を出さしむるの益あり、是れ其のために乳汁の分泌する分量を次第増さしむる効を奏すべしなり、龍動などよ於て、

此の事を行ふの風習罕なる故、誰も明は此の如き効能あることを知りたるものなければ、その事實を云へば、丈夫にてさへあらば、晴雨不拘らず日々散歩すべし、若然せざるうへ、夜は深更まで寝ねず、朝の遅くまで起きずして、奢侈遊惰に暮らし居るとき、その害忽現るゝものにて、此くの如き行狀のために、母の兒を愛護する情を薄くするのみならず、更は又滋養にある乳汁を付與する精力をも減ることを免れず、抑此の不都合は、富貴なる婦人にあること多く、貧賤なる者に却りて少きものなり、

氣性穩にして、心情和樂なること、良き乳汁を生せしむる爲に甚益あり、凡人の身より分泌するもの、内心に憂鬱の感情あるよりその徴を現はせども、其中最も速に現はる者ハ乳汁なり、且乳汁の性質變化あるごとに、大人の目を以てこれを視定むるハ甚容易ならざれども、小兒の

消化機關の、これを辨ずること綿密にして、其度ごとに、幾許の徴を現し示さざることなし、例へば、恐懼の心ある時、乳汁の分泌に烈しき故障を起し、先始に其性質を變じ、後遂に少も出ざるに至らむ、焦燥性あれば、乳汁の分量減じ、薄くなりて、水分を増し、これを小兒に與れば、腸の常度を失ひ、熱發して腹痛せしむ、憤怒易き性來なれば、刺衝甚き乳汁を醸し、終に小兒の腹痛を催して、青便下るに至らむ、心を痛め苦むる時に、乳汁の分泌を妨げ、甚しければ、他の食物を小兒に與へて其助を仰がざるを得ざることあり、然れば、母たる者の、此等の事狀を心得居て、激怒乃至憂悶の心の起るを防ぎ、平穩な氣を持つことを專要とすべし、此の外の原因は由りても、乳汁の性質及其の分泌の分量變ることあり、時として、母の尙哺乳をなし居る内に、月經通下來り、それが爲み、乳汁に妨りて、その斷止を早くし、多少その性質を惡しくすれば、これがため

に、小兒非常な患れて、乳汁を餘し吐き、又水の如くにして、澱粉菜色ある大便數通するあり、若分婉後程なく月經通することあれば、多くのそれがため、乳汁の性質甚しく變じて、小兒の健康を害し、已むを得ずして、兒を乳母に托くべきに至るあり、然れど、その六七箇月頃まで通せざるべきもの、最早此の如き患害の生るる恐なし、但月經の通下居る間、成るべく、乳を減へて、他の食物を與ふることの外、何事をも行はずして宜し、

乳汁の味及性質の、惡しき食物を用ゐるがため、容易に變ずるなり、若飲食を奢りたるもの、乳汁の性質別な變らざれども、乳酪の分量過多にして、餘り濃くなるものあり、これを治せんとする方法は、至て無造作なるとして、下劑を一二度服し、十分運動を行ひ、それより食物を節すれば宜し、然れど、力作を行ふ婦人は、於て、旨き物を十分に食すれば、乳汁

多分又出で、無味物を少く食すれば、體疲れて、乳汁乏しくあるなり、龍動
 又於て、乳兒の烈しき下利を病むこと多き、母の惡しき黒麥酒を飲む
 より起ること疑なし、又時として、乳汁の鹹きことあり、苦きことあり
 て、これがため、母のその緣由を知らざる故に驚き怪むものあり、兒の
 面を背けて、乳に取りつかざるに至るものあり、此くの如き乳汁の、何程
 か害を兒の身に及ぼさざることなし、是の故に食物に注意し、取り別き
 醃菜、醋漬、未熟の果、胡瓜、甜瓜、醋等を食らざるを肝要とす、
 藥を服するも亦乳汁の變化を起すことまゝあり、この事は、前文の緩下
 劑のこととつきて説き示したるが如くなれば、今復こゝに贅言せず、但
 故に藥力を借りて、乳汁を變化せしむること、母と兒との身は在る烈
 しき病を治するに、甚有用なることなり、
 尙哺乳に居る間に、懷妊すれば、乳汁に障ること烈しくして、小兒の害と

なるものなり、若極めて早く此事あらば、必乳母を雇はざるべからず、
 乳汁の不足の、婦人より分娩後程なく催すことあり、若前文又説ける
 手段を用ゐても、速に治せざるべき、乳母を雇ふべし、かゝるときに、或
 り強ひて乳を兒に飲ませ、或は食物を與へちとすれば、害ありて、終に
 兒の死亡せんこと計り難く、その生きて居る中とても、母の心の休まる
 暇無かるべし、抑此の如きときに、母の體兎角健ならざるものなれば、
 その乳汁を飲む兒の争で無病なることを得んや、殊に遅く婚姻したる
 婦人の、大抵三四箇月の後に、乳汁不足となるものにて、その時より、他
 の製造したる食物を取交せ與へて、その不足を補はざるべからず、
 多くの母たるもの、小兒を抱くことの巧者ならざるより、無益に體を疲
 らすことあり、兒の乳を飲む間、坐り居る位又大くなると、又母がそ
 の腕よて手際よく兒を抱きあげて、乳に當つることの出来るまでの、横

に臥しながら乳を飲まするを極めて善しとす、然すれば、何時にても、兒
 臥ながら乳に取つくことを得べし、別に母を煩して、起きあがらすこと
 となし、若し起きあがりて、哺乳せんとするに、母眞直に坐り、兒を抱きあ
 げて、乳を當つる様にし、決して兒を膝に載せ、己より前へ屈めて哺乳そ
 べからず、前へ屈めて哺乳するに、只母の大に疲れて、脊の甚痛むばかり
 まで、少しも兒の身を樂よそるの益なきなり、
 且又一方の乳を他方より頻く飲ませずして、交互に飲まする様にすべ
 し、若し然せずして一方のみを他方より頻くあてがへば、其の方の乳他方
 よりも大くありて、乳汁の満ちくること兩方同ト様にならざるのみな
 らず、兒の一方の乳ばかりを飲み居れば、其目斷えず一邊を注視めをる
 により、終に偷針眼になるの恐あり、且其の上一方の半身の他の半身の
 如く筋骨固まらざるより、身體の全部が對稱善く成長すして、何程か屈

曲ることまゝこれあり、

第五章、際限なき哺乳の、母子の身に害となる事、

前文も説きたるが如く、概して言ふに、哺乳の時期の、婦人の一生の中
 にて、最健康を得る時と定まれり、然れども、然らずして、哺乳却て健康を
 助けずして、却りて、これを害するの基となることあり、是二箇の原由よ
 り起るものにて、一は、餘り長くまで斷乳せざるにあり、一は體の固有の
 力不足にして、引き續き哺乳することに堪へざるにあり、第一の例
 は、平生まゝあることにて、彼の貧賤なる婦人の重ねて懷妊するを防が
 んとそる考まで、八箇月より二年まで、或はそれよりも長き間、哺乳を行
 ひ、これがため、身體の健康を害して、終に恐るべき病を引き起すに至
 るが如き是なり、第二の例は、多くの纖弱なる婦人にあることにて、その
 引き續きて、二三人の兒を生みより、體を疲らせ居るがために、末子の

生れて後、二三箇月過ぐるか、過ぎざる中、宜しからざる哺乳の爲様ありて、病害を生せしむるが如きはなり、孰れの婦人にて、よくこの事項を心得居りて、哺乳の爲様悪しきより健康を害することある時に、速にこれを知り得るの助となり、その大事又及ばざる前に、醫藥を用ゐることを務むべし、至極早く起る病の徴、乳を兒に吸ひせ居るときに、先背の引掣らるゝ様なる心地ありて、其の後に、胃窩の推し逼められて、空になるが如きを覺え、それより程なく食欲なくありて、大便秘結し、また左の脇腹痛むなり、又或の頭に幾許の患ありて、時どいて、烈しく疼々し、耳鳴り、多くの眩暈して、精神疲れ、それにつれて、胸痛み、呼吸促しくなりて、乾咳出で、少しにても勞力することあれば、心臓の動悸亢り、其の一層甚しくなるときよ、顔色蒼白となりて、肉落ち、夜中多量に盜汗出で、大に衰弱し、脚

又の眼瞼腫れ、遂に神經症起るなり、更に甚しきに至りては、眼の網膜極めて衰へて、一時盲目となることあるなり、さてその概畧、此の如くなれども、尙精しくこれを説くは無益なればせず、右の患害につき手當すべき方法、先その起るに當りて、藥劑又空氣の交換、海水冷浴等を用ゐれば、多少の効能なきにあらねども、その手早くして最善く驗く、取り敢へず、小兒を斷乳して、病根を取除くることよあり、

此くの如く小兒を斷乳し、然して若くして壯健なる乳母を抱ふること、母のためのみならず、小兒のためにも必要のこととなり、然るに若これを顧みず、何時までも哺乳し居れば、その害の兒の身及ぶこと一方ならずして、始より十分健に生れ、これまで恙なく成長し來りしに、今の其の母の乳汁の分量といひ、性質といひ、最早適當の滋養を給すること能

のざるより、やがて兒の容子變りて、顔色蒼白となり、多病よして衰老せ
 一者の如く見え、筋肉柔軟にして、手足の運動悪く、胃大くなり、大便
 の通下方常ならずして、臭氣殊々甚しく、それより二三週間の中、あ
 れ健にて可愛らしき小兒の、變りて疲弱又陥り、見るに堪へざる姿とな
 りて、その一命も所詮覺束なくあるあり、此の時に於て、その生命を繋ぎ
 留め、健康を復せしむるの手段唯一あり、早くこれを用ゐれば、兒の此の
 如き有様に至るを豫防するの効あるべし、さてその手段、他にあらず、
 丈夫なる乳母を抱ふること是なり、
 母の哺乳の爲様悪しきために、小兒の身及ぶ患害、前文に述べたる
 が如く甚くからずして、その兒恙なく成長せとも、其の身體の中に、何
 程が癩瘰癧質の病根潜伏して居て、必他日又至りて顯れ出づるの恐あり、
 是哺乳の時に於て、母の體の虛弱なるより然ることあらしむるなり、若

早く乳母を抱ふれば、これを豫防することを得べし、
 母の何時まで其の兒に哺乳して宜しきやと問はれんに、余答へて云
 はん、その一定の時限を説き示すがた、然れど何れの婦人にて、己の
 體に益あらせんとするに、十二箇月乃至十八箇月より長く哺乳すべ
 からず、但大抵の婦人の、三箇月までの間に於きて、乳の出かた何程か或
 り全く悪くなるものなり、

第六章、斷乳する事、

何時斷乳せんかといふに、これの當時の景勢に依るものよて、固一定の
 規則わらず、時として、母の體丈夫あらざるより、已むを得ず、六箇月前
 に斷乳することあり、又、兒の體の弱さがために、十二箇月の後までこ
 れを見合することあり、然れど、通例の、母子ともに健なれば、九箇月より
 (此れの大切の時限なり、早く、十二箇月より晩く斷乳せざるを法とす、

若^レ母子とも健にて、その兒の齒^は幾^く箇^か生^はへ、最早乳の間の食物を食ひ慣^かれたるときに、九箇月までに、漸々に斷乳すべし、或^ハ然らずして、兒の性質弱く、齒の生^はかた遅きに、母^ハ健にして、善き乳汁多分に出づる様ならば、尙^ホ數箇月の間、斷乳を延^ばす方、最良かるべし、此くの如き時に、その齒の生^はへざるが、兒の體の未乳汁より外の食物に適せざることも、何よりの証據なれば、やがて、齒の生^はへかゝりて、その刺衝を兒の身^ハ及^ハばすまでの間、決して斷乳を行ふべからず、然なければ、腸^{ちゆう}の常度を失^はひ、めで、終に痙攣^{けいれん}を催^もさしむるの恐あり、且又痙攣質ある母の生みたる兒にして、これに健なる乳母を抱へて哺乳せしめん時、その斷乳を常の時限より延^ばす方、最宜し、但延^ばしすぎて、乳母と兒とのため、害とあらざる様注意せんことを要す、

斷乳の仕方、漸々よするを良^しとす、大概を云へ、六箇月目より二十

四時間に、二度乃至三度づゝ哺乳をし、それより、遅々兒に斷乳せしむる手續に取り掛り、乳汁の幾分かを扣へ、製造食物を以てこれに換^かふる様にすべし、然すれば、其の後^お斷乳すべき時節來ても、豫^あてより慣れ居ること故、強^あ母子の身の害となることなきあり、但此の時に當り、その食物の分量と性質と、篤と心を用ゐること極肝要にして、餘り多分よこれを與ふれば、これ甚危険なることなり、胃に填^みち塞^さがりて、消化^{せうか}力を衰^おへさせ、それがため、痙攣不意に起りて、一命を取らるゝの患あり、若^レ然らざれば、其の腸の甚しく常度を失ひ、滋養を受くること少くして、大に衰弱を起し、終に、父母たちの、只管心配して、何卒死亡に及^ひばざる様よと願ふに至るなり、さて此の時に用ゐるべき食物と、其の用ゐる方と、次の第九章製造食物と題する處に詳記すべし、

天氣^{あま}朗^らなるときに、兒を戶外に連れ出して、頗^お十分に運動をすることを、

此の時に極好きことゝも、その體を健よするのみならず、消化機關をも強くして、これまでも變りたる食物を、容易に消化するの効あるなり、

第七章、乳汁を止むる事、

分娩後直に乳汁を止めねばならぬことあり、その左の由縁によるなり、
第一に母の體健ならず、第二に母の身に患める處あり、例へば乳頭の餘りよ小き、乃至の硬き、又の胸に壓れて、内へ引き込み居るが如し、第三に小兒死し、其の他己むを得ざる事故これなり、

世人多くは乳を止むるために、冷湯劑を乳に施すことあり、これ速に乳を止むるも効あること、疑なけれども、最危険なる病患を醸すの基とあることあれば、決してこれを用ゐるべからず、さて極安全なる藥方の、
左の軟膏を用ゐるゝ如くあり、

複方石礮軟膏三ツ、阿片丁幾三ツ、龍腦軟膏三ツ、

この藥方にて、その刺衝餘り烈しく、複方石礮軟膏のみを用ゐるべし、

右の軟膏何れも、リンチン乃至「ラチル」の一層又の二層なるも抹し、これを暖めて貼て、油絹にて其の上を蓋ひ、四五時間ごと、温めたる甘扁桃油を以て、五分乃至十分の間乳を擦るべし、

時より、その皮の薄くして感ト易きが爲に、複方石礮軟膏さへも甚しく刺衝を催して、乳房ごとく擦り剝くことあり、此の如きときは、その代に麵包の水巴布を貼つべし、勿論温めたる甘扁桃油をば、前の如くに用ゐんことを要す、

若し乳の僅に堅くして、乳汁の少し満りたるのみあるに、強ひてこれを散さんとすれば、却りて尙分泌するの助となりて、忽また満り來る故に、始より手を着けざるに如かず、然れど、その堅くして痛み、餘りに満るより、

心地悪しき様なれば、その満を緩むるために、幾分かこれを散らすに、宜しければ、強くするに悪し、但これをば、なるべきだけ頻く行いんことを要し、さて其の手段といふに、他にあらざ、鹽性緩下劑を毎朝乃至必用の時の、夜中にても服し、兎に角、腸の微し通つてを目的とすべし、食物のこれを節減し、水氣少くして滋養なるものを求むべし、然れど、咽烈しく渴くときは、「トースト」炙りて飲料の中に入れてたる麵包及水にて履口中を洗ひ、これを和ぐべし、その外一日の中に、橙一二箇又の少しの葡萄を食ひて宜し、此の手段を用るれば、乳の強く満るより起りたる苦痛の、今まで身を惱まし居るものを除くことを得べし、勿論乳全く止りても、その手當の藥用を休むべきに、尙數日の後にありて、婦人の雅の言に「乳より乳汁滴る」と云ふ心地の、その後二三週まで忘るゝこと能はざること罕にあらん、

乳汁を止むべき時限にこれを止むること、豫てより兒に哺乳の間、製造食物を與へて、その支度をなし置きさへすれば、今別段又難きことあるまじ、然れど、前文に云ひたる藥劑鹽性緩下劑を、必忘れず服すべし、これのその時に効能腸の通じを付くる、あるのみならず、兎角乳汁を止むる時限又發し易き精神衰弱、身體疲困、食氣缺乏等の諸病を豫防するの益あるあり、若し乳の斷えずに溜り、又の痛む程に満る様ならば、緩下劑を服して、少しく腸の通下ある様となり置くべきに言ふまでもなく、食物の分量を減下して、水氣なく滋養となるものを食ふべし、又その上乳に行ふべき手當の、時々又乳汁を吸ひ出ることとなり、且その満りを緩むるだけより多く吸ひ出すに悪し、尙その外又四五時ごとに、五六分間づゝ、左の軟膏の温めたるものにて、よく乳を擦るべし、

複方石礮軟膏一写半、阿片丁機三写、

第八章、乳母の事、

乳母の撰び方、體の健康ならざるごと、又其の他の事由のため、母のその兒を乳養することを妨げられて、乳母を抱ふことの必要とあることあり、さて孰れの婦人も、乳母の撰ひ方を醫師に頼むべきこと、心得居るべけれども、時より然し難きことあるのみならず、又その撰び方よつき、醫師の眼目とする事件をば、母たるものよく心得置かず、あるべからず、この故に、余の今これを示し置かんこと肝要ありと思へり、

さて醫師の第一に注意するは、乳母の全體の健否如何といふことにて、其の次の乳の様子、乳汁の性質、其の出初より幾月よなるかといふこと、當人の年齢、哺乳中又月經の來る慣習ありや否や、及その乳を飲まししときに、その小兒の健否如何なり、かといふことなり、

乳母の全體の健否如何、乳母とするに、その全體の狀貌の如何にも壯健にして、瘰癧質其の他遺傳の病症あらんかの疑なき決してなく、其の舌奇麗にして、食物の消化善く、齒並に齧とも堅固にしてよく全く、皮膚の剥落すること等なく、且氣息の至て清き者を善しとす、乳の様子如何、乳の縮りて、その形好く、大に脂肪の多分なるより出來たるを善しとせずして、腺の結構の好きより出來たるを善しとす、若脂肪多ければ、乳縮らずして、緩縱ある様に見え、腺の結構好ければ、これに觸るに、縮りて、何所となく硬き様は覺ゆるものなり、而して乳頭の適宜の大よて、善き安排に突出で居るを要するなり、乳汁の性質如何、これに淡くして淡青白色を帯び、その味甘く、器よ盛り澱せて置けば、多分の乳酥を浮べ、水の中に滴らせば、少く暗曇として直に凝りて、底に沈まざるを善しとす、

乳の出初より幾月になるか、分娩せし月の終りたる時に、乳母を抱へんとならば、分娩後いまだ二箇月を経ざる婦を撰ぶべし、すべて實母と同一頃又分娩せし者の乳は、殊に兒のために宜し、然らずして、初生の小兒は、三四箇月も前に分娩せし婦人の乳汁を飲せたらんに、乳汁の性質兒の胃は適せざ、餘り濃くして、胃のこれを消化し盡すこと能はざるより、大に害となること少からざ、然れど又四五箇月の小兒に分娩後間もあき者を乳母とすれば、乳汁淡過ぎて、滋養とあらざるより、やとり兒の疲弱を來すことを免れず、
 乳母に、餘り年老いざる者を善しとす、乳母は、二十一歳より三十歳までの婦人を求むべし、但その以前一兩人の兒を持ちし者なれば、尙宜し、その故は、乳汁の出方別段多分なるのみならず、兒を世話することも、一層在行ある様に思はるればあり

哺乳中に、月經來る慣習ありやなしやの事、若その慣習有らば速に服を遣すべし、抑その慣習あることを見定むるは、甚難き事なり、その理由は、乳母になるが如き婦人の、大抵月經の來るは、結句佳き事にて、それがために、乳汁毎月漸くなくなり、生れて間もなき小兒の飲むに、別けて宜しと思ひ、敢へて疑ふ所あればなり、然れど實はこれと反對にして、大に乳汁の品格を悪くし、初生の小兒の氣に入らずして、これを飲み始めると、焦怒て、暫時過ぐると、その乳汁を吐き、青黒色ある水の如き大便を下すあり、
 乳母の手は掛りて、小兒の様子如何といふ事、小兒容貌如何をも丈夫に見えて、乳母の滋養十分は届きたる徴現は居り、皮膚緊りて、剝落なとのなきを最上とぞ、取り別き、首領鬚の邊の景狀佳からんことを肝要とするなり、

醫師の検査するに、乳母及その養ふ所の小兒とも前に述べたるが如き
 景状あらんより、これ善き乳母を抱へ得たりと謂ひて固より宜しとす、
 實母の（醫師の検査も因らず）自身も深く注意すべきに、常人の品行如
 何といふことあり、若その品行善からざるるときより、假令身體如何程丈
 夫なりとも、決して雇ひ入るべからず、其他節度よきこと、身を清潔にす
 ること、行状正しきこと、小兒を愛し、及その世話の巧者なること等、第
 一大切の事にて、心相に氣象の穩あることも、亦必要の事なり、此篇の初
 め於て、母の心を苦むることの害を乳汁も及ぶすものありと説きたる
 示教をば、乳母もよく遵奉すべきなり、
 この外、乳母たる者も必要なる事項を何々と數へ擧るゝ、無用なるべく
 して、人々少しく思慮すれば、自理解ることあらん、
 乳母の食物の事、これの平生用ゐなれたるものと異らすべからず、若

異へべき事由あるときより、漸々よこれを行ふべし、婦人の哺乳を行ふ
 間の、食物を用ゐること平生よりも多分なるべしと思ふ者あれども、却
 て大なる誤りて、善き乳母なれば、固よりこれに及ばず、又惡しき者なれ
 ば、これがために善くなるべき筈なし、若兎角世間の乳母も行ゐるゝ風
 習の如く、飽くまで飲食して、且懶惰に日を暮るときに、終にその消化機
 を害して、熱病を引き起すの基となり、これがために、乳汁の減るのみな
 らず、全く竭くることさへもあるなり、實母たるものゝ、乳母の消化惡し
 き食物、飲料等を以て、胃に填たし過ぐる様なることなきかと、平生注意
 を加ふべし、さてその食ふものゝ、性の良き動物、植物の食を佳しとす、而
 して若必要なる時より、醸造したる酒類を飲むべし、
 前文も説きたる如く、黒麥酒の、多分に乳汁の出づるを助くるも益あり
 との考、世間に行われ、それがために、乳母の何程にても、その好むまゝよ